

第九十六回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第六号

(三九七)

昭和五十七年八月四日(水曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事 片岡 清一君

理事 塩崎 潤君

理事 佐藤 綱樹君

理事 石田幸四郎君

理事 上村千一郎君

後藤田正晴君

田名部匡省君

浜田卓二郎君

中村 茂君

渡辺 三郎君

岡田 正勝君

小杉 隆君

出席国務大臣

自治 大臣 世耕 政隆君

出席政府委員

自治省行政局長 大林 勝臣君

自治省行政局長 大林 勝臣君

委員外の出席者

参議院議員 金丸 三郎君

参議院議員 降矢 敬義君

参議院議員 松浦 功君

参議院法制局長 三宅 将夫君

参議院法制局長 三宅 将夫君

参議院法制局長 三宅 将夫君

参議院法制局長 三宅 将夫君

参議院法制局長 三宅 将夫君

参議院法制局長 三宅 将夫君

参議院法制局長 三宅 将夫君

参議院法制局長 三宅 将夫君

参議院法制局長 三宅 将夫君

参議院法制局長 三宅 将夫君

参議院法制局長 三宅 将夫君

参議院法制局長 三宅 将夫君

参議院法制局長 三宅 将夫君

参議院法制局長 三宅 将夫君

本日の会議に付した案件
公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、第九十五回国会参法第一号)

○久野委員長 これより会議を開きます。
参議院提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

○坂井委員 提案されております拘束名簿式比例代表制の問題点につきまして、お尋ねをしたいと思います。

○松浦参議院議員 お答え申し上げます。
今回の案を見まして、地方区と全国区、この二つで構成されます参議院の制度が、全国区が独立してしまつた。そこで、選挙制度全体をながめま

す、小選挙区制あり中選挙区制あり大選挙区制あり、かつ個人選挙、そして政党選挙、こういう混在しておるといいますか、きわめてでたらめな制度になつてしまつた、私は一言で申しまして、

加えて、公職選挙法自体が個人選挙を本位にして今日まで運用されてまいりましたし、また公選法の仕組みが個人本位、個人選挙本位になつておる。そこで、個人本位と政党本位、この二つの選挙の調整というものが公選法上なされなければならぬ。しかし、これが未調整のまま提案をされてきておる。その組み立てが、そういう意味でも前段申しましたとおりきわめてでたらめな感じになつておる。これは感じだけではありませんが、実は憲法上きわめて容認しがたい問題が具体的にございます。したがって、私はその所在につきましてここで明らかにしてまいりたい、こう思

います。
そこで、その前提としてお伺いしたいわけでご

ざいますが、一体政党とは何ぞや、政党の定義につきましてここで改めてひとつお示しをいただきたいと思ひます。

○金丸参議院議員 政党の定義というお尋ねでございますが、先生方もよく御承知のように、政党と申しますものは、一定の政策、政治綱領を掲げ、その実現を期する政治家の集団である、このように申してよろしいのではなからうかと思ひます。

○坂井委員 それでは、今回政党要件として三つお挙げになりました。衆議院議員、参議院議員五人以上所屬しているもの、これが政党要件の第一でございます。この規定を設けました根拠になつたものは何でしょうか。

○松浦参議院議員 お答え申し上げます。
政党法のない現在におきまして、私どもは政党本位の選挙というものを考えます際に政党らしい政党というものがどうしても要件となるのではなからうか、こういう考え方で現行法との対比を考へまして、政治資金規正法の規定におきます所屬国会議員五人、これを要件として引つ張つてきた、こういうことでございます。

○坂井委員 さらに念を押してお尋ねしたいと思ひます。確認をいたしたいと思ひますが、政治資金規正法第三条二項三号、ここで言いますところの政党、これを引用いたしました、衆議院議員、参議院議員五人以上所屬、つまり今回の改正案によりまして、第八十六条の二、一項、「当該政党その他の政治団体に所屬する衆議院議員又は参議院議員を併せて五人以上有すること。」この条項は政治資金規正法第三条二項三号を引用した、こういうことでございましょうか。

○松浦参議院議員 現行法規との関連を考へて、ただいま御指摘のような部分を引用した、こういうふうにお答え申し上げます。

○坂井委員 それでは、私の問題提起の前提としてお尋ねをいたします。
現行政治資金規正法で言う、つまりいま申しました第三条二項三号に示されております衆議院議員、参議院議員五人以上、この衆議院、参議院五人以上の衆議院が解散されました、衆議院議員としての資格のない人が含まれました場合、政治資金規正法上言う衆議院議員、参議院議員五人以上所屬している政党ということになりますか、それとも政党ではないということになりますか、いかがでしょうか。

○大林政府委員 現在、政治資金規正法では仰せのような三つの要件を政党の資格としてつくつておるわけでありまして、御質問の五人以上の国会議員が所屬するというのが一つの要件について、たとへば解散ということがございましてその時点で身分を失う。身分を失えば五人未満になりますから、その時点から政治資金規正法は政党ではないではないか、こういう御趣旨であらうと思ひますが、政治資金規正法の趣旨から申しますと、要するに政党の定義というものはなかなかつけがたい。つけがたいわけではありますけれども、結局本来の政党というものは、やはり少なくとも国会の選挙に参加するあるいは国会活動に参加する、これが一番大きな要素であらうかと私ども考へております。そのほか真剣さであるとか継続性であるとか、いろいろな要件はありましようけれども、いろいろ諸外国の政党要件を見ましても、最終的には国会の選挙に参加するあるいは国会活動に参加するというのが政党の要素としては一番ウエートの高い要素であると思ひます。そういう趣旨から五人という腰だめをつくつてはおりまされけれども、少なくとも五人ぐらゐの国会活動を示す団体というのは政党として認定すべきであらう。ただその場合に、御質問のように急に解散というよう

ございますが、一体政党とは何ぞや、政党の定義につきましてここで改めてひとつお示しをいただきたいと思ひます。

○金丸参議院議員 政党の定義というお尋ねでございますが、先生方もよく御承知のように、政党と申しますものは、一定の政策、政治綱領を掲げ、その実現を期する政治家の集団である、このように申してよろしいのではなからうかと思ひます。

○坂井委員 それでは、今回政党要件として三つお挙げになりました。衆議院議員、参議院議員五人以上所屬しているもの、これが政党要件の第一でございます。この規定を設けました根拠になつたものは何でしょうか。

○松浦参議院議員 お答え申し上げます。
政党法のない現在におきまして、私どもは政党本位の選挙というものを考えます際に政党らしい政党というものがどうしても要件となるのではなからうか、こういう考え方で現行法との対比を考へまして、政治資金規正法の規定におきます所屬国会議員五人、これを要件として引つ張つてきた、こういうことでございます。

○坂井委員 さらに念を押してお尋ねしたいと思ひます。確認をいたしたいと思ひますが、政治資金規正法第三条二項三号、ここで言いますところの政党、これを引用いたしました、衆議院議員、参議院議員五人以上所屬、つまり今回の改正案によりまして、第八十六条の二、一項、「当該政党その他の政治団体に所屬する衆議院議員又は参議院議員を併せて五人以上有すること。」この条項は政治資金規正法第三条二項三号を引用した、こういうことでございましょうか。

○松浦参議院議員 現行法規との関連を考へて、ただいま御指摘のような部分を引用した、こういうふうにお答え申し上げます。

○坂井委員 それでは、私の問題提起の前提としてお尋ねをいたします。
現行政治資金規正法で言う、つまりいま申しました第三条二項三号に示されております衆議院議員、参議院議員五人以上、この衆議院、参議院五人以上の衆議院が解散されました、衆議院議員としての資格のない人が含まれました場合、政治資金規正法上言う衆議院議員、参議院議員五人以上所屬している政党ということになりますか、それとも政党ではないということになりますか、いかがでしょうか。

○大林政府委員 現在、政治資金規正法では仰せのような三つの要件を政党の資格としてつくつておるわけでありまして、御質問の五人以上の国会議員が所屬するというのが一つの要件について、たとへば解散ということがございましてその時点で身分を失う。身分を失えば五人未満になりますから、その時点から政治資金規正法は政党ではないではないか、こういう御趣旨であらうと思ひますが、政治資金規正法の趣旨から申しますと、要するに政党の定義というものはなかなかつけがたい。つけがたいわけではありますけれども、結局本来の政党というものは、やはり少なくとも国会の選挙に参加するあるいは国会活動に参加する、これが一番大きな要素であらうかと私ども考へております。そのほか真剣さであるとか継続性であるとか、いろいろな要件はありましようけれども、いろいろ諸外国の政党要件を見ましても、最終的には国会の選挙に参加するあるいは国会活動に参加するというのが政党の要素としては一番ウエートの高い要素であると思ひます。そういう趣旨から五人という腰だめをつくつてはおりまされけれども、少なくとも五人ぐらゐの国会活動を示す団体というのは政党として認定すべきであらう。ただその場合に、御質問のように急に解散というよう

○松浦参議院議員 現行法規との関連を考へて、ただいま御指摘のような部分を引用した、こういうふうにお答え申し上げます。

○坂井委員 それでは、私の問題提起の前提としてお尋ねをいたします。
現行政治資金規正法で言う、つまりいま申しました第三条二項三号に示されております衆議院議員、参議院議員五人以上、この衆議院、参議院五人以上の衆議院が解散されました、衆議院議員としての資格のない人が含まれました場合、政治資金規正法上言う衆議院議員、参議院議員五人以上所屬している政党ということになりますか、それとも政党ではないということになりますか、いかがでしょうか。

○大林政府委員 現在、政治資金規正法では仰せのような三つの要件を政党の資格としてつくつておるわけでありまして、御質問の五人以上の国会議員が所屬するというのが一つの要件について、たとへば解散ということがございましてその時点で身分を失う。身分を失えば五人未満になりますから、その時点から政治資金規正法は政党ではないではないか、こういう御趣旨であらうと思ひますが、政治資金規正法の趣旨から申しますと、要するに政党の定義というものはなかなかつけがたい。つけがたいわけではありますけれども、結局本来の政党というものは、やはり少なくとも国会の選挙に参加するあるいは国会活動に参加する、これが一番大きな要素であらうかと私ども考へております。そのほか真剣さであるとか継続性であるとか、いろいろな要件はありましようけれども、いろいろ諸外国の政党要件を見ましても、最終的には国会の選挙に参加するあるいは国会活動に参加するというのが政党の要素としては一番ウエートの高い要素であると思ひます。そういう趣旨から五人という腰だめをつくつてはおりまされけれども、少なくとも五人ぐらゐの国会活動を示す団体というのは政党として認定すべきであらう。ただその場合に、御質問のように急に解散というよう

な思ひもかけない事態が出ましたときには、結局五人未満になりましてもそれは何も政界のせいではございません。したがって、制度的な激変ということによってその瞬間に政党資格を持つておいたものが急に政党資格がなくなるといふものもいかか。したがって、政治資金規正法の取り扱いは、選挙期間中五人未満になっておりましても、要するに政治資金の総量規制の問題については、次の選挙でどうなるかわかりませんけれども、少なくとも選挙期間中については五人未満というところになっておりましても政党資格は認定する解釈、取り扱いはいたしております。

○坂井委員 私はこの問題で実は突っ込んだ議論をするつもりはないのですが、ただいま大林選挙部長まあ五人ぐらいということでも公選法上はすいぶん問題になってくると思うのですが、それはそれといたしまして、いまのような御見解は、政治資金規正法が制定されて今日までずっといろいろな過程、変遷があるわけでございまずけれども、いまお示しになりました見解は、最初の時点から一貫した御見解ですか。

○大林政府委員 最初制定をされて以来、そういう事態が出たらどう考えるべきかという勉強はしております、結局現在の段階ではそういう結論を持っております。

○坂井委員 要するに、これは委員長、お聞きしておいていただきたい。私が公選法上問題提起、これから指摘をいたしますが、こういうことがありまよというところで、先ほど言いました公選法八十六条の二の一項一号、衆議院議員、参議院議員あわせて五人以上を有するというのが政党要件の第一である。これの出発点、引用はどこかといいますと、政治資金規正法の第三条二項三号、ここから引用したのだということですね。実は解散になった場合一体どういうことを見るのか。衆議院議員という資格、身分をすでに失ったという段階でどういうことになるのだろうかというところで、引用されました政治資金規正法上の政党、

衆参国会議員五名、これは衆議院が解散の時点で衆議院議員の身分ありと見るのか、あるいはなしとするのかという点についてお尋ねをいたしてまいりましたところ、いまの段階で、いま大林選挙部長がお答えいただいたような見解がなされた、こういうことである。これは実は政令においてもこの辺のところは全くきちんとしておりません。したがって、そういう詰めのない、詰めのないとい申しますか、その身分をどう見るかというところについてはっきりした判断、見解、そういうものがないうままに今回の公選法上の政党要件に引用されてきておる。ここに実は大きな問題が所在するわけでございします。その問題点とは何かというところにつきましてお尋ねを進めてまいりたいと思ひます。

その前に、改正法第八十六条の三で「政党その他の政治団体は、参議院議員の任期満了の日前九十日に当たる日から七日を経過する日までの間に、「政党その他の政治団体の名称及び」略称を中央選挙管理会に届け出る、こういうことになっております。政党要件である国会議員が五人おりまして、実はその中に衆議院議員が含まれておる。参議院議員三名、衆議院議員二名と仮に仮定いたしました。衆議院が解散されました。解散によりまして憲法四十五条によりまして衆議院議員の任期は終了いたしました。議員の身分がなくなる。つまり衆議院議員でなくなる。これは憲法上自明のことでございます。つまり、この時点におきましては参議院議員三名しかいない。こういう段階で、すでに九十日前の届けの時点で参議院議員に三名、現職の衆議院議員二名、政党要件を満たしたとして政党の名称及び略称の届け出を済ませておりました。その後におきまして衆議院が解散になった。衆議院議員はなくなりまして、参議院議員三名であります。この場合、届け出されました政党の名称及び略称は有効というところに見るのでしょうか、これは念のために。もし有効とするならば、それを有効とする根拠は政令等にゆだねるということになるのでしょうか。

○降矢(敬義)参議院議員 ただいまの衆議院の解散の場合に五人の衆議院の数の計算はどうするか、そういうことを私たちも議論いたしました。八十六条の二の第二項にそれに関する規定を置いたわけでありまして、いま御指摘の五人に関する「衆議院議員又は参議院議員の数の算定その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。」まさに先生が御指摘のような解散の事態になったときに衆議院議員でなくなりますので、そこでそういう事態を予想して、数の算定についての「必要な事項は、政令で定める。」という規定を置いたわけでありまして、したがっていまの五人というときの解散の衆議院議員の数の算定は、この政令でいけば特例を考へるという根拠をわざわざ置いたわけでございます。

○坂井委員 さて、問題は、今回の参議院比例代表選出議員の選挙で、名簿による立候補の届け出の際に、政党要件であります国会議員が五人、これは先ほどの例を引用いたしました参議院議員三名、衆議院議員二名、あわせて五人といたしました。ところが衆議院が解散をされました。したがって、衆議院議員としての資格がなくなつた。言うなれば前衆議院議員であります。そういう人を合めて、参議院議員三名、あわせて五名であるということである。立候補の届け出はできまつか、できませんか。解散した、そこで衆議院議員の資格はございせん。そういう人を合めて五名として立候補届け出することは私はできないと思ひます。要件を満たしていないと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○降矢(敬義)参議院議員 いまの政令でその点を明確にするために十二項という規定を設けたわけでございます。数の算定に關しその他必要な事項というところでありますので、いま御指摘のような点は、衆議院が解散になって衆議院議員はいない、そういう事態の中で政党を数える場合の根拠をわざわざ、そういう問題があるとわれわれは議論して考えましたので、政令でその点を明確にさせていただきます。こういうことで十二項を置い

たわけであります。

○坂井委員 要するに、八十六条の二の一項一号で「当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を併せて五人以上を有すること。」これは明らかに現職の参議院議員であり衆議院議員である。参議院議員、衆議院議員の身分、資格、これを有する五人をもつて政党とする。しかるに、もし解散というように事態に相なったならば、衆議院議員はその資格を失つてしまふ。そういう人が加わつた五名といふのは、これははなはだ困る。しかしながら、それでもなおかつ有効にしようというわけで、八十六条の二の第十二項におきまして、「第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。」つまり政令にゆだねた、こういうことでございしますか。念のために。

○降矢(敬義)参議院議員 そのとおりでございます。

○坂井委員 なぜ法律で書かないのですか。なぜ公選法という法律の中で条項を起してそのことをきちんと書かないのですか。いいですか。少なくとも参議院の選挙制度の根幹にかかわる重要な政党要件です。その政党要件は、衆議院議員、参議院議員、それぞれあわせて五名をもつて政党とするという要件、一つ枠がはめられた。このことについても実は議論があるのですが、そういう一つ枠。明らかに現在衆議院議員であり参議院議員である、現職国会議員であるという立場において第一号は書かれてはいるはずなんです。しかし、解散等の事態を想定いたしますと、とりわけ前回のダブル選挙、このようなことを想定いたしますと、衆議院の解散ということになった場合には、せっかく届け出の段階では衆議院議員であつたけれども、その後解散になった、そしていよいよ公示になった、名簿を届け出る、その段階ではもう衆議院議員ではない、そういう人をそれであつてもなおかつ衆議院議員とみなすのだ、言うなればみなし規定を十二のこの「政令で定める。」政

令というところに置いた、こういうことでしよう。そのところをもう一回はつきりとお答えをいただきたい。

○降矢(敬義)参議院議員 われわれは、何回も御説明しておりますとおり、政党らしい政党というものも考えて、その根拠に政治資金規正法にある政党のところに引用させていただきました。原則は法律できちっと書いたわけでありまして、けれども、いま御指摘のような事態については、衆議院議員の数の算定というのをきちっと政令の各事項の中に書きまして、そしてそのところは特別の例外の場合でありますので政令に委任したわけでございます。

○坂井委員 さて、そのところなんです。いま言いました改正案八十六条の二の十二項では、「第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。」数の算定をしましう。「その他同項の規定の適用について必要な事項」、その他の必要な事項として、「その他」の解釈の中に、解散によって衆議院議員でなくなった人、それも衆議院議員にみなそうという規定を政令にゆだねてしまふ。こんな粗っぽい話がありますか。そうであればなぜここに法律でそう書かないのですか。解散の時点においても、仮に衆議院議員の身分を失ったとしても、それはここでいう政党要件五名の中の資格のある人とみなすという条件をどうして法律で書けないのですか。これは法律で書けないのでしよう。つまり、金丸先生しばしば引用されますとおり、憲法四十七条で、選挙の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める、こう明定されております。本来ならば法律で書かなければいかぬ。それははつきりここに法律で書くべき事項なんです。書くべき事項であるにもかかわらずなぜ書けないのか。これは理由があるのです。憲法上また書けないのでしよう。別の憲法から。それはもし後で議論あれば私に……

この問題については、私は私なりに徹底して調査研究いたしました。したがって申し上げてまいりませうけれども、つまりいま申し上げることは当然法律として書くべきことである。それは何か。憲法四十七条におきまして、選挙の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定めるとはつきり書かれております。はつきり書かれておるとするならば、公選法、この法律の中にきちんとして書くべきです。政令にゆだねる、政令で定める。選挙のそういう方法です。少なくとも選挙に關して、政党要件五名を満足させる資格のある人であるのか。現職の衆議院議員であれば、これはもう何ら文句の言うことはございせん。ただ解散になったときに、憲法四十五条で身分を失つてしまふ。それでは困る、それを何とか救おう、教の中に救えようというところで、これを政令にゆだねようとするのでしよう。制度の根幹にかかわる重要な政党要件を法律で書きなさいと憲法四十七条では言われながら、あえて法律で書かないで、どうしてそんな大事なことを政令にゆだねるのですか。お答えください。

○降矢(敬義)参議院議員 先ほど申し上げましたとおり、原則は法律で書きなさいけれども、具体的な事項について例外という事態を想定して政令で書いたものでありまして、決して私たちがそれが法律に違反するということとは考えておりません。

○坂井委員 もっと端的な例を申しませう。八十六条の二の第一号、何回も繰り返しますが、いわゆる政党要件、「当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を併せて五人以上有すること。」となつておりますから、衆議院議員五人、これで満足です。解散になりました。国会議員ゼロです。一人もおりません。もうしたこの条項は一体どうなるんですか。一人もいなくなりまして。衆議院議員五人でいいでしょう。解散になりました。解散になれば憲法に従つて衆議院議員の身分はなくなります。前は衆議院議員だったんです。いまは国会議員でないです。ゼロですよ。一人もいない。一人もいないんです。ゼロです。何と第一号に、ここに書かれて「衆議院議員又は参議院議員を併せて五人以上有すること。」何の意味もなくなるじゃないですか。明らかにここで想定したのは、これは現職の衆議院議員であり参議院議員でしよう。理の当然ですよ。しかしあなたの方おっしゃるやうに、それでは解散したときに困るからというわけで、それを政令にゆだねようとするんです。政令でゆだねるというやうなことはしなさんな。ちゃんと憲法で、法律で書きなさいと書いてあるんですから、どうしてここに法律で書かないんですかと言ひます。これは修正してください。法律で書いてください。大事な議員の身分に關することでありまして、資格に關することでありまして、そのことはまた立場を変えて言うならば、これは選挙する側からしても重要なかわりあいのある問題であります。国民の権利、利益、これにかかわる事項だと思ひます。重大な参政権といふことを考えますと、国民のそうした権利あるいは利益にかかわる事項を安易に政令にゆだねるというやうなことは、断じて私は容認できない。憲法におきましては明確に法律で書きなさいと書いてある。これはきちんとして書いてもらひたい。

○三宅参議院法制局参事 お答えいたします。ただいま先生がおっしゃいましたのは解散についてでございますけれども、参議院議員について、参議院議員の通常選挙が例外的には参議院議員の任期満了の後に行われる場合がございまして、そういう場合は、この五人の要件と申しますのは、名簿を選挙長に提出いたしました時点においてございまして、その時点で参議院議員はやはりゼロだということになります。

そういふやうに、先生のおっしゃいます解散のような場合、それから参議院議員の任期満了後に通常選挙が行われますやうな場合のやうな例外的な場合でございまして、これを一々法律に書かないで政令に委任することは、普通こういう例外的な事項は政令に委任する、これは差し支えないものかと思ひます。憲法四十七条で選挙に関する事項は法律で定めると書いてございましてけれども、こういう例外的な事項については政令に委任することは憲法の容認するところである、このやうに考えるわけでございます。

○坂井委員 せっかく法制局御答弁だけれども、それはきわめて勝手な解釈ですよ。立法院として私はそのやうな解釈にはとうてい立てません。そんなばかな話がありますか。政党本位の選挙にしようとして、これはまさに今度の制度の根幹にかかわる問題ですよ。要するに、政党要件として衆参国会議員五人を有するのだというところは、五人ぐらゐとかなんとかという話じゃないんです。これは各政党にとりまして団体にとりましてもきわめて大事な、選挙に参加することができなからできないのか、候補者を立てることができなからできないのか、有権者の方からしますと、参政権としてそれを行使することができなからできないのか、国民の権利とか利益とかいふことにもかかわるきわめて重要な問題ですよ。制度の根幹をなす問題なんです。それを、いまおっしゃるやうに政令にゆだねることは何ら問題ございせんという御答弁に私は同意をするわけにはいかない。法律で書くべきだと思ひます。どうして書けないのですか。そんな政令にゆだねるやうな片々たる問題ですか。そんな認識で法制局、作業されたのですか。私はとうていそれは思ひません。仮にそういう認識で法制局が作業をしたのだ、決してこれは憲法上問題はないのだとおっしゃられても、私はそれを素直にああやうで言つて引き下がるわけには断じていかない。国会議員の身分に關すること、あるいは参議院の選挙制度の根幹をなすべき重要な政党要件、その政党要件について法律で書かなければならぬことを政令にゆだねるのだ、それでは問題ございせんやうなやうな答弁に對して、さやうでございせんか、わかりましたと言ひわけには断じていきません。納得

ができない。

○三宅参議院法制局参事 お答えいたします。

八十六条の二の十二項、御指摘の条文は、「第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。」と書いてあるわけですが、政令で定める、この具体的な算定の問題は一般的なものではなくて、きわめて例外的なものでございますので、このような例外的な事項につきましてもは政令で定めることは許される、このように憲法上何も問題はないと考えておるわけでございます。

○坂井委員 きわめて例外的と言うが、そんな例外じゃないんですよ。容易に想定される、現実にはあり得べきことなんです、解散というようになことは、そうでしょう。そんなことは例外だ、解散によつて議員の資格がなくなつた、それは例外的なことだから、政令でその場合資格がなくなつても議員とみなすんだということを書けばいい、そんな組むばい法制局の見解に対しては私は納得はできない。法律で書いてもらいたい。

○三宅参議院法制局参事 お答えいたします。

この問題は、政令要件の五人の議員にどういう人を、たとえば解散して現に身分を失っている人をカウントするかどうかという問題でございます。政令要件の議員のカウントの問題でございます。議員の身分を失わせるとか議員の身分に變動を生ぜしめるとかいうことではございませんので、この程度の特定した、ある意味では技術的な事項は政令で書くことは差し支えない、このように考えております。

○坂井委員 そんなに軽々に考えないでくださいよ、国会議員の身分を、資格を。そんなこと政令で定めていいのですか。内閣の職務、憲法七十三條六号「但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。」これを受けて内閣法第十一条、国家行政組織法第十二條四項、これが設けられておりまして、内閣法第十一条、政令の限界「政令には、法

律の委任がなければ、義務を課し、又は権利を制限する規定を設けることができない。」ということでもって政令にゆだねましょう、こう言うのでもうけれども、そんな簡単な問題ですか。政令要件として衆参両院議員五名と決めたことが、解散になつて身分を失つてもそれは国会議員とみなすんだというようになことを政令にゆだねるほどに軽々な簡単な問題ですか。いまのお答えはとうてい納得できません。重ねて申し上げますけれども、法律でちゃんと書いてください。

○三宅参議院法制局参事 お答えいたします。

これは特に議員の身分を失わせるとかそういう問題ではなくて、政令要件を考えます場合に、選挙長に名簿を届け出ます時点におきまして、すでに解散しておりますので衆議院議員としての身分は持つてはおりません。あるいは参議院議員の場合、通常選挙が任期満了後に行われる場合は参議院議員としての身分は持つてはおりませんけれども、参議院議員の身分を、政令要件を設けました趣旨からいまして、そういうものを除くことは不自然でございますから、政令要件の取り扱い上参議院議員、衆議院議員として取り扱うということでございますから、こういう事項を政令で書くことについては何ら問題ない、このように考えております。

○石田(幸)委員 関連。いまのお話でございます

と、解散時におきましては衆参ともにその議席を失うということでございますが、それをあえて政令で書くということになれば、しかし形式的にはやはり衆議院議員扱い、参議院議員扱いということになるのでしょうか。そうしたら身分にかかわる問題じゃないですか。おかしいじゃないですか。身分を確定するような要件ではないとおっしゃるけれども、しかし、あなたはいまうなずかれたように、明らかに形式的には参議院議員であり、衆議院議員であるということをお認めじゃないですか。形式的にもせよ、憲法四十四條、四十五條、四十六條、四十七條で明確に「法律でこれを定める。」というものを、そのように書かれているも

のを、何で政令で、形式的ではあるとも衆議院議員、参議院議員とみなすことができるのですか。それじゃ政令の方が憲法よりも優先するということになるのじゃないですか。これはとても容認できるような議論ではありませんね。いま一度御答弁ください。

○三宅参議院法制局参事 お答えいたします。

政令が憲法に優先するわけではございません。政令要件として衆議院議員あるいは参議院議員五人をカウントいたします場合に、すでに議員の身分を失つております元の衆議院議員の方あるいは参議院議員の方を政令要件の五人の中にカウントするわけでございます。名簿を届け出ます時点におきましては、解散しておりますから衆議院議員ではないわけでございます。それから任期満了後に選挙を行いますれば参議院議員ではないわけでございます。そのような議員でない方も一応五人の議員として取り扱う。これは立法趣旨から申しまして、こういうふうに書かなければ立法趣旨と合わないからでございます。

○石田(幸)委員 元議員や前議員をカウントすることはできるというけれども、一体法律の中に元議員、前議員というそういうような確定されたものがあるのですか。あるいはしないじゃないですか。おかしいじゃないですか。元議員や前議員を

カウントできる、それは一般の社会人と一緒じゃないですか。それじゃだれだつてできるといふことと意味は同じじゃないですか。元議員とか前議員の何らかの法律上の身分があるのですか。その点をまずお答えください。まずいまの点をお答えいただきたい。元議員とか前議員が法律上出てくるなんというところは絶対ないですよ。そういう身分があるなら承りたいですな。

議事進行について委員長がお願いがございますけれども、いまの参議院法制局の三宅さんですかのお答えはきわめてゆゆしき問題であつて、元議員、前議員がカウントできる、そういうものは法律上認められる制度なんというのは拝見したこと

がありませんね。いまのいろいろな答弁をお伺いいたしておりますが、この議論が明確な答弁として成立するかしないか、あるいはまたいま坂井委員が御質問になつたことに對して明確な答へがないのならば、ひとつ答弁者等におきまして見解をまとめていただきたい。その間委員会を休会しまして、ひとつその取り扱いについても理事会で御相談をいただきたいと思ひますが、いかがですか。

○久野委員長 議事進行について石田さんより御要請がございましたが、ただいま三宅部長から発言を求められておりますので、三宅部長の発言を許します。

○三宅参議院法制局参事 お答えいたします。

政令でございますけれども、政令にもいろいろございまして、単なる法律の執行に当たる執行命令のような政令と法律の委任に基づく政令がございます。これは明らかに法律の委任に基づく政令でございます。効力としては法律と同じ効力を持つものでございます。そういう意味におきまして、この政令では法律と同様の効力を持ちますので、書けるという点が第一でございます。

それから、先ほど元議員と申ししたのはちよつと訂正させていただきます、解散時において衆議院議員であつた者、あるいは任期の満了の時点で参議院議員の身分を有していた者、こういうこととございまして、先ほど元議員と申ししたのは訂正させていただきますと思ひます。

○坂井委員 政令要件を満たすか満たさないか、これはきわめて重要な問題ですね。そのことを、制度のそうした根幹にかかわる重要な問題を今度政令にゆだねるというようなことはやるべきではない。いまあなたの御答弁を伺いますと、それを政令で書いても何ら法律上は問題ないんだ、同じなんだ、それは法律で書いたも一緒なんだ、こうおっしゃる。法制局はそういうお立場をとられるのでしよう。そのことについて、私は、あえてそれがどうだこうだという批判をするつもりはない。しかし、われわれは立法府なのです。国会な

申し上げましたことは、繰返し申し上げますけれども、そういうわれわれの国会の立場から申しまして、制度の根幹にかかわるきわめて重要な事項を政令等にゆだねるべきではない。政令において、それがどうなるかこうなるか、だから法制局はいまのような、元とか前とかというような、きわめて漠然とした、あいまいな、混沌とした、ある意味では無責任な、おしかりを受けるかもしれないけれども、そんなような答弁すら返ってく

この前、テレビ討論会があったときに、いわゆるダブル選挙のときに、ある衆議院議員がパッパをつけておつて、そこへじゃんじゃんじゃん一般の聴視者から電話が入つて、あの人は議員をやめたはずなんだから議員パッパは外すべきじゃないか、われわれと変わらぬじゃないかというような注文があつて、その議員はテレビ討論会の中でパッパを外したという事例すらあ

ら、そういう議論はもうおやめなさい、だからわれわれの言っているように、素直にそれに従ったらどうですかという自信を持って答えられるならば答えてください。もしそうでなければ、すでに問題提起としては石田理事も私も申し上げておるとおりでございますから、そのことにつきましてもはなげできないのか。できるのか、できないのかということについては、委員会を一応終えて、理事会等で協議をいただくというようにしている

は法律と同一の効力を有する政令で書かせていただいた、こういうわけでございます。

○坂井委員　ですから法律で書いてください。書くべきです。

○石田幸委員　関連で質問しますが、先ほどお伺いをしました、解散によつて身分を失ったその議員の資格というものは一般の人と違うのか違わないのか、これはひとつ明確にお答えください。

○三宅参議院法制局参事　ただいまのお尋ねは、

たとえば解散によって身分を失った衆議院議員は一般の人と同じか違うかということでございますが、同じか違うか、どういう観点から言いますか、国会議員としての身分はもろろん失っておるわけでございます。ただ、こういう政党要件としてカウントをいたします場合には、一般の人とは全然違います。同じ政党、A政党ならA政党の党員でございます。政党要件としてカウントいたします場合には、一般の人とは違って五人の国会議員と同じ扱いにするのは適当であろう、そういう意味に考えるわけでございます。

○石田(幸)委員 そんなの答えになっておらぬ。○久野委員長 ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○久野委員長 速記を始めてください。午後一時より再開することとし、休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後一時三十分開議

○久野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。坂井弘一君。

○坂井委員 法律で書こうと思えば書けないことはありませんか。

○三宅参議院法制局参事 お答えいたします。

法律で書こうと思えば、と申しますのは、先ほどの解散時における衆議院議員の件だと思いが、法律で書こうと思えば書くことは可能でございます。

○坂井委員 結論から申し上げまして、法律で書いていただきたいということでございます。政党の資格の問題なんです。私は、この問題は、実は一口で言いまして、いわゆる政治資金規正法上そこにかかれております言わなければ政党の基準を、公選法上の政党要件の政党資格にイコールさせた、ここに非常に大きな無理があったということだと思えます。つまりこのような選挙の制度、

その根幹をなす政党の資格要件、これを決めるためには、その前提として政党法なる法律がきちんと整備をされておる、この政党法をつくる、つくり、この論議は別です、別といたしまして、前提として政党法がきちんとあるということでありますれば、政党の資格要件というものは公選法においてきちんとできただけであらうと私は思う。

問題は、きょう午前中冒頭の質問において申し上げましたように、いま政治資金規正法上言われる三つの政党定義がございまして、その三番目、衆参国会議員五名、これは、解散した場合にその資格を失った、その場合は一体どう見るのかということについて大林選挙部長に御質問を申し上げます。その解釈につきましては、従来そのような事象を政治資金規正法上では想定していなかったと申しますか、議論が実になかったわけでございます。したがって、政令等においてもそれに対する裏づけする規定等は全くございません。今回、政党要件として、政党の資格、それをどう見るかということから、公選法上これを明定したい、その根拠を政治資金規正法に求めたい。ところが、いま申しましたように、政治資金規正法上定義づけられております政党は、衆議院議員、参議院議員五名、こう書かれていてだけでございまして、解散時においてはその身分をどうする、こうする等については全く考えていなかった。それを恐らくきのうからきょうにかけて考えて出した結論だろう、私はこう見ておるわけでございます。

いずれにいたしましても、重要な政党の資格を法律で書かないで政令にゆだねるということは、言うなれば政府の手に政党の資格をすべてお任せをいたします、その裁量権、政党の資格がありや否やの裁量権、それを判断する権限はすべて政府にお任せしましよというものが政令ということに相なろうかと思えます。

したがって、私はるる申し上げておりますように、政党の資格を決める以上は法律においてきちんと書くべきでありましよう。ましていわんや今

回の法案は議員立法であります。何回も繰り返して参議院においても議論されてまいりましたとおり、まさに憲法に次ぐ重要な法規でありますことは論をまちません。同時に、これはまた、各政党の共通の基盤、土俵づくりというきわめて重要な民主主義のルールの根幹にかかわる公職選挙法、この大改正、大改革、それに当たって政党要件を明定しましよという場合に、そうした立法機関がその立法権に基づいて立法する法律において、政党の資格を政令にお任せしましよ、政府の手にゆだねましよ、そんなまことに政党として無責任な、国会としてまことに権限も放棄するよな、そんな立場は断じてとるわけにはいかないというのが国会議員、国会という立場に立つた私の主張でございます。

それに対して法制局は、繰り返し御答弁がございましたが、法制上は問題ございません、ここに書かれた法律は次に政令にゆだねる、この政令も全く法律と同じ効果を有するものでございします。法律論争としてはそういう法律解釈も成り立つことは私は認めるにやぶさかではない。しかし、なぜ私がるる何回も繰り返して申し上げておりますかといましますならば、いま申しましたように、立法するわれわれ立法機関の立場から、この大事な選挙の制度の根幹にかかわるべき政党の資格要件というものを政令という政府の手にゆだねてしましよ、その裁量権に任せてしましよ、そんなばかなことがどうしてできましようかというのが私の主張でございます。

したがって、いまお伺いいたしますと、法律で書こうと思えば書けないことはありませんかということでございます。国会の立場から申し上げまして、立法機関の立場から申し上げまして、法律で書くべきである、どうかこの事項につきましては法律でしっかり書いていただきたいということでございます。

○三宅参議院法制局参事 お答えいたします。先生の御趣旨もよくわかるわけでございますけれども、本来政党要件の規定は政党らしい政党を

一つの外形的な基準でとらえたものでございまして、五人の国会議員とか、四割とか、十人とかいう、いわゆる政党の定義の問題でございます。政党らしい政党をどういう外形的な基準でとらえるか、こういう問題でございますので、特に議員の身分に變動を及ぼすとか、そういうことは一切ございません。

そういうことでございまして、ただいまのように、解散してその後参議院議員の通常選挙があるというようなことはきわめて例外的な場合で、この前五十五年の衆参同日選挙ですか、ございましてけれども、きわめて例外的なことでございます。そういう例外的な場合でございまして、しかも政党らしい政党の概念で、中にそういうものが入るといことは当然のことでございますので、これを政令で書くというの方がむしろ自然ではなからうか。政令と申しましてもこれは委任政令でございまして、法律と同じ効力を持つものでございします。したがって、このような事項はむしろ政令で書く方が自然ではなからうかとわれわれはそう思うのでございします。

○坂井委員 政令で書くということは、先ほど申しましたように、政府の手にゆだねるという、裁量権を政府に全部お任せをしましよということでございます。つまり、政府の恣意的な判断によって政令は変えられるべきものですね。どうですか、政府の判断によって政令は変えることができるのでしよ。変えることができないというのではないです。よ。政令は。あなた方はさっきから、法律論争のたてまえ上、今度の政令は法律と同じ重みを持つんだということを言っている。それはそれでしよ。そうでしよが、しかし、政令そのものは、これは時の政府によりまして変えることはできないことはいはずなであります。恣意的な判断によって、政府の裁量権の範囲内であるというところをもって、恣意的に政令は変えることはできるものでしよ。法律と一緒にすか、国会に一々諮りますか、そんなことしないでしよ。新しい政党選挙をする、その選挙の根幹にかかわる

きわめて重要な政党要件を、そういう恣意的な判断のできる政府の手にゆだねることは私はできませんというところを申し上げているわけであり

ます。
たとえ例を引きまして、まあが党なんかの場合ならば、これは衆議院が解散しても参議院議員が二十七日ありますから、これはまあ問題ないでしょう。政党名を申し上げますと失礼になりま

すけれども、解散時点において政党要件を満たさない政党が現に出るんじやありませんか。そのときは、法律を見ますと、この中には衆議院議員、参議院議員とこう書いてある。書いてあるけれども、実際問題、解散になって政党要件を満たすことができない、それを政令で政党要件を満たす資格のあるものとしてみなしませう、解散して議員の身分、資格はないけれども、政党資格のあるものとしてカウントいたしましうというのを政令にゆだねる、政党の資格を政令にゆだねるというようなばかなことはできませんというのが私の主張なんです、繰り返して何回も申し上げておきますけれども。
法律で書けないのかと言ったら、書けないことはありませんとおっしゃるのでしょう。書いてくだ

法案がまさに立法機関の手によってつくられる法案である、議員立法である、こういうことから考えましても、その大事な選挙の根幹をなす重要な政党資格というものを政令にゆだねるということは断じてできない。何回も繰り返して申し上げますのでございます。

○三宅参議院法制局参事 お答えいたします。どうもお言葉を返すようで申しわけございませんけれども、この政党要件の立法の趣旨から申しまして、解散時における衆議院議員は当然カウ

トすべきではなからうか。そういうことで、政府が政令をお定めになるときにこれはもう当然書かれるもの、こうわれわれは理解しておるわけでございます。
どうもお言葉を返して恐縮でございますけれども、一応そのように考えております。
○坂井委員 政党の資格を法律の中にきちんと書いてください、こう申し上げているわけですが、

○三宅参議院法制局参事 お答えいたします。政党の実体がある、政党の実体をそのまま政令で書くということでございますので、解散時における衆議院議員の人も当然カウントして書く、このように理解しておるわけでございます。
○坂井委員 政令で政党であるかどうか、解散された議員の資格がない、その人を議員の資格のある人とみなすというようなことを政令で決めるべきではない。そんなことを政令で決めれば、今度はまたその政令の中で、つまり政府の恣意的な判断によつて、いや、もう今度はみなさないようにしましう、そういうことにならないという保証は一体どこにあるのでしょうか。

○三宅参議院法制局参事 お答えいたします。この制度の趣旨から言いますと、これは政党らしい政党、いわゆる政党選挙に参加できる資格のある政党、別の言葉で言えば、真に国民の政治的意思の形成に協力できる政党、まあ政党らしい政党を外形的にとらえたものでございます。そういう意味で一号は五人の国会議員というものをとらえておるわけでございます、この前の五十五年

の同日選挙の場合のように、衆議院が解散してそれから選挙が行われます場合に、たとえばAという政党が、五人以上国会議員がおりました政党が、解散して五十五年の同日選挙を行う場合に、そのAという政党の実体はそのまま同じなんでございますから、たまたま解散で衆議院議員としての身分はなくなる、衆議院議員はゼロになつてしまふけれども、その政党がこの一号要件で同日選挙の場合に名簿が出せないというとはいかにも不合理でございますから、政府が仮にこの政令を書きます場合にも、そういう政党要件の趣旨から言いますと、これは必ず書くというのをわれわれは考えておるわけでございます、もしもそういうものを入れませんと法の趣旨にむしろ反するので、法律を誠実に執行する義務のある政府といたしましては当然政令には書くものである、われわれはそうように考えておるわけでございます。

○坂井委員 私は、くだいようでございますが繰り返して申し上げておりますことは、これは決して私の独断的な法律解釈ではございません。このようない見解を法制局内部にも持つておきたいと思ひます。そういう意見のある中で、いまこの公選法を審議している最中に、先ほどから何回も申し上げておりますように、立法機関としてこの事態を一体どう見るか。これは法律で書くべきである、書くかと思へば書けないことはない、私は書くべきだ、こう言っているのです。

だから、委員長にお願いしたい。これは理事会等においてひとつよく御検討いただきまして、私の言う意見というものは、法律解釈というものは、それに基づいて申し上げましたような主張、意見、そういうことにすべきであるという見解、このことについてどうか理事会で御協議いただきまして、理事会の決定をいただきたいと思ひます。私自身、いまの立場におきましてはとうていこれは納得ができませんので、この問題につきましては留保させていただきます。理事会に

おいてよく御協議、御決定をいただきたい。お願いしたいと思ひます。

○久野委員長 坂井委員に申し上げます。

ただいまの御議論を聞いております、平行線であるように委員長としては感じますが、しかし、各党の理事の皆さんと理事会でよく協議をいたしまして、ただいまの御提案については協議をして結論を出したい、かように存じます。

○坂井委員 では、留保させていただきます、次に進みたいと思ひます。

その前に、せっかくいま政治資金規正法上の政党ということで議論されておりますのでお尋ねをしたいわけでありまして、この政党の定義を限定することとした理由は二つございまして、一つは、政党本位の資金体制を確立することが一つの骨子である。それから一つは、政党とその他の政治団体の区別を明確にする必要があった。この二つの理由から政党の定義を限定した、こういうことかと思ひますけれども、このとおり理解してよろしうございませうか。

○大林政府委員 そのとおりであります。

○坂井委員 そういたしますと、ここで念を押しておきたいと思ひますが、寄附の量的制限がございまして、政党及び政治資金団体、一方その他の政治団体、二つに区分されまして、寄附の量的制限につきましては、同一のものから受領可能な年間限度額は、政党、政治資金団体につきましては、個人からの寄附が年間二十万円、法人その他の団体からの寄附につきましては、資本金等団体の規模に応じて一定額、年間一億円が限度である、一方その他の政治団体の場合には、個人及び法人その他の団体合算して寄附総額は年間百五十万円以内、この規定に相違ございませんか。

○大林政府委員 そのとおりであります。

○坂井委員 冒頭申し上げました、その場合、衆参国會議員五名をもって構成した政党はまさに政党、政治資金団体であります。それが解散になつた、五名のうち数名欠けた、その場合においてもやはり五名の政党、こうみなす、こういうことで

すね。したがって、その場合は個人には年間二千万、法人等からは年間一億円までの限度で寄附を受けることができる、そういうことですね。

○大林政府委員 選挙の結果、五名がどうなるかわかるわけでありますが、その時点まではおっしゃるとおりであります。

○坂井委員 それでは細かくお尋ねしたいと思いますが、解散になりましたして衆参、まあ参議院三名にしようか、衆議院二名、解散になりました、二名のうち一名が立候補を断念いたしました、この場合はどうなりますか。

○大林政府委員 要するに選挙の結果、つまり国民の信託が五名を欠けたというような時点におきましては、政治資金規正法上の政党資格がそこで欠けた、こう解釈するわけでありまして、それまでの間において立候補を辞退するということがございまして、選挙期間中は従来どおりの政党扱い、こういうことになっております。

○坂井委員 いまお答えいただきましたその御見解は、いっお決めた見解でございまして、

○大林政府委員 法律を制定いたしました時点、衆参両院合わせまして五名の団体というものがあつたわけでありまして、その後選挙の洗礼を受けるたびにその政党要件というものが恐らく変動してまいらうであろう、また現実にもそういう事例が以前にあつたようでありまして、その時点においてその解釈を決めたわけでありまして、

○坂井委員 いまの解釈が厳格に守られてきておりますか。

○大林政府委員 選挙の結果、五名を割った段階において総量制限の割り当てが変わつてまいります。その変わったとおりに資金集めをしていただいております。

○坂井委員 きょうはそれは本論でございせんから、わき道にそれる心配がありますのでこの辺でとどめておきますけれども、大変問題があるようですね。機会を改めて議論をしたいと思ひます。

私は、選挙部長はいまそういうふうにおっしゃいますが、あえて申し上げまして失礼なだけけれども、つまりいまの解釈も、今回の公選法上、やはり五名というこの政党要件を、解散時点においてその資格をどう見るかということの絡みにおきましていふん苦勞されまして、政規法上で言う政党の定義、この五名を一体どう扱うかという、大変な御苦勞が自治省内部にもありであつたやうでございまして。このことは私はわからぬことではないのです。これもあえて揚げ足拾いで申し上げておるわけでは決してございせんので、ただ言いたいことは、これも次へ留保された機会での議論になろうかと思ひますけれども、つまりわが国には政党法がないんですよ。したがって、かなり共通的な政党の概念、これを裏づけする根拠のあるものはというふうなことになるかと、これはありません。こうなるんです。それから、一体政党とは何ですかということになります。政規法上にこう書かれておりますので、これがいわゆる政党らしい政党でございまして、決して五名というものが、これが政党だといって縛りつたかんなものではないです。つまり、政党法等によつて規定される政党たるべき厳然たる資格要件ではないんです。政治資金規正法上で言うところのいわゆる政党らしい政党ということで、年間法人が一億までもらつてよろしかろう、個人からは年間二千万までもらしてよろしかろうという政党、政治資金団体という資格を与えるためには五名くらいが適当であろう、ほぼそんなところをにらんだやうな感じの中であつたところを引用してとすね。ですから、そこを引用してとすることにはなかならずかしい解釈しなければならぬとせんし、また、ときには現実に即したきわめて柔軟性のある解釈、判断もしなければならぬというやうな、ぎくしゃくといひますか、無理といひますか、これのあることは現実に否定し切れないところだろうと私は思ふんですね。したがって、あえてそのことについてきょうはきょううと議論をするつもりはございせん。これはまた別

の機会に、今回の公選法の改革案、これをにらみながら、果たしていまの政治資金規正法、これではよろしいかどうかというこの議論は追つてやらなければならぬ、きちんとその辺を詰めていかなければならぬ、このように実は考えているわけであつたやうで、先般来金丸先生も、たしかお答えの中に、公選法の今回の改正案と政治資金規正法というのはいきなりイコールの問題じゃない、それはイコールの問題じゃないことはよくわかるのです。言うなれば、この両者は別々の問題だと言われような趣旨、あるいは松浦先生だつたか、御答弁があつたかのように私は記憶するのですけれども、確かにたてまえはそうだと思うんですね。しかし必ずしも、実態の上から見ますと、政治資金規正法もやはり個人本位であります。したがって、その個人本位の選挙でありますし、したがって、そういう中で組み立てられてきた政治資金規正法である。確かに政治資金規正法という一つの団体を構成すればということもあるわけですが、けれども、そういう個人と団体、基本はやはり個人に置かれておるというところから、むしろ、公選法の改正を試みようとするならば、政治資金規正法もあわせて検討しなければならぬ事項も、項目をずつと見てまいりますと私には幾つもあつたように思ひます。同時に、そういう議論を推し進めてまいりますと、どう考えても、行き着くところは政党法というやうなところに実は帰着せざるを得ないやうな感じを私は非常に強く受けるわけなのであります。ただ、政党法を制定すること、これがどうなるのかということについては、これまでまことに議論の分かれるところであつたやうで、今日までのわが国の議会制民主主義、それを形づくる基礎にある政党、私はそれが一つの政党の要素であらうと思ふのです。したがって、決して政党を否定するものではありません。要素であると思ふ。そういう意味では否定するものではないやうな感じが、同時にまた、多数の主権者であるべき国民の参政権、そういうものが憲法上その出発点になりまして、今日、議会制民

主義の発展に寄与してきたと申しましようか、形づくってきたと申しましようか、でありますから、申し上げたいことは、今回の公選法、参議院全国区選挙制度、これを改革、改正しようとするならば、政治資金規正法もあわせて検討すべきでありましよう。同時に、大変発展いたしますけれども参議院地方区の問題、あわせて衆議院の定数は正の問題、これも一括してあわせて考えましようかと思ふ。無理が生ずる、実はこんなことであらうかと感觸的にそのように思ふわけであつたやうで、したがって、そういう観点から、政治資金規正法につきましても私は十分見直しする必要がある、そういう意味から、そういう観点からあるであろうと思ふのですけれども、これはどなたにお答えいただくのでしょうか、自治大臣にお答えをいただけるのでしょうか、どなたでしょうか。そういう私が申しましたやうな観点から、政治資金規正法につきましても、なお一度この時点で見直してみよう必要があるという私の主張に対して、御見解を賜りたいと思ひます。

○世耕国務大臣 お答えいたします。

政治資金規正法は、この前の改正したもので、附則第八条に、五年後に個人献金の方向を目標にして見直し云々という指示項目があるのでございしますが、実際にわれわれの方も公表されている資料をもとにやりますと、各六つの政党の収入状況のうち、寄附金の中の個人献金を見てまいりますと、大体この個人献金の率が一番低いのが新自由クラブでございまして、これが〇・六%、それから公明党さんの場合は、これはどういうわけか、個人の寄附の分がないことになつております。それから社会党さんが四・三%、それから自民党が一・三%、共産党が一・八%、これは昭和五十五年の分の統計でございまして。全体から見ますと、政党全体のパーセントからいいますとやや上がつてまして、五十五年度は個人の寄附が四%になつております。こういうふうな、せつかく見直しの項目が出ていますのでございしますが、実際問題として個人の寄附が意外に少ない。これは五十年間

を通じてほとんど横ばいでございます。

そうすると、私も考えますのは、政党への寄附、この個人の分をどうしたらふやしていくことができるか、これが一つの大きな問題でございます。現実問題としては、各政党の台所を賄うに足るだけの個人の献金の分というのは、現在のところ絶望に近いような状態でございます。こういうことでございますから、勢い政治活動に各党とも影響してまいりますので、これはぜひとも各党で十分にお話し合いいただきまして、コンセンサスを得た上で、それをもとにしてわれわれの方も十二分に対応してまいろうと思つてゐる所存でございます。

○坂井委員 企業献金から個人献金に移行することがきわめて望ましいであらうということで、従来から何回もわが党も提案をしてまいりました。いま自治大臣からお答えいただきましたが、きわめて詳細なといひますか、少額の個人献金、こういうものはわが党におきましても相当量ある。私の個人的な経験から申し上げても、私の後援団体等、やはり個人献金ということでもつてかなり広い範囲の方々に御協力をお願いをしてゐる、実はこれが実情でございます。ただ、しかし、それでもつてすべて全部満足に、模範的に、理想的に行われておるかというようにことに相なりますと、これはいろいろ議論があろうと実は私は思ひます。確かに附則八条におきまして、個人献金を志向するという方向、あるいはこれは努力目標かもしれない。しかし、少なくとも現状におきまして、ロッキードのあの事件以来、あるいは先般の判決以来、とかく政治にまつる金、陳情、献金、この日常的に行われておる陳情と献金との結びつきの中で、やはり企業献金というものはこの辺で少し考え直してといひますか、もう一度見詰め直しまして、できれば個人献金に移行した方がいいのではないかと率直な気持ちを私は持ちながらも、なお個人献金そのものがすべて善であるという立場には、私自身、個人的に、これもはつきり言つてどうしても立てません。個人献金が

すべてイコール善で、企業献金がすべからず全部悪である、こういう図式は当たらずとも遠くは思ひます。しかしながら、個人献金が少ないからといって個人献金をすべて否定して、企業献金をやむを得ないのだというところで企業献金謳歌、企業献金奨励、こういう方向に坂に向かうとするものならば、これは前回の政治資金規正法で言われた方向と全く逆の方向に行つてしまふ。だから、この辺をどうするかといふことが大變議論のあるところであらうと思ひますし、率直な議論の展開の中で、これは各党あるいは議員の個人の重大な政治活動の基盤をなす政治資金のことでございますから、十分コンセンサスを得られる方向にお互いに努力をしていかなければならぬであらう、このように思ひます。

ただ、その場合、あえて大胆に御提言申し上げますならば、いわゆる政治資金は、そうした政治献金というものが一つ、党費収入というものが一つ、それから公費の支出といふのが一つ、私はこの三つから成り立つてゐると思ひます。こうした大衆デモクラシー化と申しましようか、こういう現代におきまして、民主政治を進めるといふ上にはどうしても一定額の資金を必要とする。これは政費あるいは議員、個人に限らず、かなり大きな金を必要とする。これは否めない事実です。しかし、国民の方から見れば、金を必要としない、金の要らない政治を要求する。こういう二つの全く相反するといひますか、ここに一体どういふ橋をかけたらいのかといふことだらうと思ふのです。そういうことで、政治資金規正法の見直しと同時に、やはりそこにはもう一方、党費収入、さらには公費の支出、この三本柱、こんなことをにらみながらそのバランスの問題だろうと私は思ふのですけれども、自治大臣、どういふふうにお考えでございますしうか、御感想等を承りたい。

○大林政府委員

確かに、非常に傾聴すべき御意見だと思ひます。そこで、個人寄附の問題で、この五、六年来その推移を見ながら、課された宿題についていろいろ

る勉強もしてまいつたわけでありすが、大臣が

先ほど御答弁申し上げましたように、実際問題として集まつておらないのが現状であります。租税特別措置法上の優遇措置をしながらもなお集まらない。これは必ずしも国民性といふことではなしに、人間として、文化活動とか、何かかわいそうな募金であるとか、あるいは同窓会であるとか、非常に身近な問題については献金といふのはわりあい集まるのが風習でありますけれども、政党に對して個人が寄附をするといふことがなかなかはやらない。これは日本だけではありません、諸外国においても実はさつぱり集まらない。アメリカにおきましても、ドイツにおきましても、いままではいろいろな具体策を考えてその奨励をしてまいつたのであります。なかなか集まらない。そこでヨーロッパ諸国にまいるまして、もうすでに十カ国以上の国が何らかの公費支出といふものを制度的に設けております。イギリスにおきましても、そのヨーロッパの情勢を見ながら何とか公費支出を考えようといひながら、相当議論がございましてこれがまとまらないう。アメリカにおきまして大統領選挙の補助を十年ほど前に設けましたけれども、大統領選挙に補助するのであれば国会の選挙にも補助しろ、こういう声が非常に大きくなつております。特にアメリカにおきましては、共和黨、民主黨の二大政でやつておりますけれども、共和黨といふのはいわゆるリッチマンパーティーと申しまして非常に大金持ちである、民主黨といふのは非常にお金がない。ところが、国会議員の構成としては民主黨の方が多し。そこで公費支出をしろうといふ声が多し。そこで公費支出けれども、なかなかこれがまとまらない。公費支出の問題になります。結局本筋が政費のあるべき姿といふ哲学論に返りますから、確かに政費といふのは民主政治の原動力であるとか、生命力であるとか、世論の伝声管であるとか言われながら、なおかつ、法律の上では法律上の無人島であるべきだといふような、非常に古典的な考え方がいまなお各国に根強いといふ状況でございます。

す。

日本におきましても、政党を公費支出と関連させて議論されたことがこの十数年来ございまして、なかなかコンセンサスに至るまでの議論の発展がない。そういう意味におきまして、公費支出の問題を含めて政党のあり方ないし政党の財政のあり方あるいはその資金の集め方、こういった問題については、各党各党それぞれの基盤といふものがありますので、その面御議論をいただきたいことには、私どもの考えただけで押し進めてまいるといふわけにはなかなかない点をひとつ御了承いただきたいと思います。

○世耕國務大臣 ただいま大林選挙部長が申されたとおりでございますが、議員の御指摘の点は確かに御見識だと思ひます。私が先ほど最後に申し上げたのは、各政治家の個人後援会の献金、寄附金のうちの個人の分が四割でございます。こういうふうにと訂正させていただきます。

○坂井委員 私がなぜこの政治資金のことについて申し上げておるかと申しますと、あるいはいま私見だとしながらあえて御提言をさせていただきます。個人献金への移行問題につきましては、「ロッキード事件再発防止のための対策として今後検討すべき事項について」ということで、五十二年十一月にロッキード問題閣僚連絡協議会で、「一、政治資金の規制のあり方」「二、政治献金について個人献金中心の方向での改善」「三、政治家個人の収支の明確化」、この二項目を決めたわけですね。それで、「政治家個人の収支の明確化」はその後で上がつたわけですが、ところが、「個人献金中心の方向での改善」は、こういうふうなうたいながらなかなか進まない。そこで、実は鈴木総理に、一昨年十一月のこの公選法の特別委員会では質問いたしました。その際に総理がおっしゃったことは、「できるだけ個人献金の方向を志向する、そういう方向に努力をする」、こういう答弁があつたわけでございます。ところが、その後衆議院、参議院における議論

の経緯をずっと見てまいりますと、どうも、個人献金移行だと言ったのが、今度は逆戻りのような感じの答弁がしばしば出てまいっております。このことは長くなりますから省略させていただきます。と思いますが、いずれにしても、先ほどのように、個人献金への方向が望ましいのだ、努力をしましょう、こんな答弁では最近少なくともなくなってきた。企業献金は必ずしも悪ではないのだということ、それは先ほど申しましたように、私もそういう立場はとりません。すべてが悪だ、そんな立場はとらない。しかし、少なくともここで考えなければならぬのは、先般のロッキード判決を、見まして、二人の政治家だけの問題ではなくて、これは政治家全体といえますか、政界全体の問題ではないかという点がある向きから指摘された。まことにそういう指摘に謙虚に耳を傾けるとするならば、たとえば国会議員がその職務に関する対価として金を受け取ったときは、これは明らかに収賄罪なのです。だからそういう金、賄賂は受け取らない。しかし、日ごろの陳情活動で国会議員が何かの陳情を受けて、職務権限の及ばない陳情を受けてその対価として献金を受ける、この行為は許されておるわけですね。

ところが、世耕自治大臣、これは大臣のお立場
でお考えいただきたい。大臣だとか、政務次官の
場合には、職務権限が働くそういう献金を受け取
ったら賄賂だと認定されて、これはたちまち有罪
判決というようなことになるわけですね。これは
きわめて重要なことですよ。つまり、大臣とか政
務次官でない、言うならば手取り早く言えば平
の国会議員、それが受け取る献金は、これは政治
献金でございますといつて容認されるのです。と
ころが大臣だとか政務次官が受け取ったら、おま
え職務に關係する行為に關する金だからそれは賄
賂だ、こういう認定がされるといふこともあり得
るのですね。さあ一体その辺をどう考えたいい
のだろうかという、実はこれはかなりまじめに論
討しなければならぬ問題があるうと私は率直に思
うわけなんです。だから、極端な言い方をします

と、何ともないと思つて善意の金を受け取ったところが後でその金がいかがわしい金であつたと認定される危険性といひますか、心配、これは全くないかといつたら、ないではないのですよ。まして大臣とか政務次官だつた場合には、これはおちおちと献金は受け取つておれないというようなことだろうと思うのです、法律的に厳密に突き詰めていきますと。だから、そういうことだから私はあからさまに申し上げてゐるのです。これは党利党略の話しじゃない。これは与党、野党の閑騒じやない。国会議員という共通の土俵、立場に立つて、一体これから受け取つていい政治献金とはどういう献金なんだろうか、そういう実に素朴な率直な疑問に到達をせざるを得ない。

そこで私があえて申し上げたいのは、だから企業献金というものは、ある種の見返りを期待するようなものであるというようにことがわかれるというようにあることであれば、これはできるだけ御遠慮をして、個人献金の方が好ましかろう、こうなるわけです。しかし、それでどうしても個人献金が集まらないとした場合には一体どうするのか。それは先ほど言いましたように公費支出というようなところでカバードできないものか、政党の党費収入というところでカバードできないものか。この三つのバランスをどう考えるのかということであろう。この三つのバランスの問題を考えないで、ただ単に政治献金だけを引っ張り出して個人で、ただ単に企業献金は悪だ、こういう図式で議論をすることは、これは決して実りのある議論ではなからう、こういうことで私は実は御提案をと。申しますか、私見としてあえて申し上げておる。したがって私は、このことについてはもっとガラス張りに勇気を持って議論すべきであらう、少なくともたてまえ論で、きれいごとで政治資金の間題について議論すべきときではない、こう思います。

そういうことに対しまして、私の意見に對しまして重ねてひとつ自治大臣から御見解をいただければと思います。

○世耕國務大臣 確かに御指摘の点は一番肝心なところをおっしゃって、大変な御見識というふう
に私もは解釈しております。

実際問題として、先ほど数字で申し上げましたように、政党への献金でも、寄附金のうちの個人の寄附というのはきわめてわずかなものである。これは各党を通じて言えることでございます。それから個人献金の場合も、全体を合わせて寄附金の中の約四割でございますから、これもたかが知れております。ですから、そういう面で政党に仮にいうことを期待しても、この個人献金に關する限りは現在のところはほとんどあてにできないといふのが現状であろうかと思ひます。したがって、この公的な支出の問題、これも将来にわたってこれから十分に検討していくべき十分の価値のある問題だと思ひます。

○坂井委員 政治資金問題につきましてはこの辺でとどめておきたいと思ひます。

金丸先生にお尋ねをしたいと思うのですが、参政権が基本的人権であるかどうかにつきまして、参議院でずいぶん議論があつたようでございまして、わが党の峯山委員が何回も繰り返しこの問題を議論する中で、金丸先生はその審議の過程におきまして、参政権は基本的人権であるということをお認めになつたように議事録を見ます限り私は思うのですが、その点お認めいただけるでしょうか。

○金丸参議院議員 そのようにお答えを申し上げております。

○坂井委員 ただ、金丸先生の基本的人権論をお伺いいたしますと——基本的人権という以上憲法概念の中における基本的人権、私はやはりこう解すべきであると考えるわけでございますが、金丸先生の御説明は何か形容詞をつけた基本的人権といふようなことで、かなりあいまいなような実はいふ感じがいたしてなりません。一体どういふ基本的人権なのか、この辺をひとつわかりやすくお答えをいただければと思ひます。

實際問題として、先ほど数字で申し上げましたように、政党への献金でも、寄附金のうちの個人の寄附というのはきわめてわずかなものである、これは各党を通じて言えることでございます。それから個人献金の場合も、全体を合わせて寄附金の中の約四割でございますから、これもたかが知れております。ですから、そういう面で政党に仮に、にもっと政治資金を個人の個人からいただく、そういうことを期待しても、この個人献金に關する限りは現在のところはほとんどあてにできないというものが現状であらうかと思ひます。したがって、この公的な支出の問題、これも将来にわたってこれから十分に検討していくべき十分の価値のある問題だと思ひます。

○坂井委員　政治資金問題につきましてはこの辺でとどめておきたいと思ひます。

金丸先生にお尋ねをしたいと思うのですが、参
政権が基本的人権であるかどうかにつきましても
は、参議院でずいぶん議論があったようござい
ますね。わが党の峯山委員が何回も繰り返してこの
問題を議論する中で、金丸先生はその審議の過程
におきまして、参政権は基本的人権であるとい
うことをお認めになったように議事録を見ます限り
私は思うのですが、その点お認めいただけるでし
ょうか。

○金丸衆議院議員　そのようにお答えを申してお
ります。

○坂井委員　ただ、金丸先生の基本的人権論をお
伺いたしますと——基本的人権という以上憲法
概念の中における基本的人権、私はやはりこう解
すべきであると考えるわけでございますが、金丸
先生の御説明は何か形容詞をつけた基本的人権と
いうようなことで、かなりあいまいなような実
感じがいたしてなりません。一体どういう基本
的人権なのか、この辺をひとつわかりやすくお答
えをいただければと思います。

○金丸参議院議員　そのようにお答えを申してお
ります。

○坂井委員　ただ、金丸先生の基本的人權論をお伺いいたしますと——基本的人權という以上憲法概念の中における基本的人權、私はやはりこう解法すべきであると考えるわけでございますが、金丸先生の御説明は何か形容詞をつけた基本的人權というようなことで、かなりあいまいなような実はいくようなことになりません。一体どういう基本的人權なのか、この辺をひとつわかりやすくお答えをいただければと思います。

○金丸參議院議員　この点は參議院の方でほかの委員の方々からも大變御質問がございましてお答えを申し上げた点でございしますが、憲法の十五条の第一項との關係、憲法の前文でございいますとかほかの十三条でございいますとか、そういうことから總体的に考えて、選挙権というのは天賦人權的な人権ではないか、こういうような御趣旨の御質問がございました。私どもは國民主權の原理に立つてはおりますけれども、憲法第十五条の第一項は國民の基本的な参政權を規定しておる、その参政權の内容と申しますと、選挙権とかあるいは被選挙権とかあるいは立候補の自由とか、こういうことになってまいるわけでございますけれども、第十五条の第一項は自然權的なあるいは超國家的な人權を規定したものではありませんので、國民主權のもとにおきます國民のきわめて重要な基本的な權利として宣言したものである、私どもは、學者等の著書等を拝見いたしましたしてもそれが通説と思つております。私どもの解釈は、憲法第十五条の第一項は基本的な人權を規定したものではありませんけれども、その具体的な選挙権とか被選挙権は憲法の四十四条に基づいて具体的に規定されるものである、こういうふうに申し上げたのでございますが、どうしても一方に、やはり天賦人權的な基本權じゃないか、こういう御主張が非常に強くございまして、その点が私どもの主張と実は食い違つてずっと今日まで至つておる次第でございします。

○坂井委員　よくわかります。
そこで、憲法前文を見ますと、わが国は国民主

権主義を明らかにし、国政は国民の信託により、政治上の権力は国民の代表者がこれを行使する、というようにございますね。そこで、その参政権というのは主権者である国民が国を成り立たせる基本にかかわるものである、これは基本的人権であるのではないか。そういたしますと、参政権は法律によって具体化はされますけれども、そもそも法律によって、いま先生おっしゃる四十四条によつて与えられたといえますかあるいは創設され

たといふか、そういう権利ではない、つまり立法政策上の判断によって左右される通常の法的権利とその存在の根拠においては次元は全く違う、それは違ふと私は考えますけれども、金丸先生もう一度そこを御答弁いただきたいと思ひます。

○金丸参議院議員 その点でございます。憲法第十五条の第一項には選挙権ということを書いておらないのでございます。公務員を選定するとかそういうことは国民の基本的な権利である、抽象的に国民の基本的な権利をいふは宣言した規定でございまして、憲法四十四条は選挙の資格とか被選挙の資格とか、ただし書きはございすけれども規定をいたしておりますので、私どもは国民主権の現行憲法のもとにおきまして参政権といふのはきわめて重要な国民の権利でございますけれども、選挙権の具体的な内容といふものは憲法の第四十四条に基づきまして具体化されてくるんだ。創設されるまでは私も言えないかと思ひます。抽象的な第十五条の規定を受けて、二十歳になった選挙権を与えるとか刑に処せられましたら選挙権がないとか、そういうような具体的な内容が定まってくるものでございまして、創設されるものではございせんが、具体的には第十五条の第一項を受けて四十四条で規定されるものだ、私が申し上げているのはそういう趣旨でございます。

○坂井委員 そうしますと、憲法第十五条を受けてその第十五条においては、公務員を選定することは「国民固有の権利である」という規定をしているわけでございますが、「固有の権利」というのは金丸先生はどういう意義を持つと解されておりますか。

○金丸参議院議員 第十五条の第一項が、国民の基本的な権利の章にございすように、私も国民のきわめて重要な基本権であると考えておりますけれども、たとえば身体の自由でございすとか言論の自由でございすとかそういうものと、この政治的な選挙権とは、全国家的とか自然権的な権利ではない、政治的な権利としてやはりその国

の政治の制度とかいろいろな要素を私どもは考えまして、国が、あるいは国家が国会におきまして法律に基づいて具体的な内容を定めるものだ、またそれがやはり適当ではなからうか、世界の国々を見ましても、私は、それが真実ではなからうか、こういうふうな考えでおります。

○坂井委員 それでは議論を一步進めまして、主権者たる国民が日本国憲法を制定する、その主権者と国との関係において「固有の権利」、この規定しているものであつて、これこそまさに参政権は基本的な権利である、こう考えるに問題がないのではないか、これは私の見解です。金丸先生の御見解と異にするかも知れせん。というのは、昭和四十三年十二月の最高裁判例におきましても基本的人権と言つておりますね。これは何回も御議論がございまして。

そこでお願いいたしますが、金丸先生は参議院における御答弁で「基本的な参政権」ということを言つておられるようでございす。参政権は基本的人権であるということこれは同じ意義なんですか、どうなんでしょうか。この辺をひとつ明らかにしていただきたい。「基本的な参政権」ということは、参政権は基本的人権である、こういう意味でお使いになつたんでしょか、意義として。

○金丸参議院議員 そのようでございます。

○坂井委員 参政権が基本的人権である、その場合、憲法十一条によりまして「侵すことのできない永久の権利」である、この規定しているわけでございますけれども、参政権の不可侵性ということについては、金丸先生お認めいただけましょか。

○金丸参議院議員 私どもは「国民固有の権利」といふのは、先生も御指摘になりますように、国の方から与えられた、そういうような恩恵的に与えられた権利ではなくて、国民として持つておる権利だ、こういうふうな考えますけれども、憲法の四十四条にございすように法律で定める、たゞしいろいろな事項に違反してはならないと申し

ましようか、そういうたゞし書きもつておるわけでございますが、国の選挙の制度、これはまた国の基本の政治の問題でございす。その選挙なり政治を行つていきます上で申しましようか、選挙権の行使についていろいろな制約もあり得る、私どもはそのように考えます。ただ、それにはあくまでも合理的な理由がなければならぬことは当然でございす。

○坂井委員 まさにそこを合理的理由によつて制限することもあり得るといふお立場で、基本的人権といへども公共の福祉から制限されることもあるんだ、こういう点、合理的理由があつて公共の福祉から制限される、これは私は理解するにやぶさかではございせん。ここで言う、金丸先生がお考えになる合理的理由、公共の福祉とは具体的にどういふことなんでしょうか。

○金丸参議院議員 具体的にはたゞいま御提案申し上げております拘束名簿式比例代表制を全国区の選挙の制度として導入いたそうとしてゐるわけでございますが、本会議におきましても、また当委員会におきましても提案理由の趣旨説明の中で私が申し上げましたように、一つには現在の参議院の全国区の選挙制度におきましていろいろ弊害が生じております。この点は各党も私もお認めになつておるところだと思ひます。この弊害を除去しつつどのような選挙制度を採用するかというのを考えてみました場合に、私どもは政党本位の選挙制度に改めまして、政党が政策を掲げ責任を持って候補者を選び、そして有権者の批判を仰ぎます選挙制度が合理的なのではなからうか、これが公共の福祉に合致すると申しましようか、選挙権をいふば制約いたすのに十分な合理的な理由と言へるのではなからうか、かように考えておる次第でございす。

○坂井委員 いまお述べになられましたことが合理的な理由に当たるかどうかにについては後ほど議論をさせていただきますとして、憲法学者であります宮沢俊義先生の「憲法」によりまして、こう書いてあるわけですね。「日本国憲法に

う公共の福祉とは人権相互の間の矛盾、衝突を調整する原理としての実質的公平の原理を意味する。」さらに「すべて個人の基本的な権利は、他の個人の基本的な権利と衝突する可能性がある。自由国家では各人を平等に尊重する立場から、各人の基本的人権相互の衝突の可能性を調整することが公共の福祉の要請するところと見るべきである」といふのが公共の福祉の意味である。こう書いてありますけれども、この考え方に對しまして先生のお考えを承りたい。お認めになられましようか、どうでしょうか。

○金丸参議院議員 宮沢先生の学説は私ども承知いたしておりますけれども、宮沢先生がお述べになつておられますのはいわゆる自由権的な権利の制約をいたします場合、権利と権利の衝突の調整が公共の福祉だ、こういう考え方のように私は承知いたしております。現在私どもが提案をいたしておりますのはいふば参政権に関する法律案でございまして、選挙という制度を改めてまいります場合、先ほど申し上げましたような理由で合理的な理由がある、だから公共の福祉という概念と申しましようか、私どもはいわゆる自由権と参政権とは違ふという基本的な考えに立つておると先ほど申し上げました。やはり参政権につきましましては、制度として合理性があるならばいふば参政権の制約が生じて憲法上認められる、こういうような基本的な考え方でございます。

○坂井委員 そがちよつと議論の分かれるところじゃないかと思ひます。参政権が基本的人権であるといふことをお認めいただいておるわけですが、基本的人権である参政権を制約するためには、他の人権と衝突している何らかの事実があつて、その調整として最小限に制約されるという条件がここに存在しなければならぬのじゃないか。そうであるとしましても、今回の法案で個人の立候補が認められないといふことは一体どういふことになるのか。つまり、立候補の自由といふ人権が制約されるとするならば、その一方ではそれを制約することによつて救済されるべき現に

衝突している人権がなければならぬのではないか、これは宮沢見解に立ちますとね。そのところが今度は金丸見解によれば、現在は選挙制度が不合理に抑圧されているといふか、いろいろな弊害がある、候補者の選任がやりにくいとかなど大きな費用あるいは肉体的労働が避けられない、余りよい候補者が得られないといふことをいろいろ参議院においてもお述べになつておられるのでございますけれども、そういうことが果たして基本的人権を制約し得る公共の福祉に該当すると言へるかどうかが、実は私はこのところを大変疑問に感ずるわけでございます。ひとつその辺につきまして先生の御見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

○金丸参議院議員 その点は参議院の委員会におきまして、いろいろな委員の方から先生と同じような御趣旨の御質問あるいは御意見が出たところでございます。私も先ほど申し述べましたように、いわゆる自然権的な基本権と参政的な基本的人権、このように分けて考えております。選挙制度は国の政治上の一つの制度でございます。今度政党本位の選挙制度に改めれば比例代表といふことによりまして、有権者のいわば政治的な意思が正確に国政に反映してくるということになるわけでございますので、国民の参政権が尊重されると申しましょうか、そういう合理性がございまして、このような比例代表制によりましてある自由が制約されることになってまいりました。憲法上容認されるものである、こういうふうにお考えおられるわけでございます。

○坂井委員 では、いまのお答えを受けてまいりまして進めたいと思ひます。

現行の個人本位の選挙制度を政党本位の選挙制度に変える必要があるとする理由としていまも述べになつたわけでございますが、それらはすべて制度の必要性、妥当性の理由でありまして、その実現のために基本的人権である参政権の内容、つまり被選挙権及び選挙権、この内容は立法政策としてどのようにでも変えることができるのだ。

そのためには私はやはり限界があるかと思ひます。その一つとして、憲法十五条の「公務員」、それから憲法四十三条の「全国民を代表する選挙された議員」、ここで言う「公務員」「議員」というのはすべて自然人ですね。法人その他の抽象的存在では決してないわけでありまして、議員たるべき人を投票する、こういうことですね。ところが今度政党名を投票させようとしておられるわけだ。政党は議員ではありません。投票は議員となる人についてすべきでありまして、政党本位の選挙制度を組み立てようとする意識が先走つてしまひまして、政党名投票といふところまで踏み外してあるんじゃないか、こう私は思へてならぬわけでありまして、つまり政党の名簿に記載された人々を候補者とみなすといふ法律上の擬制をしなければならぬ。議員を選ぶ以上、選挙された議員であるためには投票は人を選ぶといふ方式をとらざるを得ない、これが一つの限界だと思ひます。

政党名を投票することは、選挙人にとっては名簿上のこの人を選ぼうと直結する形で結びついていない。また、名簿に記載されて議員になつたとして、その人が選挙された議員と言ひ得るかどうかが、私にはまだ疑問に思へるわけでございまして。この点、金丸先生はいまの私の心配、疑問に対して憲法上どうお考えでしょうか、お答えを承りたい。

○金丸参議院議員 お答えを申し上げます。

わが国は個人本位の選挙制度を長い間とてまいりましたし、投票用紙には被選挙人といふ自然人的名前を書くといふことでなれてまいりましたので、私も、政党名を書くことには国民に当座戸惑いがあるであろうという懸念は持つております。しかし、最高裁判所の判決等にも示されておるに、わが国の憲法は政党が前提になつておる、政党の存在というものは憲法が当然予想しておるというような判決もございまして、また、現に国政も地方政治も政党によつて運営されておる、私もそういうふうにお考えら

けてでございます。何も政党本位ということが先走つてということではございませんで、前から申上げておられますように、現在の全国区制度は何かの方法で改めなければならぬ。その方法としてブロック制もあれば比例代表の案もあるわけでございます。私も、私は解決策として政党本位の拘束名簿式の比例代表制を採用した。当分戸惑いはあるかと思ひますが、そのような理由から私も合理的な制度としてこれを採用しても、憲法に違反することはないのではなからうか、かように考えるわけでございます。

政党名に投票することによりまして選ばれてこられる方が、憲法の四十三条に申します「選挙された議員」と言へるかというお尋ねでございます。その点につきまして御異論がいろいろあることは私も承知いたしておりますけれども、政党が責任を持つ候補者を選び、その名前を届け出、それを公表し、それを見て有権者が投票なさるわけでございまして、個人の名前を書くかわりに政党の名簿を書き、それによつて名簿に書かれた候補者が議員としての身分を取得するといふことになつてまいるわけでございまして。

〔委員長退席、片岡委員長代理着席〕

そういうふうな法律上の仕組みにいたしておるわけでございまして、私も憲法四十三條に言う「選挙された議員」というのに何ら支障はない、かように考えておるわけでございます。

○坂井委員 金丸見解という憲法解釈は承つておきますけれども、要するに憲法上どういふふうにお考えを先生お考えでしょうか、憲法上のその解釈といふのは、正直率直に申しましてかなり無理な解釈じゃないかという気が素朴に私はするわけでございまして。そのことは拘束名簿式比例代表制、完全に拘束するといふ今度の改革案、これが具体的に実行段階でかなりいろいろ問題が出てくる。後ほど触れてまいりたいと思ひますけれども、憲法解釈上も相当無理な解釈をせざるを得ないところに、實際的にこの制度で運用された場合

に起こり得るであろうさまざまな混乱というものが頭の中でも想定されるわけでございます。現実にこの制度で選挙をやつた場合に、果たして予期せざるいろいろな事態というものが起こつてくるのではなからうかという危惧を私は私は強く持つわけでございます。

その点につきましては後ほど触れてまいりたいと思ひます。いまのお答えを承りましてなお尋ねたいと思ひますが、個人の立候補につきましても同様ですね。立候補の自由というのは、たとえば被選挙資格の制限が年齢等仮にあったといひましても、しかし個人として直接立候補するといふことはできる、ここに一つのポイントがあつたと思ひます。

ところが今回の案によりまして、政党の名簿にまず登録されなければ立候補できない、あるいは午前中議論いたしましたように、その政党要件にも制限がある、これらの要件を満たして初めて候補者と称する者になり得る、国民はだれでもこの名簿に登録され得るのであるから立候補の自由は制限してないではないか、こういうお答えをされるのでありましようけれども、私はこれはちよつと詭弁だと思ひます。立候補の自由というのは、やはり個人の意思で立候補ができるということだろうと思ひますが、憲法上このような制約は非常に疑問があるわけですが、先生はどうお考えでしょうか。

○金丸参議院議員 その点も参議院の委員会におきまして非常に御議論のございました点でございます。私もまた一番この点はいろいろと考慮をめぐらした点でございますが、先ほど申し上げましたように、現在の全国区の選挙制度のいろいろな問題が生じておられますよつて来るゆえんと申しましようか、それはこの広大な選挙区に個人本位で立候補して選挙を行うといふところにあるのだ、私もこのように考えておるのでござい

ます。そのような弊害を除去いたしますために、憲法の容認をしている政党本位の拘束名簿式の比例代

表制を設けることによって、国民の政治的な意思を国政によりよく反映させ、また参議院にふさわしい人をより得やすくしたいというような考えでございませう。したがって、先ほど申し上げましたように、この制度が合理的な制度であるといいたしますならば、私もそれに伴いまして国民の基本的な参政权でございまして立候補の自由とか、そういうことが制約を受けまして、これは憲法の容認するところである、かように私も考えておる次第でございませう。

○坂井委員 それじゃ具体的にそのお尋ねをしてみたいと思ひますが、改正案第八十六条の二で一、二、三と決めておられます名簿提出につけられる資格要件ですね、一つは衆議院議員、参議院議員合わせて五人以上、二つ目には直近選挙四割、それから三つ目には候補者十人以上、この三つの資格要件をお決めにいたしました目的というのは何でしょうか。

○金丸参議院議員 政党本位の選挙制度をとるといふことを基本にして考えます場合、その政党とはいわば何ぞやというところに相なります。私も日本は日本の現状に即して政党らしい政党を考えなければならぬ、これが基本の発想でございませう。ところが、どういふふうにいたしますかというところはいろいろ議論はございませうけれども、午前中大変詳しい御議論がございましたが、やはりわが国におきましては政治資金規正法その他にも政党という規定はいろいろございませう。ございませうが、政治資金規正法の国会議員五名というものが非常にわかりやすい一つのメルクマールになっておりますし、また、わが国の政治に最も関係の深い規定でございませうと、公職選挙法の確認団体の国会議員の候補者十名以上を有するものを確認団体、政治団体とするというところ、松浦先生からお答え申し上げましたように、この二つの兼ね合いから、直近の通常選挙、総選挙における得票数四割というふうなことで、どうしてもやはり政党の定義づけをいたしませんと制度が組み立てまいりませうので、それらを勘案して政党の要

件、私、これはやはり実質的にはわが国におきまして政治的な非常に基本的な規定になるものだと思つておりますが、そのようにして政党の要件を定めたわけではございませう。

目的はどうかというふうなお尋ねでございませうが、目的というお尋ねの御趣意をあるいは私的に確に捕捉しないでお答え申しておるのかもわかりませうけれども、政党本位の選挙制度をとりまき以上、やはり選挙法の中に政党的な規定を設けなければならぬ、これはやはり基本だ。その政党とは何ぞやというところ、三つの要素を考えまして、それで政党の規定をいたした、そういうふうなことではございませう。

○坂井委員 そうしますと、資格要件三つを決めた目的は、政党選挙をするために設けたわけでありまして、結果として、そのために少数政党や個人、無所属の候補者が排除されるというところはやむを得ない。政党選挙の目的のために少数政党、個人の排除、これはやむを得ないということですか。少数政党や個人を排除する目的のためにこの規定、政党要件を決めた、まさかそんなことはないでしようね。政党選挙をしなければならぬんだ、だからこの三つの政党要件を決めた、そのことによって結果的に少数政党や個人、無所属が排除されることはやむを得ません、こういうことではございませうか。

○金丸参議院議員 結論的に申し上げますならば、御説のとおりでございませう。過去におきまして、わが党におきましても非拘束名簿式の比例代表制を考えたこともございませうけれども、その方式では現在の弊害を是正できませんので、拘束名簿式の比例代表制を採用するといふことに意見の一致を見たわけではございませう。私も、できるだけ少数政党にも配慮したつもりでございませうが、無所属につきましては、あるいは地方区と全国区と分けて、地方区は個人本位の選挙制度、全国区の方は政党本位の選挙制度、参議院の選挙制度としてはそういうふうな考えでよろしいのではなからうか。無所属の方々が立

候補しにくくなれますことは、この制度の結果やむを得ず生じてきたものでございまして、私も、これらを当初から制約しようというふうな考えであつたわけでは決してございませう。

○坂井委員 先ほどの、参政权が基本的人権であるかどうか、これは基本的人権であるといふことをお認めになりました。それで、その議論を踏まえた上でお尋ねをしたと思ひますが、いま、お答えによりまして、今度の参議院比例代表区選挙、この限りにおいては少数政党や個人というものは、これは立候補できない。これは配慮したのだけれどもやむを得ないのだとおっしゃる。そうしますと、こういう少数政党や無所属候補に被選挙権を与えることは、端的な言い方をしますと公共の福祉に反するから与えられないのだというふうなことになるから合理的なところなんでしょうか。言葉をかえれば、これは金丸先生はおっしゃった。言葉をかえれば、これは公共の福祉という問題であると思ふのです。私は、いま端的に伺つておるのには、少数政党、無所属候補、これらに被選挙権を与えることは公共の福祉に反するから与えられないのだ、こういうことに相なりますか。

○金丸参議院議員 決してそうではございませう。私も、現在の全国区の個人本位の選挙制度を政党本位の選挙制度に改める案を採用いたしました結果として、そのような制約が起つてまいりますのである。個人の立候補や少数政党が存在いたしますことが公共の福祉を害しておるというふうなわけではございませうが、私も新しい選挙制度を採用するに伴いましてそのような制約が不可避的に起つてくるのだ、こういうことではございませう。

○坂井委員 じゃもう一遍この辺で、公共の福祉といふのは何なのかということ、ここで今回言う公共の福祉というのは、具体的にこの中身はどういうことなんでしょうか。この選挙制度を要するに際しましての公共の福祉と言われる内容という

か、これは何ですか。

○金丸参議院議員 先ほどお答え申し上げましたように、全国区の現在の弊害を除去しながら、国民の政治的な意思をできるだけ国政により正確に反映しつつ、よりふさわしい参議院議員を得る、これが今回の私の提案の根本の理由でございまして、それは憲法の容認する合理的な理由があると言つてよろしいのではないかと。その合理的な理由といふのが、いわば公共の福祉と申しましようか、私もそのように考えておるわけではございませう。

○坂井委員 そうしますと、個々人の意思を適正に反映をさせるということの必要性があるのだ。その前に、いろいろ弊害がある。そこで、その結果として、少数政党あるいは無所属候補が立候補できなくなるといふことも、これはやむを得ないのだ。合理的な理由としては、先ほど言いました国民の適正な意思の反映、これらがそれに当たりまして、またそのことが公共の福祉に該当するのだ。そういうことで、個々人の意思というものを適正に反映をさせるための政党選挙に今回の改革をした。しかし、そのことのために政党要件を設ける中で、少数政党とか無所属候補が立候補できなくなってしまうこと、これはやむを得ないんだ。これはどうしようもないんだ。何とかしたいと思ふけれどもどうしようもないのだ、こういうことですか。

○金丸参議院議員 御説明のとおりでございませう。私も、本当にやむを得ない制約である、このように考えております。○坂井委員 そうしますと、念を押してお尋ねをしておきますが、少数政党や個人、無所属候補が立候補できないのは、いまお答えになりましたように、まことにやむを得ないことなんでしょう。そのことは基本的人権の制約といふことではないといふお立場をおとりになるのですか。基本的人権の制約ではない、少数政党、無所属候補、これが立候補できない、まことにやむを得ないことなんだ、気の毒だけれどもやむを得ないのだ。そこま

ではわかりました。そのことは無所属候補や少数政党の基本的な人権を制約したことには相ならない、こういう御判断でしょうか。それとも、基本的人権はかなり制約される、それもやむを得ないのだ、こういう御判断のもとでのいまのようなお答えなのでしょうか。どちらでしょうか。

○金丸参議院議員 基本的な参政権の制約になる面はあろうかと存じますけれども、先ほど来お答えを申し上げておりますように、合理的な選挙制度を採用しようとする結果でございますので、憲法の容認するところであり、やむを得ないものだ、私どもはかように考えております。

○坂井委員 もう一つ、くどいようでございますがこれは憲法の容認するところではあるけれども、基本的人権の幾らかの制約はされておるのだ、こういうことですか。基本的人権は一切制約されていない、完全に憲法の容認するところだ、こういうお立場ですか。

○金丸参議院議員 制約はあると思っておりますが、それは合理的な理由がございますので、憲法の容認するところである、このように考えておるわけでございます。

○坂井委員 その点、まさに大要議論の分かれるところだと思えますね。大変残念ながら、金丸先生の御見解、お立場に私は立つわけにはいかない。これはまさに基本的人権の侵害であるというところを申し上げざるを得ない。ただ、このことの議論は、ここでいたしましても恐らく詰まる議論じゃございませんね、従来の経緯をずっと伺ってまいります。したがって、余り深みに入つた議論は私は避けたいと思えます。ただ、このことは参政権という基本的人権にかかわるきわめて重要な問題でございますので、私どもの立場は、基本的人権の侵害ではないか、憲法上きわめてゆゆしき疑義ある事項である、違憲ないし違憲の疑い濃厚なり、こういう立場、見解をとるということだけは明確に申し上げておきたい。

そこで、最後にこの問題に念を押しておきたい

と思うのですけれども、参議院で、法制局の浅野局長が「民意の正確な反映のためにその立候補の自由をしばらく御遠慮願いたい」ということでございます。こういう御答弁をされているのです。これは議事録ですから間違いない。この御答弁を踏まえまして——この御答弁はこのとおりですか。

訂正されますか、されませんか。なお、このとおりであるとするならば、これに対して補足的に説明があれば御説明を法制局からいただきたい。

○三宅参議院法制局参事 お答えいたします。

そのような答弁があつたものと思ひます。

○坂井委員 だから、民意を正確に反映させるためには、少数政党や個人、無所属は立候補を遠慮していただきたい、民意の正確な反映のためにあなた方が犠牲になつても、そのところは目をつぶつてしんぼうしない、こう言っている。いまの選挙法では民意が正確に反映されていないから、今度は政党選挙にいたします。それから、さきも議論しましたように、今度は少数政党や無所属候補、あなた方は政党要件には該当いたしません。

そのことは、イコール、その人たちがすれば被選挙権が奪われるということですね。基本的人権である参政権が侵害されるということですね。しかし、先ほど金丸先生がご述べになりましたように、それも現行制度による弊害等を考えてみますと、今回政党本位の選挙に改めまして、その結果、少数政党、個人の方々が立候補できなくなるといふことについてはしんぼうしてもうしかなないということでありまして、憲法の容認するところである。つまり、そういう合理的な理由といふものが別途存在するから、言いかえれば、そのことは公共の福祉に当たります、したがって、これはもうやむを得ないのです、こうおっしゃるのだが、「民意の正確な反映のためにその立候補の自由をしばらく御遠慮願いたい」ということでございます。」といふことについて私があえて説明していただきたいと申し上げたのは、いまの選挙制度によりまして、民意の正確な反映は参議院全国区に限っては行われていない。民意の正確な反映

をするためにこれを政党本位の選挙に改める。その民意の正確な反映がなされない理由の一つに少数政党や個人があるのです、あなた方はもうこれから立候補はおやめください、立候補の自由をしばらく御遠慮してください、その辺、しばらくと言ふのだけれども、いつまで待たうかというのですか。

○三宅参議院法制局参事 お答えをいたします。

政党本位の選挙制度は、御案内のように、国民の政治的意思を適正にかつ合理的に国政に反映するものでございます。したがって、民主政治は、民意が国会の議席に、国政に反映することが真の民主政治でございます。民意が適正に反映するということは、真の意味で国民の参政権が実現する、こういうことでございます。国民全体の参政権が実現するために、反面といたしまして、ある程度参政権、すなわち被選挙権の制約があつてもこれはやむを得ない、合理的な制約ではなからうかという考え方でございます。

○坂井委員 政党三要件にもう一遍戻りますけれども、この三要件は、私は、大政党が憲法的に政党のあり方あるいは基準を決めるべき問題ではないと元来思つておるのです。むしろ届け出のあつた政党はすべて選挙に参加させる、これが本当の意味の政党本位の選挙ではないか。こういう基準のものが政党で、これ以下のものは少数政党、それは選挙に参加する資格はないのですよなといふようなことを政権政党、大政党と言つてはあはれ失敬に当たるかも知れぬけれども、そんな政党が決めるべき問題ではないですね。これは大変迷惑な話。本当の意味の政党本位の選挙といふことであれば、それが政党に当たるか当たらないかと、任せるということが国民の取捨選択にゆだねる、政党といふことが正確だろうと私は思ふのです。政党といふことが正確だとすると、憲法二十一条の一項が認めておる結社の一種であると私は思ふますが、いかがでございますか。

○金丸参議院議員 もちろん、二十一条の言う結社の一つでございます。

○坂井委員 そういたしますと、憲法二十一条一項で言う結社の自由、その一つとして、政党の自由を憲法二十一条は容認しておる。その政党のあり方につきましては、国民の自由な判断にゆだねるべきであるというのが憲法の精神、憲法の立場であらう、私はこういう解釈をいたします。ところが、申し上げておきますように、あえて大政党が憲法的に、政党はこういう基準のものを政党と言ふのですと——憲法二十一条で言う結社の自由、政党の自由、政党のあり方につきましては大政党が憲法的に決めるのではなくて、むしろ国民の自由な判断にゆだねるべきだ。だから、冒頭申しましたように、届け出のあつた政党はすべて政党だ、取捨選択は国民に任せる、姿勢としてはそうあるべきであつたんだろうと思ふのです。そんなことを考えていきますとまた政党法ということにどうも頭がいつてしまふのですけれども、しかし、そういう政党法をつくるということになると非常に批判が多い。それは何か。要するに、政党法をつくれれば政党の自由、これが侵害される、そのおそれが多分にある、だから政党法はだめなんだという、今日までそういう議論の推移だつたと思うのです。その辺から考えましても、憲法二十一条一項で言う結社の自由の精神というものは政党の自由、政党というきわめて結社の中で重要な結社がその自由を侵害されるような政党要件、つまり先ほどから繰り返し申し上げますように、少数政党や無所属、個人が排除される、これはどう考えても憲法二十一条一項、この規定に反する決り方ではないかと私は思ひますけれども、提案者はどうお考えでございますか。

○金丸参議院議員 御質問をお伺いいたします。私は二つの問題があるように思ひます。政党要件を決めますことは結社の自由の制約と関係のない問題でございます、名簿を提出するための政党要件を決めますものが政党要件に関する規定でございます。それと、個人の立候補ができにくいとか、あるいはきわめて少数の政党が名簿を提出できない、いわば選挙ができない、そ

○坂井委員 憲法論の上でいろいろな意見しますと、一方は違憲なり、一方は合憲なりという、全く相対する立場での論争、これはいつまでたつても切りが付きませんが、ただ私は、事実関係としてはつきり言えることは、提案者もお認めいただいておりますように、この結果少教政党や個人、無所属の締め出しになってしまつておるといふこと

し上げましたようなことにつきましてどのような
提案者の方で御勉強をされましたか。具体的に政
治活動が選挙運動かというようなことを中心に、
選挙の公示の前後においてどのようなことになる
のか等も含めまして、十分御検討、御勉強されな
と思いますので、その辺のところをひとつ御説明
をいただきたいと思います。

よつて判斷すべき問題であつて私どもは、ただ政治活動という形を、確認団体の規制はございませうけれども、その範圍を含めていままでのように自由に考えていくということが本来のたてまえではなからうか、こういうことを基本に考へて立案をいたしております。

○坂井委員　今度自治大臣にも御答弁いただきました。

道ってややそういふ感じが出てくるかと思ひます。しかし、理論的には政治活動はあくまで政治活動であり、選挙運動はあくまで選挙運動であらうかと思ひます。

ただ、その境が非常にぼけてくるという可能性があるということは、私どもも否定はいたしませんが、しかし、その場合においては、政治活動の自

由をできるだけ侵さないようにということを基本に考えていかなければならないのではなからうかなということをお考えつつ立法した、そういう気持ちであったというのを御理解をいただきたいと思っております。

○世耕國務大臣 私もたまたま松浦さんがおっしゃられたのと同じ見解でございますが、これは政党活動をするときには従来からそうですが、政党で情宣活動の非常に上手な政党がございます。こういう情宣活動でいろいろな機会をとらえて情宣していく非常に能力のある政党と、さらに選挙中の運動の仕方、こういうことによつて当選者とか選挙の結果というのがかなり個人そのものの選挙よりも左右されてくる可能性はあるであろう、このように考えるものでございます。

○坂井委員 政党本位の選挙ということになるわけですが、そうなりますと、もう政党は本来的に日夜、常時不断に政治活動する団体でなければなりません。ところが、選挙時において立候補いたしましたということが、政党そのものでは政治活動になる。これがもう政党の使命でありますし、政党であるならば、政治活動を常時不断にしない政党は元来ないわけでございます。したがってそういう意味では、政党は大変多様な国民のニーズというものを受けるが、勘案しながら、見ながら、それをいかにこうした政党を媒体として政治に反映をさせていくかというように、これを常に考えながら、政治活動をやっておる。これがいわゆる政党政治ということと私は思っています。また、こういう政党政治というのが議会制民主主義を維持発展せしめてきた、これも否定することはできないと思ひます。そういう意味では、政党の存在というのは非常に大きな今日の民主主義社会、国家形成への要素であったというのと、あるいはそれを発展せしめてきた政党の存在価値というものは、これはやはり認めるにはやぶさかではないわけでございます。したがって、それだけにそうした政党が常時不断に政策活動を展開する、わが党はこういう政策を掲げて、

国民の皆さん、有権者の皆さん、国政に反映をさせます、これは政党としてのある意味で言うならば国民に対する崇高なる義務でもあると思ひますね。そういう中で政策の宣伝を行う、政党のPRを行う、そしてその政策への支持を要請、わが党はかくかくしかじかの政策を掲げ、政治理念を掲げて、それを国政に反映させます、どうか皆さん、わが党をひとつ御支持、御支援を賜りたい、これは政党として大いにやらなければならぬことです。少しもたゆんではいけません。元来、政党はそうあるべきだと思ひますけれども、私のいまの考え方に對して同感である、こういう御見解をいただけますかどうか。

○松浦参議院議員 お答え申し上げます。選挙が特定されるという事態になりますと、いろいろもやもやした問題も出てまいるかと思ひますが、本来政党というのは先生の御指摘のとおりあるべきものだと思ひます。

○坂井委員 本来はそうあるべきである、原則的、基本的にはそうだ、そこまではわかりました。それでは、この問題を詰める意味におきましてお伺いいたしますけれども、今度は政党が選挙活動の主体になるわけですね。政党選挙ですから政党が選挙活動の主体になる、こういうことでございますから、一体それならば政党の選挙活動の概念、それから一方、政党の政治活動の概念、この二つをひとつ分けてわかりやすく教えてください。

○松浦参議院議員 お答え申し上げます。政治活動というのは、先ほど先生から御指摘ございましたように、わが党はこういう考え方でこういう政策を掲げて、それを実行することによつて国民の皆様を幸せにします、国民の皆様を御要望にこたえます、こういう一つの結社の、結社という形の政党の考え方、主張というものを常時展開していく、これが政治活動であらうかと思ひます。

選挙運動というのは、特定された選挙において、今度は政党中心の選挙でございますから、わが党に御投票ください、こういう主張を繰り返す、こ

れが選挙運動だと思ひます。そこはおのずから明確に観念的には分け得ると思ひます。要するに、選挙が特定をして、その選挙において御投票ください、先生の場合でしたら公明党に御投票ください、私どもの場合でしたら自民党に御投票ください、これが選挙運動だ、こう理解をいたしております。

○坂井委員 御投票ください、御支援ください、言葉の使い方というのは、松浦先生、そこで区分できるんだとおっしゃる意味わからぬではありません。ただ、従来の経緯ずっと追って見ますと、政党政治というもののがだんだんだん発展してきましてね。その過程で、この政党の選挙活動と同じく政党の政治活動と一体これをどこでどう区分するんだらうかというところは非常に紛らわしくなってきたという事実経緯がありますね。そういう中で確認団体制度を設けましたね。それだけでなくも紛らわしいのです。そこにはいままでの個人本位の選挙が政党本位になる、政党が選挙活動の主体になるということになります、ますますもつてその辺の区分というのは実態的にはむずかしい。したがって、言葉の上で政党が、投票してくださいと言ったからいい、御支援くださいと言ったからいい、こんな分け方できますか。

○松浦参議院議員 端的にそういうふうにお尋ねをいただいたとしても非常に困るのでございますが、周囲の客観的な状況をそのときに踏まえてということだと思ひます。御支持ください、御支援ください、これはどっちかわからない、何月何日に行われる選挙においてはわが党に投票してください、こういうことになれば、やはり選挙運動だと言わないと、少なくとも選挙運動と政治活動とは法律で使い分けていくわけでございますから、おのずかどこかに違いがあるはずだと思ひます。

そういう意味では、選挙の特定ということが非常に具体的に重要な、選挙運動か政治活動かの分かれ目になってくるんじゃないだろうか。ただ、最

初にもお答え申し上げましたように、政党本位の選挙ということになりますと、その政党の政治活動と選挙運動との境が非常に不分明にだんだんなってくるというところは私も率直に理解をいたしております。そういう意味では、できるだけ政治活動の自由というものを阻害しないような方向で配慮していくべきだろうという気持ちでおりますことは、率直につけ加えさせていただきますと思ひます。

○坂井委員 もう言うまでもございませんが、繰り返すようにございませうけれども、政党の場合は、常に、政党を宣伝いたします、そして政党の党勢拡大を図らなかならぬ、得票もふやさないかぬ、地方選挙、中央選挙、いずれにおきましても、得票もどんどんふやして、党勢を拡大をし、そしてやがて政権を展望する、これはもう政党の当然の使命であり、政党の存在意義はまさにそこにあるわけですね。

そういう前提に立ちますと、いま松浦先生、何月幾日行われます選挙に對しましてわが党を御支援ください、これはいけません。それなら日にち言わんとわが党を御支援くださいというの、これはいいんですか。これは実は、ふまじめな話でございます。そして、深刻なんです。公明党が、仮にもこの改正法案が改悪法案かは知りませんが通りますと、政党本位のこんな選挙制度になった場合に、さあ公明党として、いままでわれわれは、ずいぶん、公明党を御支援ください、こう言ってきました。公明党によろしくお願ひしたいと言ってきました。公明党はかくかくの政策を掲げてがんばります、どうか皆さんよろしく公明党に對する御支援を、どうも皆さんよろしく公明党に對する御支援を、こう言って一生懸命呼びかけてまいりました。この公明党が、今度はそのまま選挙の主体者になる。その場合に、意図的に、投票を意図した、そういう呼びかけは、御支援くださいという言葉の言い方であつたとしても、それは投票依頼行為であつて選挙違反であるということになるのです。その意図というのとはどこで図るのですか。

私は、もう政党というのは、さっき言いましたように、とにかく得票もふやさないか、勢拡大を早く図らなさいか、政権展望してなおがらばなさいか。そのためには多くの国民、有権者の理解、支持の拡大、これを求める行動をする、これは政党としての当然の務めでしょう。そのことと、その政党に今度は投票するという選挙制度に変わるわけですから、この辺の接点というものを一体どこに求めるのか、区分というものをどこでつぎのつぎのか、すべてそれは取り締まり当局の手ゆだねてしまおうということであれば、前段申しましたように、全国各地でえらい混乱が起こるのではありませんか、こう申し上げているわけです。

○松浦参議院議員 政党が中心になった選挙運動が出てまいりますために、政党の政治活動と選挙運動が、ややいままでもより不分明になるという感じはいたしまするけれども、原則的に考え方が変わるわけではないうえでございます。

ただいま先生から御指摘をいただきました、わが党はこういう政策を持っており、よろしく御支持ください。それも周囲の状況で、投票くださいというふうな受け取れる客観的な情勢の場合と、われわれのいましやべっておる政策を支持してくださいというふうな受け取れる場合と、これはそれぞれ先生でもやっぱり御認定ができるんじゃないかと思うのでございます。私は自分でできるような気がするのでございます。客観的な情勢、人の集め方、やっていた場所、それから選挙との時期の関係、そういう問題があると思ひます。だから、一つ一つを、条件を設定をしないです、支持してくださいというこれは政治活動です、投票してくださいというこれは選挙運動だということを一概に私が申し上げるわけにはなかなかまいらないのではなからうか。あらゆる周囲の状況判断をしながら、選挙運動にわたっておるか、わたっておらないか、本来の政治活動であるかどうかという、これはこれまででも同じように取り締まり当局が非常に苦しんでおられ

たところだと思ひます。

そういうふうな御理解願ひします。

○坂井委員 松浦先生、せっかくお言葉でございますが、これまででもとおっしゃいますよね。それでしよう、それは。しかし、今度は、もう繰り返して繰り返して恐縮ですが、政党本位の主体の選挙になるのですよ。だから、大改革でしょう。いままでは個人だったのですよ。いままでは個人選挙、個人の立候補者を支援する意味において政党がある。その政党が、一定の政党たるべき政治活動、それから政党としてそういう個人の候補者、これを擁立をして、当選をせしめなさいけないという場合の政党の選挙に臨む立場と、今度は政党そのものが選挙をする、これはもう大変大きな違いですね。ということになると、いままでもそうであつたからうまくやるであらうとおっしゃいますけれども、これはまたそういう大変な大改革ですから、そこで混乱が生じないのかということとお尋ねをしているわけでございます。たとえ政策のPR等を通じて、そして政党に対して投票を意図して、得票を意図して支援を訴える、これは問題ありませんか。

○松浦参議院議員 政党活動がやはり自分の推薦する者を当選させることは一つの目的であるわけでございますから、政策の周知を通じて、意図は当選させる意図があつたとしても、政策の周知をなさることは何ら問題ない、これは全くりっぱな政治活動、こう思ひます。

○坂井委員 これは現実はどういう事態になるのか、いまから軽々に予断できませんけれども、何しろ仮にこうした政党本位の選挙になるといたしますと、それぞれの届け出政党、立候補いたしました政党は、この政党本位の選挙に命運を賭して闘わなければいけないということになります。いま松浦先生のお答えで、意図は投票依頼、得票を得るということであつたとしても、政策を通してやることは、これは結構だ、こういうお答えですね。これはどういふことになりますか。ずいぶん華やかな念の入つた大々的な活動というものが

が起こってくる心配といひますが、心配と言つていいかどうかわかりませんが、そんな可能性というのはいりませんか。

○松浦参議院議員 どの政党も、やはり候補者を当選させる目的は常に持つておるわけでございます。それから、わが党はこういう政策を持つています。その結果皆様方はこういう形になつて非常に幸せになります。何ほおやういたいたしても、繰り返して申し上げます、これは政治活動だと思ひます。しかし、あとは、その意図をお持ちになると同時に、選挙運動だと思はれるような客観的な行動がとられた場合には問題になりますよということをお申し上げておるのでございます。

ですから、具体的に申し上げますならば、政策をおしやべりになられて、その後で、今度あと一週間後に行われる、公示になります選挙には、必ず公明党とお書きくださいというところで不特定多数の大ぜい集まつていふところでもやられます。これは形式的にはやはり事前運動だということに認定される場合があるだろう、その辺のところは区分をしておいていただかないと、それでは政治活動と選挙運動は全部ごちゃごちゃになつてしまふわけでございます。その辺は賢明な坂井先生に十分御理解いただけたらと思ひます。

○坂井委員 松浦先生、せっかくのお答えですが、だから混乱しないかと私は頭で考えます。それは、これは今度政党選挙になるのです。そうしますと、いままでとがらりと変わった選挙になるのです。各政党もそのこの意識はすいぶんお持ちになりながら、今度こういう制度になつた場合に、たとえばわが党であれば公明党と書いてもらひませんと無効なんです。そうすると、従来は個人選挙ですつと来たわけですから、従来は個人選挙を書かれたらば、これは無効ですから、やはり公明党と書いてもらわなければいけません、そうですね。

そうすると、仮にこれが通つたということに仮定いたしますと、恐らく、私はどの政党もそうだろうと思ひますけれども、今度の改正案によりまして、公明党と書かなければ無効になるのですよ、これは全党員、支持者、有権者にこの制度の今度こういうことになつたのだということを大いに知らせめて、間違ひのないようにしてもらわなければいけません。そうすると、いま松浦先生おっしゃる、後で一言加えて公明党にと言はれるのは困る、それはよくないのだ、政策のPRをやつて、その後で、だから今度公明党と書け、これはぐあい悪いですよと言はれると非常に困る。○松浦参議院議員 私はそういうことを申し上げておりません。私も当然自民党の一員として、選挙制度が変わりました、今度私は私に支持者に対して松浦功と書いてもらつては絶対困るのですよ、今度自民党と書かないと一票が生きてまいりませんよということ、それは選挙の前でも私はほとんど言おうと思つておりますし、また言うことは一向に差し支えないと思つております。

問題は、要するにこういうことになつたからというふうな書いたらならなければ困りますよと言ふことは結構だけれども、選挙を特定して、要するに来年選挙が近づいてきて、公示の十日前、二十日前になつて、あの選挙には公明党と書いてくださいよという形をやる、これはやはり事前運動に引かかる可能性がありまふよと言つておるのです。そのところはわかりたいだいておるはずだ。

しかも、私は繰り返して申し上げておりますように、今度の制度改正に伴つて政党の政治活動というものでできるだけ規制が加わらないようにという考え方で立案をいたしております。しかしゼロを繰り返して申し上げておるのです。しかしゼロにはできない。それは選挙運動という概念と政治活動という概念が違ふのですから、これは全く一緒になつてしまふという言い方をすることは無理だ、私はそういうふうな申し上げておる。最も典型的な選挙の特定、それに対する投票依頼ということにならないような範囲でお願いをしたい、こう申し上げておるのでございます。

○坂井委員 そのところが実は私は頭が悪いの

かわからないのですよ。つまり理論……（発言する者多し）済みません。ちょっと静かにお願いします。

理論的、観念的にはわかるのですよ、頭の中では。だけれども、松浦先生がいまおっしゃいますけれども、特定の選挙を意識して、それではまずい、だめなんだ、こうおっしゃるが、特定の選挙を指して——特定の選挙を指さなくたって参議院選挙は来年の六月あるのじゃないですか。そんなことはしょっちゅうあなたも言っておるわけですよ。来年になったら参議院選挙は政治決戦です、皆さんしつかりがんばりましょう、こういう話はしょっちゅうやっているのです。だから、そんな特定の選挙を指すも指さぬもないのです。もう来年は参議院の選挙なんです。そのことを想定しながら、指しながら、今度は公明党に頼む、公明党と書いてください、公明党と書いてくれなかったら無効になるのです、これは大変な選挙戦になりました、こういうことを言ったらこれは選挙違反だと言われたらまたたまたまではないですか。いいですか。来年の選挙を特定して……。

○松浦参議院議員 私が生し上げていたのは、来年の参議院議員選挙にはぜひ公明党と投票用紙にお書きくださいというように形にまではつきりしてくと問題が起り得る可能性がありますよと申し上げていたのです。選挙制度が変わったから、今度は松浦功と書いてもだめですよ、自民党と書かなければ投票の効力はないのですよ、それは単なる解説であって、制度の説明であって、そんなことは全然問題にならない、最初から問題にならないということをはつきり申し上げておきたいと思ひます。

○坂井委員 何でもこんなことを聞いているかという、本当にこんなことで取り締まられたらたまたまのものではないから聞いているのです。来年参議院選挙があるのはわかっているのですよ。それじゃ松浦先生、来年は参議院選挙がございまして、こう言つて一たんこで区切りまして、区切り点を置きます、こう言つておいて、それで、選挙制

度が変わりました、今度は私の名前とか個人の名前を書きますと無効になりますので、公明党と書いてください、公明党と書いて投票してください、これならいいのですか。来年参議院選挙がございまして、その選挙に臨みまして、公明党とお書きください、個人名を書かれたら無効でございましてと言つたら選挙違反、こういうことですか。今度は言葉の使い方がむづかしいのです。

○松浦参議院議員 いまの前後は私も選挙違反にはならないと思ひます。

具体的に、先ほど来申し上げておりますように、明確に選挙を特定しての投票依頼と認められるような行動になるかならないかということだと思ひます。それ以上は、客観的な情勢がすべての条件が明示されての上でないと、私も右左のお答えはできません。

○坂井委員 まあこのところは幾ら議論しても本当に僕らはわからぬですね。これはむづかしいです。このむづかしさを果たして、取り締まり当局と言つたらいいのでしょうか、何と言つたらいいのか、どういふふうな混乱のないように統一できるのか、これはぜひ不安ですね。

それで、先ほどお答えいただきましたが、重ねて御確認いただきたいと思ひますが、政治活動の自由をできるだけ侵さないような立場で立法をした、こういう松浦先生のお答えでございました。ということは、政党の政治活動に対しては少なくとも規制を強化すべきではない。一歩進めて、政党の政治活動は原則的にはもっと自由にすべきだと私は思ひますけれども、いかがでございましょう。

○松浦参議院議員 この法案によつて政党の政治活動の規制を強化するという点は毛頭ございせん。私自身も確認団体制度のあるものに普携わつてきたことがございまして、一体こういうことをすることがいいんだらうかという疑問を持つた時期も一時ございまして。そういう意味では、できるだけ政党の政治活動というものは自由にしていくなさうという考え方を持った一人でござい

ます。

○坂井委員 いまのお考えの方向で世耕自治大臣に重ねて御答弁をちょうだいしたいと思ひますが、その前に、参議院におきまして坂田法務大臣が次のようにお答えになっております。政党本位の選挙が今日の意義を持つてきたといひますならば、やはり政党活動に対してはそれなりの、より以上の活動ができるようにするのは当然ではなからうかと考えます。こういう坂田法務大臣の御答弁、御見解でございました。より以上に政党が活動できるようにすべきではないか、こういうこととでございまして。基本的に私はこの方向は結構だと思ひます。世耕自治大臣の御見解を賜りたいと存じます。

○世耕国務大臣 お答えいたします。

私も法務大臣と同じ意見で、政党活動というのは、まあ奔放と言つていいかどうか分かりませんが、けれども、自由で、党の宣伝を行うべきである。また政策を——これは私の個人的な見解ですが、日本の政党で党全体としての情宣活動が上手なのは、やはり共産党さんと公明党さんがお上手じゃないか、社会党さんと自民党さんの方はさほどではないと思ひます。音楽とか演劇とか、それから雑誌とかは、共産党は「前衛」を持っておられるし、公明党さんは「潮」を持っておられる。あるいはいろいろな方法、手段を使って政党の宣伝、政策の宣伝、これは常時行つたが私は本来の政党のあり方だと思ひます。これを縮小しますと今度は昔社士劇をやつていた川上音二郎とか貞奴が一座を組んで、これは明らかに政治を意図とした情宣活動であります。これは小なりといへども一つの政治活動だ。それから石田一松さんの時事小うた、これも小なりといへども一つの政治活動で、あらゆるいろいろな方法を通じて時の政局を風刺したり皮肉を言つたりして情宣活動に努めておつた。これは本来、政党というのはそういう自由であるべきである。それを侵害したり侵したりするような方向が出てくるとなると、これはあるいは正しくないのではないかと、そのように考えており

ます。

○坂井委員 さて、選挙運動で戸別訪問の禁止の問題でございまして、何回もこの議論がございました。戸別訪問というのはいさゝか重要な役割を持つておる。これを禁止することはある意味では言論の自由に対する重大な制限である。これは私は最高裁判例の精神だろうと思ひますが、このとおり理解して間違いないでしょうか。

○大林政府委員 戸別訪問の禁止が言論の制約であることはそのとおりであります。

○坂井委員 そうしますと、戸別訪問禁止をしました理由というのは三つございまして、一つは、買収の機会に利用される、二つ目には、候補者間の無用あるいは不当な競争を激化させてしまふ、それから三つ目には、有権者といひますか国民が大変煩わしい、迷惑である、以上のようなことかと思ひますが、今度個人本位から政党本位ということに変わりますと戸別訪問を禁止した意味はほとんどなくなると思ひますが、ほとんどなくなると思ひ私の判断に対して、その部分で御見解を賜りたいと思ひます。

○大林政府委員 現在の戸別訪問の禁止は、個人本位の選挙運動というものを前提としていろいろな弊害が考えられて今日まで禁止されておるわけでありまして、国民を代表し得るような政党活動におきまして個人本位の戸別訪問と同じような弊害が行われるとは考えられません。

ただ、戸別訪問禁止の理由のうちの先ほど指摘された三番目、要するに有権者がどう感ずるか、こういう問題についてはかつて長い間選挙制度審議会でも議論をされて、やはり当面はある程度秩序のあるかっこうで考えざるを得ないという意味で、人数であるとか時間であるとかそういう制限をもつて考えるべしというように報告をいたしましたこともございまして。したがしまして、政党本位の選挙におきましては個人本位の選挙におけるほど戸別訪問の問題というものは騒がなくていいだろうと思ひますけれども、何さま、現在個人

ます。

○坂井委員 さて、選挙運動で戸別訪問の禁止の問題でございまして、何回もこの議論がございました。戸別訪問というのはいさゝか重要な役割を持つておる。これを禁止することはある意味では言論の自由に対する重大な制限である。これは私は最高裁判例の精神だろうと思ひますが、このとおり理解して間違いないでしょうか。

○大林政府委員 戸別訪問の禁止が言論の制約であることはそのとおりであります。

○坂井委員 そうしますと、戸別訪問禁止をしました理由というのは三つございまして、一つは、買収の機会に利用される、二つ目には、候補者間の無用あるいは不当な競争を激化させてしまふ、それから三つ目には、有権者といひますか国民が大変煩わしい、迷惑である、以上のようなことかと思ひますが、今度個人本位から政党本位ということに変わりますと戸別訪問を禁止した意味はほとんどなくなると思ひますが、ほとんどなくなると思ひ私の判断に対して、その部分で御見解を賜りたいと思ひます。

○大林政府委員 現在の戸別訪問の禁止は、個人本位の選挙運動というものを前提としていろいろな弊害が考えられて今日まで禁止されておるわけでありまして、国民を代表し得るような政党活動におきまして個人本位の戸別訪問と同じような弊害が行われるとは考えられません。

ただ、戸別訪問禁止の理由のうちの先ほど指摘された三番目、要するに有権者がどう感ずるか、こういう問題についてはかつて長い間選挙制度審議会でも議論をされて、やはり当面はある程度秩序のあるかっこうで考えざるを得ないという意味で、人数であるとか時間であるとかそういう制限をもつて考えるべしというように報告をいたしましたこともございまして。したがしまして、政党本位の選挙におきましては個人本位の選挙におけるほど戸別訪問の問題というものは騒がなくていいだろうと思ひますけれども、何さま、現在個人

う形でお届けを願うということです。

○坂井委員 それから、名簿登載者の選定、順位の決定、またそれに伴います選定機関の問題、どんな人を名簿に登載するのか、また、その人の順

位を何番にするのか、それは全くその政党、政治団体の自由、任意に任せておる、こういうことですね。そうでないながら、それを決定する選定機関を設けなさい、こう書いてあります。

一番民主的な選定の方法は、党大会なんかで選定する、これが一番民主的だと思うのです。党大会で決めるというののも一つの方法です。よぐらいのことを書くのが一番民主的じゃないかなという気が実は私はするわけです。大変失敬だけれども、新聞紙上等で拝見いたしますと、自由民主党さんにおいてもこの選定基準づくりで大変なようでごさいますね。そういう御議論、御意見が出てくることはまことにごもっともなことでごさいます。

て、いま言ったように、だれを登載するのか、順位をどう決めるのかというようなことはその政党、団体の全員の任意でございまして、自由にお決めください、こう言いながら、選定機関を一方に設けなさい、そしてここで買収とか何とかが行われましたならば罰則をかけますよ、こう言っているわけですね。この辺も問題がある。つまり、

政党の自主的な機関決定の場合に公権力が介入してくるというように決まっています。これは法律上そう書かざるを得なかったという意図でもって書かれたのでは決してないと思いますよ。私は善意に理解しているのです。しかしながら、名簿登載者の選定につきまして、順位の決定につきましてこれを任意の形にゆだねるということを言いながら選定機関で決めなさい、こんなことを言わないで、それは理想的には党大会あたりで民主的に決めた方がむしろトラブルもなくなり、民主的、公正、厳正にいくのではないかとおもうのですけれども、どうでしょうか。

○松浦参議院議員 選定機関と書いてありますためにそういう御発想もあるかと思いますが、党大会で決めるというふうにしていただければ党大会が選定機関になると思います。何人かの委員で決める場合にはこれも選定機関だと思えます。そうじゃなくて、全くトップが一人で決めるという

うのもこれも選定機関だと思えます。これはそれぞれ各党のこれまでの経緯がありでございまして、どのような形でお決めになるかは各党でお決めいただいて結構です、選定機関というものはそういうものだ、こういうふうな理解をいたしなしております。

○坂井委員 なるほど。そうしますと、党大会で決めてもよろしいということだけれども、仮に党大会でえらい買収が行われた場合、その責任者といひますか、それは一体だれになるのでしょうか。大会を構成する人といったらどういふことになりましか、大会の委員長ですか、その党の党首ですか。

○松浦参議院議員 党大会は投票で決めるというふうになっておりますれば投票権を持っている人全員ということだと思ひます。

○坂井委員 なるほど。買収等行われますと公権力が介入すると書いてありますけれども、さっきちよつとお尋ねいたしましたのが、これは介入させようという意図で書かれたのではなくて、事件といひますか、問題の所在が客観的に見てばつと浮かび上がってきた、公権力の介入といふのはそういう場合ですか、介入といひますか公権力が働くのは、強いてこちらから、おかしいぞとどこからか言ってきた、どこかの政党が団体があつたのかめ方はおかしいからと言ってきたから、じゃ一遍調査してみましようというふうなことはあり得ますか、あり得ませんか。

○松浦参議院議員 大変むずかしい問題でございしますが、選定罪というものを作りました趣旨は、私も政治の良識を信用しておりますから、本来こういうものがあるべきだとは思っております。しかし、国民の信託を受けて政党が国民の意思を国会に正当に反映する媒体となるわけでごさいますから、その政党がみずから標を正すために、こういうことはあり得ないのですよといふことを有権者の前に明示しておくことの方が望ましかろう、こういう考え方で、むしろ政党の自律、そういう意味の規定というふうな御理解をい

ただければ結構かと思ひます。

具体的に捜査の端緒となるのはどうかといううなことになるかと私も専門家でございませんのよくわかりませんが、内部告発で、たとえば名簿の下の順位になった者が、ある人が選定機関の一人にえらい金をたくさんやつたためにこれより上になった、おかしいじゃないか、こういうようなことから表へ出ることもありましようし、あるいは他党の方からそういうことが出てくるといふようなこともあるかもしれません。私どもはこういう事犯が起きないことを心から念じつつ、政党の良識といふものを信頼しておる、その前提でなおかつ書きたかつた、この気持ちを御理解いただけたら幸せでございします。

○坂井委員 供託金の問題でございしますが、供託金につきましては四百万円掛ける名簿登載者の数、こういうことですね。そうすると、供託金を出す人は政党ですか。

○松浦参議院議員 お説のとおりでございします。○坂井委員 不幸にして名簿に登載された方が選挙公示前に、投票日前に死亡した場合、供託金は返還されますかされませんか。

○松浦参議院議員 現行法では、死亡いたしますと戻るといふようになっております。今度の制度では没収点という考え方はございせん、当選者の二倍に相当する数を超えたものは取られるわけでごさいますから、死亡、死亡でないにかかわらずその計算によつて処理される、こういうことでごさいます。

○坂井委員 そうしますと、五十名の名簿を添えて出しまして選挙をやつて、一名当選して四十九名落選。四十九名落選者の中には――まあ、これは個人個人の供託金ではございせんからいまい御答弁でよくわかるのでございせんが、一名がこれは非常に極端な例かもしれせんが、一名が当選して四十九名落選、それが六年の期間中に繰り上げ、繰り上げ、繰り上げで四十九名、五十名全員参議院議員の資格をお取りになる。そういうことは供託金は全く返還されなさい。そういうことは

もう割り切つていらつしやるということですね。

○松浦参議院議員 お説のとおり、五十名名簿に載りまして一人当選された、そうすると二人分の供託金はお返しをいたしますが四十八人は没収をされる。しかし、六年の間に一人一人順々に亡くなつていかれて五十人全部がなられたということになりましても供託金の返還はございせん。

と申しますのは、政党選挙であるのかにかかわらずな供託金制度を設けたかといふと、いまの供託金制度の設けられた趣旨の中に泡沫候補の制限という目的が一つあるわけでごさいます。それと同様に、各政党らしい政党におかれれば自分の政党の力量といふものがある程度御推測をいただいで、選挙戦略なり選挙戦術なりという観点から当選できそうな方の二倍程度を名簿に載せていただくといふことをおやりいただけたらと私どもは期待をいたしております。逆に言ひますと、一人しか当選する力量がないのに五十名も名簿に出していただくといふことになりまして選挙が混乱をしてまいります。そういう意味がございしますと、あわせてもう一つは、公営費用の一部を分担していただくという精神がそこに入っているわけでごさいます。そういう意味から、制度的にはどうしてもそういうふうな割り切りざるを得ないといふことになりました。

○坂井委員 他党のことを申し上げますと失敬に当たりますのでわが党のことを申し上げます。御答弁を受けまして、控え目に公明党が十名の名簿登載者といふことで出しましたところ、結果として比例配分で十二名の当選枠が獲得できた。そうすると、十名しか名簿を出しておりませんのであとの二名はよそさんの党に回つてしまふのです。これはずいぶん奇妙なこと、それなら最初から遠慮しないでもっとたくさん名簿を出しておけばよかったといふことで、その政党の不明というところも一方にはあるでしょう。あるでしょうが、しかし選挙というのはいつてみなければわかりませんし、結果的に十名出したものが十二名の枠を獲得できた。そうしたらよその党へ回さないで欠員に

しておいたらどうですか。投票者の意思は公明党に投票したのです。決して他の党さんに入れたわけではないのです。このところは選挙民の意思を尊重しませんが。

○松浦参議院議員 全く御指摘のとおりでございます。先生のお考え方は一つの制度をつくる上の一歩な考え方の一つだと思えます。しかし私どもは、定員五十名でございます場合に四十八名しか当選者が出ないという選挙はやはりよくないだろうということで、ドント式で計算をいたします。結果的には他党に回るとい形になります。しかしその点については、口幅ったい言い方になりますけれども、ひとつどうぞ慎重に御考慮をいただきます。そういう事態が起こらないようにお願いをいたしたい、こう思っております。

○坂井委員 残念ながら時間が参ったようでございます。実は盛りだくさんに用意いたしてございまして、きょうは二つぐらいしか消化できなかったようでございます。残余の問題は次回に譲りまして、本日はこれで終わりたいと思っております。

(拍手)

○久野委員長 岡田正勝君。

○岡田(正)委員 私は実はこの法案に対しては反対の意思を持っております。なぜならば、参議院においても十分に審議を尽くされたはずであります。肝心の憲法問題におきましても、十四条一項、さらに十五、二十一、二十四、四十三、四十四と数多くの点におきまして憲法学者の間ですら賛否両論に分かれていた。なかなか決着がつかない。中には、十四条一項のごときは大方の学者が限りなくクロに近いという判断を示しておられるにもかかわらず、参議院におきましては参考人を含めてわずか四十時間の審議をもって委員会を強行採決なさいました。このことについていまでも私は憤激をしております。であります。議長裁定によりまして参議院の本会議が招集されたからには、議会制民主主義の政体として本会議に臨んで正々堂々と反対意見を申し上げて採決に加わるべしという態度をとったの

が私ども民社党の姿でございます。

したがって、衆議院におきましても私どもはこの委員会の審議にまじめに参画をしております。であります。冒頭申し上げたような限りなくクロに近い憲法の解釈の問題を残し、そして少数派を切り捨て御免という、五十五年の選挙におきましても一七・一%を占めたような無党派層を切り捨てるといふことに乱暴な荒療治をやつてのけるようなこの法案に対して、私は多くの疑問を感じておるのであります。多少言葉が過ぎるかわかりませんが、自民党のあうんの呼吸をもつていまようやくここまで法案の審議は進んでまいりました。私はこの段階におきまして、反対ではありますけれども、この法案の中におけるいろいろな疑問点をたゞさなければならぬ立場にありまします。そこで冒頭にたとえ話を一つ申し上げておきますが、これは実話であります。

私が市会議員をやっておりますときに、ある日こういう議案が出ました。十万人の市民の汚水を処理する汚水処理場をつくらうではないか。結構なことである。だがしかし、御承知のとおり汚水処理場というのは膨大な水を必要とするのであります。人口十万人ということになりますと日量四千トンの水がなくては処理できません。というところから、まさか水道の水を使うわけにもまいりませんので地下水のあるところを探さなければなりません。ところが、当時私は野党におりましたが、三十六名の議会の中で二十四名が与党でありました。この議会制民主主義の時代におきましては多数が物を通るのですからやむを得ないとは申しながら、その汚水処理場の位置を設定するに当たりまして、特定の地域を、ここを買おう、その土地買収を決める、いわゆる土地を買収する議案でありましたが、そこはボーリングをして取水試験をしたみたか、水が湧き出るかというところを試験をしたか、全然していないと言ふのであります。水が出るか出ないかわからないところへ膨大な何万坪という土地を買収しまして、十万人の汚水処理場をつくらうが、肝心な水は出ないといふことになったら、その損害は一体だれが責任を持つのであるか、そんなむちゃなことではないで

はないか、まず候補予定地のボーリングをして水の試験をしてみるべきではないかという、だれから聞かれてもあたりまえの、決してやばでもございでもない意見を私どもは主張したのであります。が、どういふことか多数の力におごりました与党は、ええい問答無用である、水が出るか出ぬかは採決で決めよう、こうなつたのであります。本當にこれは議事録に残っておりますが、採決で決めてしまつたのです。

こういう乱暴な話がありますが、いまだから笑ひ話で言えるのでありますけれども、この法案の審議が、少なくとも憲法に抵触するのではないかと、いふ重大な問題をほらみなから、一七・一%の無党派層の皆さんを締め出しにしてしまふ。よく言いますね、あれは少数派だからほっておけといふことを言いますが、少数派決して少数ではあります。少数派には多数の支持者がおるのであります。そのことを忘れて、切り捨て御免というやうな乱暴なことがいままかり通らうとしておるのであります。私は、その点の變えをまず冒頭に申し上げまして、発議者の皆さん方の真摯な応対を期待する次第でございます。

まずお尋ねをいたしますが、この改正の理由として三點挙げられました。第一が、余りにも全區は広過ぎる、これはだれも納得します。第二の理由は、八千二百万の有権者がわずかに百名そこそこの候補者を選挙するに於ては選挙が困難である、これもある程度うなづけます。第三の理由は、金がかかり過ぎる、これが三つの理由から金を使わない選挙をやりたい、これが三つの提案でございます。一番と二番はよくわかりませんが、第三番目、私は全區の参議院に残念なるかな出たことがありません。したがって、金がかかり過ぎるということを承りますが、どのくらい金がかつたのか、お答えをいただきたいと思ひます。特段に指定をいたしませんから、どなたからでも関係者から御答弁願ひます。

○金丸参議院議員 私全區に出てるわけではございませんけれども、いろいろ私どもも話を聞かされるわけでございます。また第六次、七次の選挙制度審議会におきまして、金がかかり過ぎるというところは言われておりましたし、昭和三十年代から相當にそういう声が強くなつてまいつたように思ひます。

選挙にどれだけの金がかつたかといふことは調査することなかなか困難でございますが、幸いに私どもの斎藤三郎先生が勇気をふるつて御自分の体験を公表しておいででございます。たしか四億か五億ほど自分の財産を売却なさつて、いろいろの経費に充てて、そして選挙に臨んだといふ、これは偽らざる体験でございます。私は、そのような事例は恐らくは少なくない、斎藤先生のように御自分でお金を調達なさつて、御自分でお使いをなさつたやうな場合と、いろいろな支援団体の方々がそれぞれの地域ごとに、支援団体が御自分で多額の経費を調達し、それを使って選挙応援をしてくださる、こういう事例も多々あるのではなからうかと思ひます。

○岡田(正)委員 ただいまの御答弁で、斎藤先生の実例が出されたわけでございますが、私どもの感覚からいいますと、お互いにきれいな選挙をやろう、金を使わないやうにしよう、みんなりつぱに堂々とやろうではないか、その結果使ひました費用といふものは選挙へ報告をなさるはずでございます。この選挙に報告をされた金額といふのは、五十五年の選挙の全區の方で結構でございます。五十五年の選挙の全區の方で結構でございます。最高はどのくらい、最低はどのくらい使つたか、そしてそのときの法定選挙費用は幾らであつたのかといふことをお答えいただきたいと思ひます。

○大林政府委員 法定選挙運動費用が三千八百万円でございます。それからその選挙後、選挙運動費用として報告がございまして最高が三千四百九十二万八千円、約三千五百万でございます。それから最低が千五百四十円となっております。それから金がかかる金がかかるかとどこか

らともなく、みんながそうだろうなという感覚だけで物を言っておるのであります。実際にこれを証明できるものは何かといえば、選挙に御報告になりました、先ほど報告のありました三千四百九十二万八千円が最高でありまして、法で決められました枠内、いわゆる三千八百万円よりも下回っておるのであります。一番少ない人なんかは千五百四十円、実にたまげるのであります。だから、使う人は自分が勝手に使っているわけですね。選挙民が使えと言っているのはありません。本人の意思によるのではないのでしょうか。ということになれば、この報告がもしそうなら話は別です。しかし、われわれ国会議員が出るところへ出て議論をする場合、金がかかったのかからぬのかということを議論する場合には、この法定選挙費用の三千八百万円が高過ぎる、かなり過ぎるから、これをもっと下げようという話なら大いにまじめに論じてよいと思います。しかしながら、この届け出では最高でも三千五百万円を切っておりますのに、なぜ金がかかると御説明になるのでしょうか。重要な提案理由の中の一つでございます。お答え願います。

○金丸参議院議員 選挙に金がかかると言われておりますのは、全国区の選挙の公示がございましてからよりも、むしろ立候補の準備と申しましようか、いわゆる瀬踏み行為と申しましようかのために、北海道から沖縄に至る地域ですと講演会をなさるとか、あるいは座談会をなさるとか、あるいは支援団体の幹部との会合をなさるとかいうようなことで一種の運動をなさる、それに大変な経費がかかるわけでございます。斎藤先生からは私も直接にお聞きいたしましたけれども、準備の一年ないし二年の間に大変な経費がやはりかかるのだ、私はこれはやはり実態ではなからうかと思ひます。

○岡田正委員 推察をしておっしゃるのでございますが、私どもはいやしくも衆議院の公選特の委員会において審議をしておるのであります。金がかかり過ぎるからという理論的な根拠を実態をもつてお示し願うのがあたりまえじゃないでしょうか。国民が聞いたってわかりませんですよ。かかるだろうなというのは、みんながかかるだろうなと大合唱するからそうかなと思うだけであって、それじゃ、だれがどのくらい使ったのかということが明確になりません。これは審議の対象にならぬじゃありませんか。提案理由の三つの中からそれを削られるのなら話は別ですけども、それを引つ込めないなら、金がかかり過ぎるという実態はかくかくしかじかのおりであります。すというところを、特定した人間でも結構であります。ぜひともひとつ実例を一つだけでもいいから御披露いただきたいと思ひます。

○金丸参議院議員 ごもつともな御質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように、参議院の選挙にせよ、あるいは衆議院の選挙にいたしましても、そのほかのいろいろな選挙にいたしましても、現実にとどのくらい選挙のため、あるいは準備のために金がかかったというこの実態といたするのはなかなか調査がむずかしいでございます。私は、先生もその辺はよくおのしみ込みをいただけるんじゃないかと思ひます。三十年來全国区の制度が非常に困る、そしてその一つの理由として金がかかり過ぎるということ、私は、もうほとんど一致した意見ではなからうか、このように思ひます。

唯一の例として私も持っておりますのは斎藤三郎先生の例でございます。これは、御自分の御体験を新聞にも公表なさいました。雑誌にも公表なさいました。また一冊の本にもまとめておいででございますので、これはぜひ、後ほど手に入れて差し上げますので、ごらんをいただきたいと思ひます。

○岡田正委員 ここで私がここに笑っちゃいかぬところでありまして、どうもところが言わず語らずというところなんでしょうが、しかし私は公選特の実委員でございますので、ここでやはり怒らなければいかぬですね。これは笑っちゃおれぬのであります。やはり金がかかり過ぎますと

いうことが三つの理由の中で一番のウェイトを置いてあります。広過ぎるというのは、あの終戦直後からの全国区を戦ってきた人から言えば、今日ぐらゐり便利で、ありがたいたときはありません。新幹線は走っているし、ほとんどの鉄道も便利がよくなったし、飛行機はほとんど飛んでいるし、まあそうあんまり苦勞するということはない。そして、その運動に体が疲勞するからというが、そんな体が疲勞してつづけるような人なら頭から出なければいけません。それを無理して出るからいかぬので、それは本人の不注意じゃないでしょうか。ということになれば、一番大きな理由である金がかかり過ぎるという問題について、また後ほどその本でも取り寄せて私に進呈しようなんというのでは、私はその斎藤先生の自叙伝が欲しいのではないのであります。私は、ここに出ておる法案のまじめな提案理由の中の一つである金がかかり過ぎるというのは、一体実態はどうなのであるかということ、これを国民の前に明らかにすることが発議者としての私は最大の責任ではないかと思ひます。いま一度お答え願います。

○金丸参議院議員 昭和二十年代は、立候補者も多うございしたりました。第一回の参議院選挙の最低得票は十二万でございまして、第二回目が約十五万票でございます。今日は、御承知のように、六十二万票に上がりました。そして交通は便利になりましたけれども、それだけに六十万票以上の得票を得るための御苦勞は、私は、それぞれ並み大抵ではなかったように思ひます。私も親しくさせていただいておりました。向井長年先生もあのようなことがございました。やはり私は、参議院の全国区については大変な肉体的、精神的、財政的な御苦勞が非常に多い選挙制度で、五十名の人を八千二百万の有権者が選挙するというのは大変無理で、これは大統領選挙ならば有権者にもわかりまうけれども、非常に根本に無理がある。したがって、いろいろいまして、ろと申し上げましたが、地域が広大でございまして、たくさん得票を得なければならぬとい

うことから、一年二年前から準備におかかっていますので、その間目に見えないお金も大変にかかっておる、これが実情でございます。私が的確な資料を持っていないことは大変申しわけございませんけれども、これはなかなか調査がしにくいということで、どうぞ御理解をいただきたいと思ひます。

○岡田正委員 まことに不満であります。金がかかり過ぎるという、三つの提案理由の中の最大の理由の説明がはなはだいいまいこととしておったという事実を残しまして、不満のまま次の質問に進んでまいりたいと思ひます。

それでは次にお尋ねいたしますが、金がかかるということをしきりにおっしゃるのでありますけれども、今度の改正案に基づきまして確認団体の方におきましては全国で一団体について七万枚のポスター、そして三種の政策ビラ、これは大きな規格も数も制限がないというふうにして承っておりますが、間違いありませんか。

○大林政府委員 ビラにつきましては種類制限だけでございます。

○岡田正委員 いまお答えがありましたように、七万枚のポスター、これはそれ以上ふえれば五千枚ずつという規定がありますけれども、大型のポスターは一応その数が決まっております。ところが、この三種の政策宣伝ビラにおきましては全然規格も、そして発行する量も無制限であります。何億枚刷ろうと勝手です。そしてしかもそのポスターを張り、三種の政策宣伝ビラを全国にまき散らして歩く人たちの人件費あるいは費用あるいは自動車あるいは食費、そういうものについても何ら制限がありません。そして一切の報告をする必要もありません。ということになれば、莫大な金がかかるんじゃないか。○松浦参議院議員 政治団体として、確認団体、これの行動については、いまおっしゃられたような制限は設けておりません。無制限におっしゃいますけれども、結果的には政党が使う金でございますから、政党の支出の部に政治資金が載って

くる、こういう形になりますから、極端なことはなかなかできません、こういうことだろうと思ひます。

○岡田(正)委員　そこで、いま無制限に出されるものではあるけれども、しかし結果的にはその金は政党が支出するのであるから、おのずからそこには節度が保たれるであろうという希望的な御観測であります。だがしかし、それはいまこの場における観測でありまして、実際には幾ら使ってもいいわけですね。これはもう天井がないわけがあります。こういう野放しの制度を、金がかかり過ぎるからという理由で改正をする法案の中に野放しの制度があつていいのでありましようかね。非常な疑問を私は抱いておりますが、再度お答え願ひます。

○松浦参議院議員　ただいま確認団体のお尋ねがございましたが、本来政党の政治活動というものは全く自由でございます。どれだけお金を使うか、何ら制限はないわけでございます。そういう意味合いとの関連から、これだけを抑え込むということは制度的な関連からいってもいかがかというところでございますし、また私は、政党の良識というものを最後まで期待したい、こう思っております。

○岡田(正)委員　それでは次に移らしていただきます。これは質問が単発的になりますが、お許しをいただきたいと思います。

わが国がそもそも二院制度をとりましたのは一休いかなる理由でありましようか。

○金丸参議院議員　御承知のように、新憲法の制定の際、米國側は一院制を主張し、わが国が二院制を主張し、米國側は、日本の面積からいまして州程度のものだから一院でいいじゃないかという考えであつたようでございますが、わが国は明治以来二院制でございましたので、やはり衆議院に対するチェックの機能、良識と申しましようか、理性の府としての機能を期待して、政治的な調整と申しましようか、というような機能を果たすような第二院を設けた方がいいという日本側の

主張が通りまして二院制度になつたと、かように承知いたしております。

○岡田(正)委員　世界で一院制をとつておる國と二院制をとつておる國がありますね。現在、國連に加盟していない國も入れて百六十六カ國ほどあるはずでございますが、その数がわかりましたらお知らせください。

○大林政府委員　その正確な数は現在資料を持つておりません。昭和四十年代は二院制の数が多かつたと記憶しておりますが、現在では一院制の数が相当上回つておると承知いたしております。これは小さな独立國がその後非常にふえましたから、こういう理由だと思ひます。

○岡田(正)委員　私が調べたところでは、世界では一院制をとつておる國が、後からの獨立國がふえておりますので、その關係上百六十六カ國、そして對する二院制をとつておる國の数は四十六カ國とすることを聞いております。

さてそこで、わが國と切つても切れない關係にありますがアメリカ、この上院と下院の議員の數、そして國民の現在の數は幾らでしようか。

○大林政府委員　人口が二億ちよつと記憶しておりますが、上院は百名と承知しております。下院が四百三十五名。

○岡田(正)委員　次にお尋ねいたしますが、いま私どもは日本における参議院の全國區制度を審議いたしております。さて、世界の國で全國區制度を採用しておる國は幾つあります。

○大林政府委員　先進國でわが國のような全國區制度を設けておるところはございません。ただ、オランダが結果的には全國區制度と言へるようなシステムをとつておると承知しております。

○岡田(正)委員　私の調べておるところでは、世界で日本の参議院のように全國區制度を採用しておる國は一つしかありません。これは中米にありまますところのグアテマラという國だけでありまして、その國の人口は二百九十三万人でありますから、東京都の人口の四分の一であります。いまわが日本の人口は世界第六番目になっております

ね。人口の一番少ない方から勘定したらいいようなグアテマラと同じような制度をとつておる。いまここで私が言うのは、いままであります全國區の制度というものを變えようとなさるから、改めてそのことを申し出ておるのであります。なぜそこまで全國區制度にしがつかなければならぬのかという疑問がそこで一つ起きてくるわけでありまます。先進國におきましても全國區というのはいりません。

次に、長い間二院制度をとつてきましたにかかわらず、近年に至りまして一院制をとることに變たいと思ひます。

○大林政府委員　存じておりません。

○岡田(正)委員　私の調べたところでは、約一世紀にわたつて二院制をとつておりました國が、一九五〇年代に一院制に變えたのがニュージーランド、そしてデンマーク、それから一九七〇年代に入りましてスウェーデン、こういうふうになつてきつたわけですね。

先般來の質疑應答の御意見を聞いておりますと、わが國におきましては二院制度を廢止して一院制というのはまだ時期が早いと思ひます。一つは、質問を申し上げましたから、このことについては質問を申し上げません。だがしかし、参議院の全國區あるいは二院制度というものがいま世界でどの程度、どういふ状態にあるかということについては、私の質疑を通して明らかにしたと思ひるのであります。

さてそこで、わが國のことではありますが、総理府がことしの四月に發表いたしました社会意識の世論調査というのがございましたね。その中で、あなたにとつて最も大切な選挙は何でありますかという問いがあるんです。その問いに對しまして答えておられますのは、これはさすがにトップは地元で非常に密接な關係のある市町村會議員選挙でありまして、これは三七％が最も大切だといふ答をいたしております。その次は、衆議院が二番目でありまます。大いにがんばつております。二

一％であります。

さてそこで、三人の先生に、これは総理府が出したんですから、まことに申しわけないのであります。が、わが國の参議院議員は一番最低の一％です。一％しかありません。私はこのアンケート調査を拜見をいたしまして愕然としたのであります。が、こういう厳しい國民の目の中であつて、この全國區の改正制度をいま私どもは手がけておるわけでありまます。あなたにとつて最も大切な選挙は何ですかといふこの一％の現實を踏まえて、三人の先生方、どのような感想をお持ちでございますか。

○金丸参議院議員　参議院がその本来の役割りを果たすように、法案の審議でございましてとかあるいは長期的な視野に立ちました調査とか、そういう働きをいたしまして、國民に存在の意義と申しましようか価値と申しましようかがあるような現實の働きをいたしますことがやはり一番大事なんだといふことを私も痛感を感じておる次第でございます。

○岡田(正)委員　しばらくの間ちよつと耳の痛いことばかり言ひますから、お許しをいただきたいと思います。いま先生の非常にまじめな御答弁がございまして、うん、なるほど、参議院の存在理由を踏まえて、その役割りをよくわきまえてよく活動しておるわい、働いておるわいといふことを示さなければこの一％は上に上からぬだろう、非常に謙虚なお答えでございまして、私、非常に喜んでおるのとあります。ただ、現実はどういうことであるかといひますと、決して私がそう思つておるのではありません。日本國內における大方の國民がこう言つております。参議院は衆議院の、大要失礼ですが、カーボンコピーではないかと陰口をたたいておられます。大新聞でさえも明らかに活字にして出しております。私は非常に残念なことだと思ひます。こうやつて陰口をたたかれておることについて、参議院の先生方二百五十二名は心から憤りを感じ、あるいは反省もしていらつしやると思ひるのであります。

そこで、前河野議長時代に、このままではいかぬ、参議院の独自性を発揮しなければならぬというので、自主性の確保のために党議の拘束を受けないよう緩和を目指してがんばろうではないかということで一生懸命努力をされてきた。そして、参議院の独自性を発揮しようと思つて今日も皆さん一生懸命努力をいらつしやいます。だがしかし、肝心なことは、参議院が衆議院のカーボンコピーではないかと陰口をたたかれる。その原因は何かということと考えれば、あの緑風会の時代は遠くに去つて、いまはだんだんと政党化されつつあるその参議院の姿に国民は愛想を尽かし、一歩という数字が出たのではないでしようか。そこへもつていって、それだけの国民の意識があるのかかわらず、このたび全国区制度を大幅に変えて、あろうことか政党による選挙、全くの政党化してしまふ、そういう選挙をここで行うというこの法案が通つてしまつたら、どこに参議院の存在理由があるのでしょうか。衆議院の数の力、力の政治に対して、参議院はそれを抑制し、良識を持って理性的に国民の利益を図つていこうとするその存在理由というものは全くなくなつてしまつて、衆議院と参議院とは選挙の日にちが違ふだけであつて、全く同じことになつてしまふのではないでしようか。完全なる党議の拘束を受けますよ。

今度の法案では一つだけしり抜けがありまして、名簿で推薦をされて当選をしたが、その当選さしてくれた政党が余りむちゃくちゃなことを言つて、党議に従ふと余りうるさいことを言うから、よし、この際おれは飛び出て無所属になつてやろう、なつても何ということはない、議員の資格は変わらぬのだから、その籍を失ふことはないんだからという一つだけ救済の策がありますね。しかしながら、政党のおかげで当選をいたしました議員がそんな乱暴なことができるでしようか。気に入らぬからといって党をすぐ脱党するやうなことができるでしようか。私は、恐らく理論的にはあつても、実際にはそうざらにはあること

ではないと思ふのです。この国民がいま一番心配をしておる衆議院と参議院はどこが違うのだ、何にも違ひはせぬじやないか、まさにカーボンコピーではないかと陰口を言つておるものが、今度は正々堂々と、参議院も衆議院と同じく政党化いたしました、党議の拘束を受けるのでありますという実態をこの法案で示したら、国民はどれほどか仰天をするであらうと思ふのであります。その点について御意見を伺いたいと思ひます。

これはしないかということが一つでございます。おつしやいますように、カーボンコピーという批判は私もよく耳にし、承知いたしております。これが以前から言われておりましたので、御承知のように、参議院では議長の一種の諮問機関として参議院の議院制度の改革協議会がございまして、先般は予算の審議をすべての常任委員会が分担してやつた、このようなこともございます。なかなか一朝一夕にはまいりませんけれども、私も、選挙制度の改革の面からと参議院の組織並びに運営の改善の面、それから党議の拘束の緩和といふことは言うべくしてなかなか容易に行われることではないと私も重々承知いたしておりますけれども、やはりそれらの面につきましまして、参議院の各政党、同時にまた、衆議院を通ずる各政党におかれましても、参議院のあり方についてよくお考えいただきまして、参議院の国民の期待するような機能が発揮できるような方向の運営や組織の面の改善もぜひ行つてまいらなければならぬ、このように考えておる次第でござい

ます。○岡田(正)委員 たいま社党がかねて提案をいたしておりましたブロック制度のことについて一言及をされましたので、一言申し上げておきたいと思ひます。

私も民社党が提案をしておりましたブロック制度といふものは、地方区も全国区もなくして、そして日本を九つぐらいのブロックに分けて、そこで少数派の人も出馬することが可能なように、拘束名簿式ではない、オープンな選挙を堂々と戦つていただく、こういうことによつて広過ぎるという弊害、有権者になかなか知られにくいという弊害、そして金がかかり過ぎるという弊害が防がれるであらう。さらにいま一つ、かねてから懸案でありました政治資金規正法などと並びまして、金をかけてはならぬとか、そういう問題をしっかりと皆さん方から言われておつたのであります。そういうものに対しても弊害が防げる。それからいま一つの問題は、少数派の締め出しとい

ことがあり得ない。十分に出席されるところの余地を与えることになる。こういう問題を含みますから。それから地方区の定数の是正、これもいままで東京高裁から二回も指摘を受けておる。しかも、参議院においてもやらなければいかぬ、中西さんの案まで出ておつたにかかわらず、そういう問題をはたらかししてにおいて、今回全国区の拘束名簿式だけがでてきた。こういうことから考えてみても、私もが言うブロック制度をとりましたならば、地方区の定数は正も一遍に解決する案なのであります。

こういふことを私も言つておつたのであります。今度の皆さん方が発議されましたこの案によりまして、少数者といふものは全くの締め出し。それは、締め出しと言つたつて立候補できないことはないじやないか、結社の自由があるから十人ほど東ねて名簿を出せばいいじやないかといふことをおつしやいますけれども、現在でも、先ほど御説明がございましたように、全国区の法定選挙費用が三千八百万円です。その三千八百万円に対して、実際に一番使つた人は三千五百万円とつておる。ところが少数派の人が十名の人を集めて立候補しようとするば、名簿を提出しようとするば、四千万の金が必要じやありませんか。そしてもし一人しか当選できなかったら、いわゆる二倍を引いた残りの八つ、三千二百万円といふものは完全に没収をされてしまふじやありませんか。いままでの、全国区の法定選挙費用を使つた一番最高に近いほどの金が、何にもすることなく没収されるわけでありまして。金がかからぬどころではない、金がかかるようになる。こういうことを考えてみますと、私は非常に残念であると思ふのです。

いま一つ、耳にさわること申し上げますが、いま私は選挙区に土帰月来で往復をいたしておりますが、わずかな数でありますけれども、お会いいたします選挙民の方々が、その職業のいろいろな方がいらつしやいます。会社の社長さんもおれば、工員さんもおいらつしやいます。そして御婦人の方もおいらつしやいます。家庭の主婦もおる。そ

りはしないかということが一つでございます。おつしやいますように、カーボンコピーという批判は私もよく耳にし、承知いたしております。これが以前から言われておりましたので、御承知のように、参議院では議長の一種の諮問機関として参議院の議院制度の改革協議会がございまして、先般は予算の審議をすべての常任委員会が分担してやつた、このようなこともございます。なかなか一朝一夕にはまいりませんけれども、私も、選挙制度の改革の面からと参議院の組織並びに運営の改善の面、それから党議の拘束の緩和といふことは言うべくしてなかなか容易に行われることではないと私も重々承知いたしておりますけれども、やはりそれらの面につきましまして、参議院の各政党、同時にまた、衆議院を通ずる各政党におかれましても、参議院のあり方についてよくお考えいただきまして、参議院の国民の期待するような機能が発揮できるような方向の運営や組織の面の改善もぜひ行つてまいらなければならぬ、このように考えておる次第でござい

私も民社党が提案をしておりましたブロック制度といふものは、地方区も全国区もなくして、そして日本を九つぐらいのブロックに分けて、そこで少数派の人も出馬することが可能なように、拘束名簿式ではない、オープンな選挙を堂々と戦つていただく、こういうことによつて広過ぎるという弊害、有権者になかなか知られにくいという弊害、そして金がかかり過ぎるという弊害が防がれるであらう。さらにいま一つ、かねてから懸案でありました政治資金規正法などと並びまして、金をかけてはならぬとか、そういう問題をしっかりと皆さん方から言われておつたのであります。そういうものに対しても弊害が防げる。それからいま一つの問題は、少数派の締め出しとい

ことがあり得ない。十分に出席されるところの余地を与えることになる。こういう問題を含みますから。それから地方区の定数の是正、これもいままで東京高裁から二回も指摘を受けておる。しかも、参議院においてもやらなければいかぬ、中西さんの案まで出ておつたにかかわらず、そういう問題をはたらかししてにおいて、今回全国区の拘束名簿式だけがでてきた。こういうことから考えてみても、私もが言うブロック制度をとりましたならば、地方区の定数は正も一遍に解決する案なのであります。

今度の法案では一つだけしり抜けがありまして、名簿で推薦をされて当選をしたが、その当選さしてくれた政党が余りむちゃくちゃなことを言つて、党議に従ふと余りうるさいことを言うから、よし、この際おれは飛び出て無所属になつてやろう、なつても何ということはない、議員の資格は変わらぬのだから、その籍を失ふことはないんだからという一つだけ救済の策がありますね。しかしながら、政党のおかげで当選をいたしました議員がそんな乱暴なことができるでしようか。気に入らぬからといって党をすぐ脱党するやうなことができるでしようか。私は、恐らく理論的にはあつても、実際にはそうざらにはあること

ではないと思ふのです。この国民がいま一番心配をしておる衆議院と参議院はどこが違うのだ、何にも違ひはせぬじやないか、まさにカーボンコピーではないかと陰口を言つておるものが、今度は正々堂々と、参議院も衆議院と同じく政党化いたしました、党議の拘束を受けるのでありますという実態をこの法案で示したら、国民はどれほどか仰天をするであらうと思ふのであります。その点について御意見を伺いたいと思ひます。

これはしないかということが一つでございます。おつしやいますように、カーボンコピーという批判は私もよく耳にし、承知いたしております。これが以前から言われておりましたので、御承知のように、参議院では議長の一種の諮問機関として参議院の議院制度の改革協議会がございまして、先般は予算の審議をすべての常任委員会が分担してやつた、このようなこともございます。なかなか一朝一夕にはまいりませんけれども、私も、選挙制度の改革の面からと参議院の組織並びに運営の改善の面、それから党議の拘束の緩和といふことは言うべくしてなかなか容易に行われることではないと私も重々承知いたしておりますけれども、やはりそれらの面につきましまして、参議院の各政党、同時にまた、衆議院を通ずる各政党におかれましても、参議院のあり方についてよくお考えいただきまして、参議院の国民の期待するような機能が発揮できるような方向の運営や組織の面の改善もぜひ行つてまいらなければならぬ、このように考えておる次第でござい

私も民社党が提案をしておりましたブロック制度といふものは、地方区も全国区もなくして、そして日本を九つぐらいのブロックに分けて、そこで少数派の人も出馬することが可能なように、拘束名簿式ではない、オープンな選挙を堂々と戦つていただく、こういうことによつて広過ぎるという弊害、有権者になかなか知られにくいという弊害、そして金がかかり過ぎるという弊害が防がれるであらう。さらにいま一つ、かねてから懸案でありました政治資金規正法などと並びまして、金をかけてはならぬとか、そういう問題をしっかりと皆さん方から言われておつたのであります。そういうものに対しても弊害が防げる。それからいま一つの問題は、少数派の締め出しとい

ういう人たちの意見が恐いほど一致しているのはこういうことです。岡田さん、今度参議院の全国区というのは、聞くところによつたら何か名簿で選挙するんだそうですね、地方区のように投票するといふ話であるが、何もしないで五十名、五十名、裏表百名、二百五十二名の参議院議員の中で百名の人が選挙運動をすることなく、自分の政策も訴えることなく、国民の声を吸収することなく、参議院議員としてパッシブをつけるというのはいかにむだである。それほど人材が欲しい、それはど良識のある、識見のある人が欲しいというのなら、政府の中に設けてある二百有余の審議会の中に幾らでも入つていただく余地はあるではないか。それをわざわざ六年間もパッシブをつけていただいて、参議院議員としておつていただかなければならぬ理由がどこにあるのだろうか。先ほど私が何のためにお尋ねをしたかといふと、アメリカの上院の数は百名、下院の数は四百三十五名といふことであります。それに比べまして日本は二百五十二名、そして五百十一名、人口の数はアメリカが二億一千万、日本は一億一千七百万、約半分であります。人口は半分であるのに、上院に相当する参議院の数は百対二百五十二であります。国民はこのことを言うのです。いま世を挙げて行政改革をやれ、国民の声であります。その行政改革は国会からやつたらどうかといふことを平然と言いますよ。それほど選挙が嫌なら、名簿で当選しようなんといふことを考えるのなら、何も百名の全国区の議員を参議院に置いておく必要はないではないか。そんなものはひとつ国会から行革を率先してやつてもらいたい。百名の議員がおらぬようになつたらどれだけ違うのだ。まず国民に、あなた方へのサービスも低下しますよ、そのかわりみんな痛みを分かち合ひましょうといふ、いよいよこれから痛さが直接わかつてくる行革国会が迫つてまいります。国民には多大の犠牲を強いなければならぬ時代がやつてまいります。そのときに、参議院の全国区が広いから、えらいから、しんどいから、金がかかるから

というので、名簿だけで百名の議員が誕生するといふことを知つたら、国民がどうして行政改革に協力をしてくれるでしょうか。議員にとつて選挙といふのは一つの洗礼ではないか、私はそう思つておるのではありません。そして候補者はその選挙を通じて自分の政治信条を国民に訴えて、そしてその負託を受けたといふことになつたら、その負託にこたへるべく専心国民の幸せのために精進をする、これが議員の務めじゃないでしょうか。議員が国民に接触をしないようになってどうやって国民の声を吸収することができのでしょうか。参議院は学者の座るところではありません。学問をするところではありません。政治をするところであります。その国民の素朴な声を一体発議者の皆さんはどうお考えですか。私は返事に困りました。私の仲間も参議院の全国区にもおります。地方区にもおります。先輩も全国区におります。みんななりっぱな人です。だがしかし、そのなりっぱな全国区の議員の人たちが、いまこの法案を審議することによつて国民にだんだんと知られていくことによつて、何だ、こんなことなら行政改革を国会からやれと言われて、先生方はどうお答えになりますか。感想をお伺いしたいと思います。

○金九参議院議員 生の、国民の真実の声を述べをいただきますして、私どもも大変考えなければならぬ点である、そのように感じた次第でございます。私は、行政改革は確かに国民の声だと思つております。同時に、国会におきまして、このような趨勢の中で私どももそれに応じた改革とか姿勢をとつてまいらなければならぬ、個人的にはそのように感じておるのでございます。

今回の参議院制度の改革は、私どもの検討いたしましたところから結論的に申し上げますと、やはり全国区は存置せざるを得ないと申し上げます。か、現状から全国区を廃止することは至難である、そういったしますと、存置を前提としてベターな案を考えてまいらなければならぬということから、拘束名簿式の比例代表制の案をとつたわけでございます。私どもの自民党の中におきまして

も、実際におつしやいますように、政治家として選挙民にじかに触れ、苦勞をして選挙の洗礼を受けてこないようではいけないじゃないか、こういう強い意見があつたことも事実でございます。しかしました、現状でまいりますと、それに伴います弊害が多うございします、私どもは、私どものような案によりましてなりっぱな人を参議院に得る。確かに参議院議員は学者ではございません。政治家として活動、活躍してもらわなければならぬわけでございます。参議院の機能を考えますといふと、衆議院のように政治いちずといふことよりも、参議院はやはりまた別の角度から国政に取り組んでいただく人もおられてよろしいのではなからうか、私どもはかように考えております。

また、私どもは、これは法律案が成立いたしましたと仮定いたしました話でございますけれども、名簿の候補者がたじつとしておるだけのようないふうには考えておりません。現実にはやはり全国を駆け回り、もし名簿議員として当選されました場合には、ほかの方と同じように、党のために国民のために働いていただかなければならない、そうでなければ、次にまた名簿に載せて、いわば推薦されて議員になれるという可能性はなくなつていく。確かに選挙によつて苦勞なさつて出てこられる方と名簿によつて出てこられる方の区別は生じてまいりますけれども、そこはやはり名簿によつて当選なさる方々の良識、党の中のいろいろな機能と申しましようか、によりまして、そういう方々が所属の国会議員として、あるいはまた参議院議員としてふさわしい活躍をなさるようには、各政党でもお考えになつていただけるのではなからうか、こういうふうにしております。

私どもも、国民の間に参議院の実情に対する理解がどうも得られていない、政党化を望まないといふ声が圧倒的に強いわけでございしますけれども、現実には決してそうならない。それはまた自然の流れで防げないと私どもは思つておりますが、どうも参議院の実情に対する私どもの国民に

対して理解を得る努力が足りないせい、よくその点はわかりませんけれども、その実情もよく国民に訴えまして、参議院として国民の期待にこたえられるような活動を今後やつてまいらなければならぬ、こういうふうな御質問を伺ひまして強く感じた次第でございます。

○岡田(正)委員 大変言いにくいことを申し上げますが、私はこのことを発言するに当たりまして私の党のある先輩にも相談いたしました。私は公選特の委員会において質問するに当たつてこういうことを言つてみたい、これは真実の声であると言ひましたら、その先輩は私に對して、おまえさん、わざわざ悩まれるようなことを言わぬでいいぞ、そんなことを言つたら今度から参議院に足を入れることができぬぞ、こう言つて注意をしてくれました。下手をすると選挙の応援もしてくれないかも知れない、そういう危険性があつても、しかし、私どもは真実をこの場でお互いが腹を割つて語り合ふなければならぬと思ひます。したがつて、要らぬことを申し上げましたけれども、ぜひともひとつ御勸告をいただきたいと思ひます。

もつと厳しい意見を言う人は、アメリカと日本との人口比例からいつたら、日本の参議院はアメリカの百名の半分、五十名でいいではないか、そして衆議院の方はアメリカの四百三十五名の半分、二百十八名でいいではないか。それが何で二百五十二であり、何で五百十一でなければならぬのか、こんな厳しい声があります。

そして、参議院におきまして公募されました、参議院にあなただけを望みますかといふその論文の中に、御承知のようにまず一番最初に出たのは、参議院の非政党化、政党化しないことを望みますと一番に出ております。第二番目は、第二院としての独自の機能と役割を果たしてまいらしたいと出ております。そのことに對して私は何かしら逆行もはなはだしという感じがしました。先般片がつきました米債値上げの問題にしても一、一％。言うならば米債九十億持つて一億値

公職選挙法の二百一条の十一におきまして、確認団体の届け出を受けた正規の自動車、政治活動用自動車のそばで行う政談演説会におきましては、政策宣伝のほかに、その党の候補者の選挙運動にわたる演説をしていという規定に規定されておりますので、お説のとおりだと思います。

○岡田(正)委員 確認団体は、政談演説会は無制限でございますか。

○大林政府委員 各選挙ごとに回数制限がございますが、参議院の場合について申し上げますと、衆議院議員の一選挙区ごとに二回という政談演説会の開催回数の制限がございます。

○岡田(正)委員 一選挙区に二回。街頭も含めていかがですか。

○大林政府委員 街頭は態様だけの制限でございますが、いわゆる確認団体が使うことのできる政連カードで停止しているものの車上あるいはその周囲であれば、つまり街頭政談演説については回数制限はございません。

○岡田(正)委員 次に尋ねたいのですが、文書図画の頒布につきましては、従来は一人につきましてはがきが十二万枚、ビラが二種類で三十五万枚、こういうふうになっておりましたね。ということになりますと、これは最低の要件である全国区だけに集めたといまして、十人と考えてもはがきが百二十万枚、これが節約できます。それからビラの関係で三百五十万枚、これが節約できます。この関係で個人は一切だめ、団体でいままさき申し上げました三種類、無制限に規格も何もありません、どんどん出して下さい、こういうことにならぬのでありますが、これは金が幾らかかっておつても、そして配る態様がどうあつても一つ例を言いますと、おまえさんきょう

ピラ配りに行つてくれ、これは選挙の費用の報告をする必要はないのであつたはきょう日当一万円を雇う、だからそれで行つてくれ、それで汽車賃が要ればそれは別、自動車のガソリンが要ればそれも別ということである一万円あんに差し上げるから、入れられるだけ入れてくれ、こうや

つてピラを入れる人を頼む。いわゆる無制限に出せるピラがあるわけですからそれを頼む。これを無数の人に頼んでいくわけでありますが、これは一切自由でございますね。

○松浦参議院議員 そのとおりと思いますが、念のためにつけ加えておきますが、たとえば日当常識が五千円であつたという場合に五万円差し上げるといふようなことになりまして、別の角度から問題が起つてくるかと思ひます。

○岡田(正)委員 というようなことがありますので警察庁の御見解を承つておきたいのです。どのくらい払つたらそれは違反にならぬのか。大体収支決算をせぬのですから、収支報告は必要がないのでございますから。政党の収支報告には出てきますが、それははるか後のことでございますが、その選挙が行われたときにおいては容易にこれは把握できないですね。ですからそのときに、たとえばいまの時代なら五千円までよというように、なことがほかの選挙のときのように決まつてい

せんね。日当何ば、旅費が何ば、弁当代何ば、何人分なんといふことが決まつておりませんから。そうすると警察庁の方としては、ピラを配つて歩いておる人間をちよいと取つかまえて、おつさん、おまえうまいことやつてな、何ばもらつたんや、こうやつて言つたら、はい実は二万円もらつたんですと云つたら、ちよと来い、こうなるんですか。そこら辺が、どのくらいまでならああそうねといふことで放すんですか。

○森広説明員 いまの御質問は政党的政治活動のピラといふふうにお聞きしたんですけれども……(岡田(正)委員「確認団体」と呼ぶ)確認団体であつても政治活動に従事する場合に日当を受けた場合、これは選挙運動とは認められませんが、逆に日当を受けても選挙運動のいわゆる御趣旨とされる買収の問題、こういうものは生じないかと思ひます。選挙運動に關して金銭を受け取つたという場合の問題が買収の問題でございますので、政治活動に關しての金銭の授受は買収の問題は生じない、かように思ひます。

○岡田(正)委員 こころは非常に重大なことですからもう一遍重ねてお伺いしておりますが、先生の方のお答えは、常識的に考えまして大体いまのところ五千円が日当としては正常な姿ではないだらうかと思つたときに一万円も払つたら、それはちよと来いといふことになりかねませんやというやうな意味をお答えになりました。片や警察庁の御意見を伺つてみますと、確認団体が発行いたします三種類の無制限に出すピラについては、これはそれを配つて歩くのは政治活動でありますから、それは幾ら払おうと、日当が幾らであらうと関係ありません、政党的行方政治活動ですから関係ないとおつしやいます、いよいよ選挙になつてから、おつとどつこい、そうは言つたがつかまえるぞと言われたんじや困るんでね。そここのころをはつきりしておいてもらいたいです。どつちが本当なんですか。

○松浦参議院議員 お答え申し上げます。原則論としては警察庁のおつしやるとおりだと思ひますけれども、日当が仮にいま常識が五千円だといつたした場合に十万円日当を渡したといつたしますと、何の目的があるんだらうか、こういうことになると思ひます。そこから何か問題が出てくる可能性がないとは申せませんといふことを念のために申し上げておるわけでございまして、五千円が常識だから七千円出したからすぐ来い、そんな問題ではないと私は思つております。原則としては自由だと思つております。

○岡田(正)委員 ちよと警察庁。○森広説明員 その運動に従事した運動の内容が選挙運動にもわたつておるといふようなこととか、いまの御説明にありましていふことを総合的に見まして、その行為が表向きはともかくとして、実態、中身においていわゆる運動買収を行つたと認められるやうな実態があれば、それは先生のおつしやるやうに私も捜査をしなればならぬといふ思ひますが、それが真実政治活動のための行為であつて、それに報酬が払われておるといふにすぎないものであれば、いわゆる運動買収、

要するに買収罪の問題は生じない、かように思ひます。

○岡田(正)委員 こころにも私は非常に不安を感じるのでありまして、いま先生のお答えになつたやうなごく常識的な考え方でののかと思つたら、案外警察庁の方はおほかからありまして、これが純粹な政治活動、したがつて三種類つづつたこのピラを三種類持つて、とにかく民社党お願いします、自民党お願いいたしますといふやうな選挙運動にわたる言葉を吐かないで、ただ黙々と汗を流しながら突つ込んで歩くのに金をもらつたら、それは幾らもらつたつて政治活動であるから関係ないよといふことですね。これだつたら金を持つておる者が勝つんじやないですか。これはもう紙爆弾が莫大に出ますよ。かねて自民党の皆さんが大量恐れていた紙爆弾といふのが自分の手から今度はやるやうになるんじやありませんか。私は金のかからない選挙をするために今度の改正を目指しておるものでありますという提案の趣旨に比べてみたら、何と底抜けに金が要るじやありませんか。

金を持つておる者が勝負に勝つじやないか、勝負ありじやないですか。金のないやつなんかもう全然話になりませんね。全然宣伝力が違いますよ。これは一体どうなんですかね。この点はやっぱり私は、先ほどの政連カードと同じやうにいま一度お考え直しをいただきたいと思ひますのでありますが、いかがでありますやうか。

○松浦参議院議員 政治活動に關しましては現行制度を何らいじつてゐるわけではございません。したがつて、私どもは常識のある政党ばかりだと思ひますので、そういう極端な行為がなされるという前提でこの問題を考へてはおりません。○岡田(正)委員 いま具体的な質問に私ははじめに入つておるわけでありまして、どうもお答えを聞きよりますと、ちよと不安になつてまいりましたので、こころちよととへ戻らしていただきます。これは発議者の皆さんが非常な御苦心をなさつて御提案になつたこの法律案でございますけれども

も、この法律案が唯一無二のものであって、一〇〇%完全無欠であって、おまえさんらが何と言おうと、理屈が通ってよろうとおるまいと修正なんかに応じるものかという腹なんですか。なるほどと思つたら、先ほどの坂井先生のようにあいうまことにりっぱな質問が出て、法制局の方ですら、それは法律案に書き込んでいいことだと思ひます、書き込んで書けないことはありません、政令に委任するばかりが能じやない、法律で書いても結構です、変えられぬことはありません、こういうような答弁も出ておりますが、そういうことどもを含めて、これからの以下たくさん質問があるでしょうが、なるほどと思う質問がありましたら、それに対して修正することにやぶさかではありませんというお答えなんですか。いかがでしょう。

○松浦参議院議員 各先生方の御質問に対して何遍も繰り返して申し上げておりますが、私も私どもなりにベストを尽くしてつくった案だという気持ちには強く持っております。しかし、これがベストの案ではかたがたいうものが絶対にあり得ない、それよりいいものはあり得ないなどという考え方は持っております。したがって、当委員会において慎重に御審議をいただきたいということとを繰り返して申し上げておるところでございます。

○岡田(正)委員 先生は非常にこりっぱな人格者であります、最後のところになるとちよつとばやけるところがあるのです。それで、私もベストだと思つてベストを尽くしてやつたけれども、必ずしも一〇〇%ベストとは思つていない、思つていないのであるからして慎重に御審議願ひたい。だからいま審議しているのです。私も決して逃げておりません、そして審議拒否もしておりません。まじめに審議に加つて、これはどうですか、これは考えなければいけません。うんそうだなという問題が出てきても、あ慎重に審議は尽くした、すなわち地方公聴会もやつた、中央公聴会も済んだ、参考人も呼んだ、

もうやることはない、採決よ、文句言ふな、これが審議を尽くしたことになるのか。手順だけは尽くしたからそれで審議を尽くしたということですか、それともなるほどと思う意見があったら修正に依する用意があるのかないのか。この答弁は議長以外には返事はできませんよ。だから、慎重に審議してくださいということをおっしゃらないで、もつとはつきりおっしゃっていただけませんか。修正なんかする腹は持つておらぬということか、修正すべきところは修正する用意がある、こういうことなのですか。簡単な日本語で言つてください。

○松浦参議院議員 率直に申し上げますが、提案者として私どもはこの法案をつくるのに参画をしてまいりましたけれども、最後は党としてこの案でいいかどうかということを決めたわけでございます。私も平議員にはこれを右にする左にするという権能はございません。したがって、慎重に御審議を願ひたいという言い回しをしておるわけでございます、当委員会各党の理事さん方に御相談をいただいてその上でどうしようかという方がいいということであれば、私もそれに異議を差し挟むという気持ちはございません。

○岡田(正)委員 よくわかりました。いまやこの問題は党に移っております。したがって、修正しようという問題になつてくると発議者だけの考えではそうはいかない、おっしゃるとおりだと思います。党が決定することと思ひますが、こういうことになれば党の最高責任者は後藤田さんですか、それとも鈴木さんですか。「鈴木さん」と呼ぶ者あり。鈴木さん。やはり鈴木さんだそうですね。ということになれば、委員長、理事会において総理をお招きすることも協議をされておることであらうと思ひますが、こういう問題が出てきますのでやはり審議を促進するためには総理の一日も早い委員会への御出席というものを私はこの際強く要望しておきたいと思ひます。

次に質問を進めてまいりたいと思ひます。この選挙の期間中におきまして、たとえば民社

党が入党の勧誘あるいは政策の宣伝、そういうものを、確認団体の宣伝カーではなくて戸別訪問をいたしまして、戸別に訪問をしては民社党に入つてくたさいといういわゆる純粋な政治活動ですよ、いわゆる一票入れてくれ、民社党に入れてくれなんというこれはお願ひをせぬのです。それで、減税を進める民社党なんてことを言つて、政策宣伝を戸別訪問をしてやることはいいいですか。

○大林政府委員 現在の確認団体制度におきましては、政党が特定の用具、手段、そういうものを使つて行います場合にその種類ごとの制限を書いておいて、その種類ごとの制限に準がついていないものについては政治活動としては自由に行うことができます。

そこで、たとえば先ほど来おっしゃつております自動車の問題、この自動車につきましても選挙期間中は一定台数の確認団体に与えられた車が政策の普及宣伝に使われるわけであります。したがつて、それ以外に政策の普及宣伝のために車を使うことはできないというシステムになつております。したがつて、議員獲得運動、これは本来自由であります。自由であります、どういふ手段でその議員獲得運動をするかについてそれぞれ用具の制限がある、こういうことでございませう。

○岡田(正)委員 戸別訪問は、政策普及。

○大林政府委員 これは選挙運動にわたらない限りは制限ございません。

○岡田(正)委員 委員長、警察庁の意見も聞いてください。

○森田説明員 ただいま御答弁があつたとおりでございます、第百三十八条に「選挙に關し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて戸別訪問をすることができない」とあるいは第二項で、いろいろな規定がございしますが、選挙運動のために政治団体の名称を言い歩く行為を禁止するとか、いわば投票を得る目的あるいは選挙運動のためそういう目的を持った行為を規制し

ておるのでございまして、いま先生が御発言になりましたような純粋に政治活動のためになす戸別訪問であるとするならば、それは違反にはならない、かように思ひます。

○岡田(正)委員 たとえば民社党〇支部あるいは〇班あるいは民社党相談室というような看板をかけておるところが随所にあるわけですね。これは奥連の事務所、支部その他にいつぱいあるわけですが、そういう表示の看板というものは、選挙期間中と選挙期間外に分けて、期間外は答弁の必要ないと思ひますが、期間中におきまして一体どういふ扱いになりますか。それで、これは大きいものを言ひましたけれども、ちよつと紛らわしいものでステッカーがありますね。民社党の家とか、そういうステッカーがあります。それから民社党のシンボルマークがあります。いわゆるマークですね。そういうものを張つておりますが、そういうものは選挙期間中はどうか考えますか。

○大林政府委員 ステッカーについての御質問でございしましたが、確認団体が選挙期間中頒布することができものについての制限をいたしましては、ピラあるいはこれに類する文書図画を含む、こういうことになつております。それからもう一つは、掲示の問題につきましてもはポスターの掲示、こういうふうになつておまして、ステッカーというのは従来ポスターとは別扱いということになつております。そこで、先生も御承知のように、個人の選挙運動の際に後援会活動といたしましていろいろステッカーが問題になりました。そこで、その際にステッカーの禁止ということで先般改正をいたしましたけれども、それは政党の確認団体の関係には及んでおりません。あれは後援会のステッカーということでございまして、あの後援会の中には政党は含んでおりません、確認団体は含んでおりませんから。

○岡田(正)委員 そこで、確認をするのであります、今度の改正案が通つたといひますと、政党そのものが候補者になるわけですね。いわゆる

名簿の登載者というのがありますけれども、政党そのものが候補者になるわけですね。政党が立候補するわけでしょう。そうすると、政党の看板、ステッカー、ポスター、そういうふうなものは、いわゆる選挙期間中は、許された文書、図画の頒布、看板の掲示、いわゆる七万枚以外のポスターの掲示というものに相当するということでこれは取り締まるというふうなことはないのでしょうか。政治活動として自由なのではないですか。はつきりしておいてください。今度は個人じゃないですよ、政党が立候補しておる。

○大林政府委員 選挙の期間に入りましてたとえば看板の類がどうなるかということでありまして、選挙の期間に入りましては立って札とか看板、これは政党その他の政治団体の本部または支部の事務所において掲示するものは制限の外になっております。それから、ポスターなどにつきましては、その規格でありますとかあるいは枚数制限はございます。それから、ビラについては従来どおり種類制限もございまして、そういった選挙期間中の政党の政治活動あるいは選挙活動につきましては、現行の確認団体制度のシステムと全く同じというふうに了解しております。

○岡田(正)委員 ステッカーはどうですか。

○大林政府委員 ステッカーは先ほど申し上げたとおりでございます。

○岡田(正)委員 オーケーですね。

○大林政府委員 はい。(発言する者あり)ポスター、立て札もしくは看板の類ということで、ステッカーはポスターの類というところに該当してまいりますので、結局ポスター並みに扱われるということでございます。

○岡田(正)委員 それでは再度確認をしておきますが、○○党○○支部というふうなあるいは相談室というふうな表示の看板、立て札等は一切関係はない、しかしながらステッカー、シンボルマークあるいはポスターなどというものは、これは七万枚の範囲内において一いや、プラス五千枚というのがありますけれども、七万枚の範囲以外は

だめですよ、こう確認しているのですか。

○大林政府委員 そのとおりであります。

○岡田(正)委員 ということになりますと、たとえば自民党の家あるいは社会党の家あるいは民社党の家というふうなものを選挙に入るずいぶん前から、もう半年もその上も前から張っておったというふうなことがあったら、それは全部外せという意味ですか。

○大林政府委員 いわゆる滑り込みのポスターとよく言われておる関係についての御質問であらうと思ひます。まあ、常時ふだんに張ってありますとた政党ポスター、これが選挙期間中に入りますと確認団体の枚数制限の中に入るので、それはおかしいではないかという意味の御質問を含めてのお話であらうと思ひます。ただ、問題は、確認団体制度のもとにおきましては選挙期間中に掲示するポスターの枚数制限ということになっておりました、直接には事前には張りましてポスターが流れ込んでまいりましていまいきなりそれが違反であるかどうかという問題にはならないと思ひます。ただ、選挙運動の関係でいわゆる百四十六条という条文がございまして、要するに紛らわしいポスター、こういうものにつきましては撤去命令の制度がございまして、したがって、意図的に選挙前に集中的に張りまして、これが流れ込むであろうというふうな意図的なポスターについては撤去をお願いしておる。具体的なそのときそのときの認定に基づいて管理させていただいておるわけでございます。

○岡田(正)委員 時間が参りましたので、後の方に迷惑をかけたくありませんから、大変中途半端な質問になりましたが、次回に譲らしていただきます。どうも大変ありがとうございました。(拍手)

○久野委員長 安藤殿君。

○安藤委員 まず最初に発議者の先生方にこの委員会への出席の問題についてお尋ねをしたいのですが、きょうは御承知のように十一時まで参議院の本会議が開かれておりました。ところが発議者

の方々は十時半からもうすでにこの委員会に出かけておられましたね。そうしますと、参議院の本会議の方は、言葉は悪いですが、サボってここへ出ておられた、こういうことになるのですか。私はそのことを委員長に、いま参議院の本会議開会中だ、十一時までだということを言いましたら、委員長は、発議者の方々は、参議院の議運の了解だったか承諾だったか忘れましたが、を得てきておられる、こういう話だったのです。ところが、私の方で調べてみますと、そういう了解なり承諾なりを参議院の議運でしたことはないということなんです、一体どちらなんですか。

○松浦参議院議員 担当の国対の方へお話をいたしました、十時半からでございますので、十時七分に向こうを出てこちらへ伺いました。

○安藤委員 そうしますと、自民党の内部での担当の国対の方の承諾を得たということですね。

それじゃ委員長違ひじゃないですか。議運の承諾を得たというふうな委員長さんはおっしゃった。それは発議者の方から聞いた話だ、こういうふうにおっしゃったんですね。だからこれは違ひのですよ、議運の承諾じゃないですよ、議運ではそういう話は出ていないのですから。これは一体どうなっておるのですか。

○久野委員長 安藤委員に申し上げますが、私が発議者の方からお話を伺いましたのは前回のときでございます。前回、幾日したか、いま期日は記憶いたしておりませんが、前回のときに発議者の方にお尋ねをいたしましたら、国対の方の御了解を得て出席しております、そういうことでございました。本日のごときはございません。

○安藤委員 委員長は私が本日のことを申し上げましたらそういうことをおっしゃったので、本日のことかと私が思うのは当然だと思ひますが、そうしますと、やはりそういう議運の承諾も得られないで、いわゆる本会議をサボって、言葉は悪いですが、端的に言いますと……。そうしてこの

委員会に出てこられたということは、そういうことまでして審議の促進を図ろうとしておられる、そういう理屈だというふうにお尋ねをいただくと、うのです。これは一遍私の方もきつと問題にしたいと思ひますが……(「思い過ぎだ」と呼ぶ者あり)思い過ぎ、いまのお話はちゃんと自民党の中での国対の了承だというお話ですから、議運じゃないのです。いいですか。

○松浦参議院議員 議運とか国対とか申し上げておきますのは、全体の議運とか国対とかということでございます。わが党の国対でございます。それから私どもは公式に法律に基づいて提案者でございますので、これは議員としての最大の任務だと思っております。かち合った場合にはどちらを選ぶかは、私は党の幹部の御指示に従っておりますわけでございます。

○安藤委員 そうしましたら、参議院の議運の承諾もしくは了承というふうなことではなかった、そしていま御答弁をいただいたような趣旨でここへ出てこられた、そういうことですね。そういうふうに向つておきます。

そこで発議者の方々は、これまでいろいろ話が出てきておるのですが、衆議院もしくは参議院地方区の定数は正の問題ですね、これはやはり相当緊急を要すること、是正しなければならぬと思つておられると思ひますが、その点いかがですか。

○金丸参議院議員 先般からお答え申し上げておりますように、私どもも緊急を要する問題だと存じておりますので、できるだけ早く党内の意見をまとめ、また各党の御意見もお伺いして、政府提案にいたしますか議員立法にいたしますか今後の問題でございますけれども、できるだけ早く定数の是正は図りたい、かように考えております。

○安藤委員 そういうふうな考えがあられる。それで、金丸先生がタッチされる前の話ですが、昨日もずっとその経過をいろいろお尋ねして、私の方からも申し上げたのですが、いわゆる中西案と町村金五さんがプロジェクトチームの座長をして

おられたときにおまともになった報告、この中には定数は正が盛り込まれておったのです。それが、一票制と二票制が出されてきた。そうしたら、その段階からこの定数は正というのが抜けてしまつておるわけなんです。そういう緊急な課題の一つだというふうにお考えになっておるなら、かつては載つておったその定数は正が、あれでいいというところは私は申し上げませんが、いい悪いは別にして、あるいは十分、不十分は別にして、せつかく載つておったのをなぜ落としてしまったのか。これはどうしてもお聞きしたいと思うのですが、どうです。

○金丸参議院議員 全国区制、地方区の定数は正、私も両方並行して検討しておったのでございまして、地方区につきましては最終的な結論を得られませんが、それで全国区の方を、実は五十五年の選挙には、地方区の定数は正もできたらあわせてやりたいという考えでございまして、それがまた間に合いませんでしたので、地方区の方につきましては結論を得ませんでしたので、参議院の全国区の改正の方だけをまとめて法律案として提案をいたしました、こういうような経緯でございまして。

○安藤委員 定数は正の方も緊急の課題の一つだというふうにおっしゃっておられるのですが、この問題についていま自民党の内部で、あるいはいま金丸先生はプロジェクトチームの座長ですが、そういうようなところで、自民党の内部で、いろいろ検討あるいは作業をしておられるのでしょうか。

○金丸参議院議員 党に選挙調査会がございまして、三つの委員会に分かれ、その一つの委員会の委員長といたしまして参議院の地方区の定数は正と、小選挙区制というわけに決まっておりますが、衆議院の定数は正も、憲法の問題がございまして、両方並行して議論をいたしておる最中でございます。

○安藤委員 いつからそれがなされておられるのかちよつとようわかりませんが、きのうも御登場

いただいた後藤田先生、お見えですね。選挙制度調査会長として昨年の二月二日に国民政治研究会でお話をなさつて、その「月曜レポート」にちゃんと出ておるのです。定数は正はやるべきだと思つておる、まあいいことを言つてみえておるのです。ところが、同じ発言の中で、「抜本的な定数は正という問題は、やはり、大きな制度改正の際にでもなければ、話はまだとらんと思ひます。」これは後藤田先生のいつもの持論ですな。

「じゃ、自由民主党はあの判決」これは恐らく一昨年の東京高裁での一対二を超えたら違憲というこの判決を指しておられるというのとは前からのつながりがあるのですが、「を受けてどういう作業をしているか」というと、作業はしていません。私がいろいろのだから間違いない。」と言つておられるのです。すると、いま金丸先生がおっしゃった作業をしている、これはちよつと時間的にずれがあります。ありますけれども、作業をしておられないんじゃないかという気がするのですが、どうですか。

○金丸参議院議員 後藤田調査会長が就任されました後、委員会を三つに分けてそれぞれ分担をいたしました。私の第一委員会におきまして、違憲判決も出ておるわけでございますし、世論もございまして、参議院の地方区の定数は正とあわせて衆議院の定数は正について目下鋭意検討いたしておるところでございます。

○安藤委員 時間的な差異がある、その間に時間があるというところで、作業しておるというふうにおっしゃるのですが、権威ある後藤田先生のこの発言からするとどうも怪しいというふうにお聞きするを得ないわけですか。そういうことになりまして、緊急課題だと言つておきながら定数は正の方は欠落させてしまふ、そして本改正案だけ急いでおられるというのは、きのういろいろお尋ねしましたように党利党略があるのではないかと、この重大な疑いを持たざるを得ない。これはすれ違いになりますけれども、ここで次の問題に移ります。そこで、先ほどからいろいろ金のかかる問題

の話がありました。選挙に金がかかるという問題、一遍はつきりしておきたいと思うのですが、私どもは選挙に金がかかるのではなくて、選挙に金をかけているんだ、かけるんだというふうな思つております。そこが問題だと思つております。そういうような批判も出ております。

金がかかる選挙をなくするというののために、これはいろいろな批判が出ております。その批判に基づいて言うのですが、自民党の金権体質という批判があります。先日、古井喜實先生が二十五年永年在職議員の表彰を受けられたときに本会議場でおっしゃつたのは、金が物を言う政治云々というふうな批判もなされたのですが、そういうような体質をなくしていくことの方が一歩の先決じゃないかというふうに私は思うのですが、その点はどのようふうに考えておられますか。

○金丸参議院議員 国民の信頼を確立いたしますために私は政治家として政治倫理が大切であると思つておりますけれども、現実、金をかけるのではなくてやむを得ず金がかつておる全国区の制度の改正は急がなければならぬ、かように考え、党内もそのように一致してまいりましたので、このような法律案を提案いたしましたわけですが、政治倫理の確立ということとはわが国の現下の政治家として共通のきわめて大事な課題である、私はかように考えております。

○安藤委員 これまでの議論を伺っております。結局、金がかかるというのは準備行為であるいは瀬踏み行為、これに金がかかるんだというお話のようですね。本日に選挙運動に金がかかるという話で、それは先ほどから話があります三千八百万円何がしという法定選挙費用の枠がありますから、それ以上かかったんというところは言えないうことです。そうすると、五億円とか六億円とかいう話が出ておりますが、これも準備行為、瀬踏み行為だ、こういうことにならうかと思つてですね。そこで自治省にお尋ねをしたいのですが、この

準備行為とか瀬踏み行為、これは一体どういうような行為のことをいうのですか。

○大林政府委員 準備行為とか瀬踏み行為と総称しておきますのは、大正十四年以来事前運動を禁止する、こういう非常にむずかしい立法技術を使つてまいりましたので、要するに政治活動と選挙運動を区別する必要がある。そこで、選挙運動と政治活動を区別する一つの基準として、投票依頼行為には及ばないけれども、要するに、選挙が近くなりましていろいろ準備をされますものもありましよう。たとえば選挙公報の原稿をつくられることもありましようし、あるいは選挙事務所

の借り上げの内交渉をされることもありましよう。こういったものも準備行為の中に広く入つてまいります。それから瀬踏み行為と申しますのは、次の選挙に立候補したいのだけれども果たしてどの程度の手ごたえが周囲にあるだろうかというふうな内部的な相談事、こういうこともありましよう。要するに、一般の第三者に対して投票依頼を働きかけるということを選挙運動というふうな観念しておりますから、それに至るまでの準備的な行動はすべて準備行為という言葉で言いあらわしております。

○安藤委員 松浦先生はそのいわゆる瀬踏み行為、準備行為に約一億円お使いになったということとをこの前当委員会でお話しになったですね。パンフなんかを後援の団体に送つたり印刷費とかかかったんだ、それはお聞きしたのでありますが、そのほかには具体的にどのような行動をなさつたのでしょうか。

○松浦参議院議員 あとは、あの当時では後援会づくりということでステッカーの作成もございまして、それから公認をいただいた後は、一体その地方でどれだけの応援が得られるだろうかというところで各県単位に情勢の判断をして回つた、こういうことでございます。ほとんど私個人はその各県回りの情勢判断ということに体を使つておつたというのが実情であつたように記憶をいたしております。

○安藤委員 いまおっしゃった活動の中で情勢判

断をなさるについては、松浦先生は、私はこういう
意見を持っており、こういうことをやりた
いと考えているんだ、いまの日本の政治の状況は
どうだ、こうだというようなお話をなさったんじ
やないかと思うのですが、どうですか。

○松浦参議院議員 もちろん当然そういうことだ
と思います。それが政治活動であらうと思いま
す。私自身が自治省出身で三十四年自治行政に携
わってまいりました。したがって、その方面を中心
に私の抱負を述べ、それに対して共感をいだだけ
るのかどうか、こういう判断をして回ったという
ことでございます。

○安藤委員 そうしますともちろん、自治省に長
年おられて、どこからが事前運動になっていかぬ
とかどうかという判断もしつかりお持ちにな
っておいれたと思ひますから——いや実際は知
りませんよ、実際は知りませんが、まあ事前運動
ではないかと思つていろいろおやりになっておられ
たんだと思うのです。そうしますと、これから
候補者になろうとする者として、あるいは参議院
に籍を置いて政治活動をやろうという立場にあ
れたわけですね。そうなりますと、これはそうい
う立場にある者としての日常の政治活動じゃない
かと私は思うのです。そういうふうに思えてな
らないのです。政策も言うし、意見も言うし、日
本の政治がどうこうと言うわけですから。だから
そういうような認識も必要になったのじゃない
ですか。

○松浦参議院議員 準備行為あるいは瀬踏み行為
というのを金丸先生もおっしゃられましたけれ
ども、実質的には個人の政治活動ということが当
然かんでくるのはあたりまえのことだと思いま
す。ただ私は、自分自身でもそのつもりでおりま
したけれども、特に自治省出身者として誤った事
前運動にわたらないようにということは関係者に
ついても徹底的に言つておつたつもりでございま
すし、自分でもそういうつもりで行動したように
記憶をいたしております。

○安藤委員 そこで自治省にお尋ねしたいのです
が、その日常の政治活動ですね、それと公職選挙
法とどういう関係にありますか。

○大林政府委員 そこがまさに政治活動と選挙運
動の境界をどう考えるかというところでありまし
て、直接に投票依頼にわたらなくとも、周囲の状
況あるいは時期、そういうものを総合して、政
治活動であつても選挙運動であると認定される場
合も間々ございします。これは安藤委員の方がよく
御存じかもしれませんが、選挙運動であるか政治
活動であるかという問題は、個々の事例につい
て、非常に具体的なケースごとに裁判所で何十
人、何百人の証人まで呼んで長年月かけて境界を
認定しておる、それほどむづかしいものではござ
います。

○安藤委員 そういう細かい話はいままでいろい
ろなされておりますから私ははしりませんが、日
常の政治活動だ。そして、それがいわゆる公選法
上の事前運動でもないというふうなことになる
と、その準備活動なり瀬踏み行為なり日常の
政治的な活動ですね、これに金がかかるからとい
つて、それを公職選挙法のせいにし、そして公
職選挙法を要する費用は、先生御指摘のように
法定費用があるわけでは、金丸先生がいつもおし
やるように八千二百万の有権者の方に百人以上の
から一人選んでいただくわけでは、金丸先生が
よほど知名度の高い方かあるいは強力な団体の支
持を得ておられる方以外には個人の名前を知つて
もらうという事はできないわけではございませ

○松浦参議院議員 お答え申し上げます。
選挙運動に要する費用は、先生御指摘のように
法定費用があるわけでは、金丸先生がいつもおし
やるように八千二百万の有権者の方に百人以上の
から一人選んでいただくわけでは、金丸先生が
よほど知名度の高い方かあるいは強力な団体の支
持を得ておられる方以外には個人の名前を知つて
もらうという事はできないわけではございませ

○松浦参議院議員 お答え申し上げます。
選挙運動に要する費用は、先生御指摘のように
法定費用があるわけでは、金丸先生がいつもおし
やるように八千二百万の有権者の方に百人以上の
から一人選んでいただくわけでは、金丸先生が
よほど知名度の高い方かあるいは強力な団体の支
持を得ておられる方以外には個人の名前を知つて
もらうという事はできないわけではございませ

○松浦参議院議員 お答え申し上げます。
選挙運動に要する費用は、先生御指摘のように
法定費用があるわけでは、金丸先生がいつもおし
やるように八千二百万の有権者の方に百人以上の
から一人選んでいただくわけでは、金丸先生が
よほど知名度の高い方かあるいは強力な団体の支
持を得ておられる方以外には個人の名前を知つて
もらうという事はできないわけではございませ

そういう意味で、投票依頼という行為にはわたら
ない範囲において、松浦功という人間はこういう
政策を持って、今後の地方自治強化のために努力
する覚悟を持っておる人間です。そういうことを知
っていたら、これが政治活動だと思ふわけでは
ございませう。そういうふうな御理解をいただければ
幸いです。どうですか。

○安藤委員 ですから、そういうことはよくわか
つております。わかっているけれども、選挙に
金がかかる金がかかると言いますけれども、選挙
運動や選挙活動には金がかかっているのです。日
常の政治活動からすると、日常の政治活動です
よ。日常の政治活動に金がかかるからといって、
何で公選法のせいにし、公選法を要するのです
か。どうしてもこれがよくわからぬ。

それからもう一つ、政党にもやはり日常の政治
活動はあります。政党の日常の政治活動にはそ
れ相応のお金がかかります。しかし、これは日
常の政党としての政治活動であつて、公選法と何
の関係もないじゃないですか。『そんなのへ理屈
だよ』と呼ぶ者あり。『へ理屈じゃないですよ。こ
れが一番の筋です。何がなかかわけがわから
ぬで、とにかく選挙に金がかかる、選挙に金が
かかると、国民に対して、ああそうかな、かかる
かなというふうに思わせて何の関心もない公選法
をなぶることは全然ない。その辺はどうですか。』

○松浦参議院議員 現行制度のもとでは、いま申
し上げたような瀬踏み行為なり日常の政治活動な
り準備行為がなければ、絶対に知名度の高い者と
か大きな団体の支持を得ている方以外には当選の
可能性がない。だから、どうしてもそういう結果
になる。そこで、そういう結果にならないような
選挙制度にすれば、そういうお金の要らなくなるだ
らう、こういう考え方でございませう。

（委員長退席、塩崎委員長代理着席）
○安藤委員 いや、この関係はどうしても私はわ
からぬ。何も公職選挙法が悪いから選挙に金が
かかるわけじゃないのです。公選法と関係ない
ところで金をかけているのです。それがどうして

あれですか。

それから、これは自治省にもお尋ねしておきた
いのですが、先ほどもちよつとお答えいただいた
のですが、政党の政治活動、日常の政治活動、準
備活動とか瀬踏み行為も含めて日常の政策宣伝の
政治活動、これは選挙活動じゃないですね。どう
ですか。

○大林政府委員 そのとおりであります。
○安藤委員 それで、もう一つ、やはりそれが事
前運動になるということなら、さつきもちよつと
議論がありましたけれども、これは公選法の関係
ですよ、しかしこれは公職選挙法で違反行為だ。
これは犯罪行為です。犯罪行為にお金がかか
つたということでもって公選法がけしからぬとい
うわけにはいかぬでしょう。あるいは選挙の期間中
あるいは選挙の前に買収するために五億円、六億
円とお金を使った。あの宇野重吉さんの話もあり
ます。あれはまさに買収行為で、とんでもない違法
行為です。犯罪行為です。そういう犯罪行為に
お金がかかるからといって公職選挙法を要するわ
けにはいかぬでしょう。そういう趣旨ではないと
思うのです。そうすると、どうしてももう一
回、犯罪行為に金がかかるからといって公選法を
なぶるわけじゃないんだ、だったらなぜ、どこで
お金がかかるからといって公職選挙法のせいに
するんだ。もうこの趣旨からすでに間違つておる
と私は思うのです。どうですか。

○松浦参議院議員 繰り返して申し上げておりま
すように、現行制度のもとではそういう行為をと
らない限りは絶対に当選の可能性が一般の人には
ない。だから、制度を改めさせれば、そういう余
分な支出はなくなるだろうということではござい
ます。

○安藤委員 全国区にお金がかかる、かかるとい
うお話ですが、これは自由民主党「参議院全国区
制改正」へ「拘束名簿式比例代表制」早わかり」去
年の七月初版ですね、この中に、十八ページ、
「限界にきた全国区制 改革のチャンスは今しか
ない」こういう趣旨のところで、「前回の選挙を機

に政界を引退した有田一寿氏(参議院クラブ)は「六年前の選挙のとき私は六億円使った」と新聞で語っています。」ということになっておるんです。それで、この人は全国区でしたか。有田一寿さん。(松浦参議院議員「存じません」と呼ぶ)知らない。これは参議院要覧、ここに「有田一寿 福岡県選出 新自由クラブ」こうなっております。私は何も党派のことをあれこれ言うておるつもりじゃないですよ。福岡県地方区ですよ。福岡県地方区で、自民党のこの文書によると六億円使ったというんです。

そうすると、これは全国区に金がかかる、全国区に金がかかるとおっしゃるのですが、今度地方区は「選挙区」というふうにならなければ、地方区だって同じように金がかかるんじゃないですか。どうして全国区のせいばかりにするんですか。それはどうなんですか。(かかったじゃない、かけたんだ)と呼ぶ者あり)だから全国区ばかりじゃないでしょう。どうなんですか。

○金丸参議院議員 地方区に非常に金がかかることもありますが、私にも聞いております。これは大都会でございまして人口、有権者が多いとか人件費、物件費が高いとか、そういうところも確かにあるようでございます。地方区の改正の問題は、先般の御質問でもお答え申し上げましたように、地方区の独自の問題として、これは別に検討しなければならぬと考えますので、この際は地方区と参議院の全国区とは切り離して、全国区の弊害を除きますために比例代表制の案をつくったわけでございます。

○安藤委員 全国区の方を金がかかるとおっしゃってこういう改正案を出してきたというお話ですが、この改正案は地方区と全国区と全部一体となっているのですよ。「選挙区」というふうにならなければ、後には全然知らぬというわけじゃないですよ。だから地方区は、わが党に入れたくないというふうに全国区の選挙もすることができるといふこと

にもなっているでしょう。だからこの改正案は全国区、地方区一体となっておるのですよ。それを全国区だけ金がかかる、金がかかるというふうにおっしゃるけれども、地方区でも金がかかるということをお自民党さんちゃんと自分のところの文書で認めておるじゃないですか。これはおかしいですよ。

それからさらにこれは前にも参議院でもちょっと議論があったんですけれども、先ほど言いましたように、地方区の候補者が全国区の政党への投票依頼行為をすることができ、そして全国区の選挙では、これまでもいろいろ議論がありましたように、選挙活動というものが相当制限される、公営の道というものはありますけれどもね。そうすると、どうしても各政党が地方区へ、いままでは地方区へ候補者を出さなかった政党も、全部の政党がやはり地方区へ候補者を立てる、そしてそれがわが党の宣伝をする、こういうことにならざるを得ぬと思うのです。そうしますと、いままで四十七の地方区の中でたとえ十しか出していなかった政党が全部出さなければならぬということになったら、それだけ選挙費用はかかるんじゃないですか。これはお金がかかりますよ。

それからさらにこれはいろいろな党利党略の話もあるんですが、「個別個略」と呼ぶ者あり)個別個略かも知れないですが、一人区はほとんど自民党が独占しておる。今度二人区でも一人区でいま自民党が候補者を二人出しておられるところは二つか三つです。ところが今度、自民党も二人区は各野党の選挙協力とかなんとかもうなくなってしまう、全部立てて競争するから、自民党が二議席確保にという魂胆がある、これはもう公然の秘密と言われている話ですよ。となると、自民党自身も、いままで、二人区が十六ありますね、二人区で二、三区しか二人ずつ出していなかったのを、今度は全部の二人区でも候補者を立てる、こういうことになってきますよ。そうすると、やはり自民党も金がかかるんじゃないですか。そして先ほどのように、地方区で新人を出

すすれば、これらほど金がかかるんですよ。これは一体どうなるんですか。どうして金がかからぬということになるのですか。かえって金がかかるじゃないですか。この点はどう思われますか。

○金丸参議院議員 地方区の方は従来の例によるということになっておまして、今回の改正案は全国区を中心として、必要と認めます限りにおいて地方区につきましても改正をいたしたものでございまして。今後地方区に力を入れる、金がかかるじゃないかという御質問でございます。私も現在全国区につきまして金がかかるというのは、個人本位になっておりますから個人に金がかかる、あるいは個人を推すために団体が巨額の経費を必要とする、そこにいろいろ問題がございまして、これを改正しなければならぬ、これがもうこの十数年の一致した意見だ、私はこういうふうにおっしゃってまいりました。私は現実にはそのように言われておると思います。

個人が金を使う問題と党が金を使う問題は、私は一応別だと思っております。今後は政党が、自分たちのいわば党勢拡張でもございまして、党として選挙運動をおやりになりますので、それは従来よりも多くなる面はあろうかと私は思います。そこは私も、そこに政治資金の規制とも関連が出てまいりますが、公党として選挙運動をなさるわけではございませんので、私もはどのようになさるか。いままでは個人本位でございまして、いろいろな組織、団体が個人との結びつきでございまして。今後はそれが政党との結びつきで変わっていくであろう、変わっていくかなければならぬ、私は実はそういうふうにおっしゃるのでもございます。そういう面では、各党を通じて新しい全国区の選挙運動の方法が編み出されてまいるのはないか。また、確かに地方区との関連がございまして、地方区の立候補者をどのようになさるか、これは各党で真剣にお考えになることと思ひますけれども、候補者がふえればあるいはそれだけ各政党のお金は必要がふえるかも知れません。

あるいはふえると言つてよろしいかも知れません。そこにはそう政治的な弊害というものはないのじゃないか。公党として今後の新しい選挙制度で地方区をどう戦うか、全国区の運動をどうやるか、これは新しく各党でお考えになっていただきたい問題だ、私はこのように思つておるわけでございます。

○安藤委員 私が先ほど申し上げたように、全国区での選挙のあり方が、選挙運動の大幅規制によつて政党の選挙活動というものが十分でない。だから、先ほど言いましたように、地方区が勝負だというふうなことになる。すべての政党がすべての選挙区でそれぞれ候補者を全部立てる、こういうふうなことになるだろうかということはお考えになったことはありますか。

○金丸参議院議員 地方区の方におきましても相当な選挙戦が戦われるわけでございまして、そのような傾向が出てくるのは当然であらうと思ひます。しかし、これは国全体の選挙でございまして、私はそれだからといって比例代表制の選挙が地方区の選挙だけで左右されるとは決して思ひません。組織を個人が動かしておりましたのが、今度各政党がどのように工夫して動かしていくかというところ、そういう意味で新しい選挙運動の方法が各党でお考えになるようになっていくであろうというところ、それから名簿のつくり方とか政策の訴え方とか、いままでは政党選挙ではございましてけれども、表面は個人選挙でございまして。地方区でもやはりそうでございまして。バックには各政党がついていただいておりますけれども、表面はそうでございまして。今度の新しい全国区の制度は政党が正面に出て政策を掲げて、責任を持って候補者を推薦して戦うという新しい選挙戦になつてまいらんだ。それだからすぐに金がかかるとかいうようなことよりも、新しい選挙戦が今後生まれていくんだ、そしてそれは政党が今度は国民に本当に訴えていくんだ、こういう全く正面に出てきた選挙戦に変わっていくんだ、こういうふう

うに思います。

○安藤委員 そうすると、いまの御答弁によりますと、私が言いましたようなこともあり得るだろう。となると、選挙に金がかかるというお話は、選挙運動に金がかかるのではなくていわゆる選挙に金がかかるんだ。事前運動は一応抜きにしますよ、違法行為だから。準備行為、日常の政治活動、こういうものにも金がかかるんだ、こういうふうにくるつと丸めておみえになるわけですね。とにかく選挙に金がかかるんだ。だから国民に対してうまくいことおっしゃるわけです。選挙に金がかかっておるから、これだけかかっておる、五億、六億という話だ、だからこれはなくさなければいかぬ。いまのお話だと、地方区にすべての政党がすべての選挙区に全部立てるということになると、個人の負担は少なくなるのかもしれない。しかし、政党がやはりお金を使う。供託金も立てかえるというのか、政党が出す。それだけ候補者をたくさん立てれば、供託金、自民党案では倍額ですから、これは大変金がかかりますよ。そして先ほど言いましたようなことも、地方区でお金がかかるというようにも含めるとすると、やはり選挙に金がかかることになってしまふんじゃないですか、ひっくり返して言えば、地方区、全国区ひっくり返ると。とにかく選挙に金がかかるんだという概念で包めば、結局地方区にいままで以上に金がかかる。候補者をよけい出さなくちゃなりませんから、これは当然のことです。供託金ばかりじゃないです。それぞれ選挙区で活動しなければいけません。だから、結局選挙に金がかかるということになるのじゃないですか。そう思われませんか。

○金丸参議院議員 今回の案に基づきまして、全国区の比例代表制の選挙運動をいたします場合の地方区との関係だと思えます。

地方区の各政党の得票数は、地方区の選挙それから衆議院の総選挙、都道府県の議会の議員の選挙によりまして、おおよその見当が各党とおつきになっていられると私は思います。それで、

全くの比例代表制の支援として地方区にもずとお立てになりますものかですね。その点は相当各政党で慎重に考慮なさるのではなからうか。各政党のお考えでございまして、私が申し上げるのは実は私の推測にすぎませんけれども、どの県にも全部地方区候補者を立てて比例代表制の応援をやるんだ、こういう選挙戦をおやりになりますのか。やはりそれぞれの府県の実情をお考えになってどの程度の得票が地方区で得られるか、それを立てることが比例代表制にどの程度のいい影響を持ち得るか、そのところは相当厳密な御検討になるのではなからうか、だから全部の都道府県にすべての政党が候補者をお立てになるようなことではないのではなからうか、私はこう思っております。

わけでございます。だから、金が個人の金から政党の金に変わります。これは事実でございます。これは事実でございます。この金が本当にどのようなふうに入りますか、ふえましてもそれが不当なかです。いけません。この金があるいは日本の政党の今後の発展のためにはいいのか。御質問をお伺いして言っておるわけでございます。でも、私も確信があるわけではございませんけれども、そこをやはり政党とされて真剣にお考えをいただいてみたらどうであらうか。少なくとも数億という金を個人が集めて、あるいは非常に無理に組織、団体をお願いをしてやる選挙よりも、政党が公党として金を集めてそして選挙をやる方がいいのではないかと、そのためには従来よりも党が直接にお使いになる金はふえるかも知れませんけれども、日本の選挙の浄化と政治のためにはそれがいいのじゃないかなと、私はこういう感じがいたします。

○安藤委員 そうしますと、個人の出すお金、個人がいわゆる選挙に使うお金は減る、ぐっと少なくなる、そういうことをお考えになっておられる。しかし、一面、政党が選挙活動も含めていわゆる選挙に使う金はふえるかもしれないというふうにも考えておられるわけですね。それからもう一つ、それはどっちみちそんな

る。何も聞かなくなつてわかるじゃないか」と呼ぶ者あり。それだったら、金がかからないようにすると。言つたつて、個人はかかるかも知れぬけれども、選挙全体としては政党に金がかかるので、すなわち、いわゆる選挙に金がかかることになるのじゃないのかというのを私は言いたいのです。

それとすべての選挙区に全政党がお立てになることはなからうというふうにおっしゃるのですが、それは確認団体として認められた活動がありますよ、それから、公営の三つのやつがありますね、一応全国まんべんなくというのがあつたとしても、しかし、たとえば私は愛知県、これは六人で三人、三人ですから、二人区のところと違ひますけれども、愛知県で地方区の候補者を出さなかつた政党は、その県内においてはわが党に入れたくないといふ声を直接選挙民に訴えることができないのです。完全に空白ですよ。それで、どう。そんなことを自民党さんだって考えないと思ひます。考えられませんが、そんなことが、だからどうしてもこれはすべての選挙区にお立てになるに違ひないという前提で、お金のどのくらいかかるのか、ふえるのかということを考えていたんだかないかと思ひます。どうですか。

○金丸参議院議員 現在百名内外の全国区の候補者がございまして。有力政党に所属する方はその何割かでございます。けれども、これらの方々がお使いになつておられる金は、極端に申しますと一銭も要らなくなるわけでありまして。今度はかわりまして政党が表に出て選挙運動をなさる。地方区にある程度の候補者をたくさんお立てになるといたしまして、従来個人の候補者が全国区の選挙に投じておりました経費よりもはるかに少ないのではなからうか。そういう意味では金がかからなくなることは間違いない。党の金と個人の金との別はございまして、私はその点はそう言えると思ひます。

み行為、これは選挙活動じゃないのですよ。しかしとにかく選挙に金がかかるんだという概念で包めば、個人のふところだろうが政党のふところだろうが、お金がかかるということに關してはちつとも変りないじゃないですか、はくはそこを言つておるのです。

それで、いまいろいろおっしゃつたのですが、時間の關係がありますから次へ進みます。きのうのNHKのテレビニュースだったと思うのですが、自民党の中で今月の三日に比例代表制問題研究会というのを発足なさりましたね。これは新聞にも出ておりますが、これはNHKのニュースですよ、その研究会で、順位が上の人は動かないおそれがある、だからそうなる拘束名簿式の順位の上にランクされた人は、わしは豊ておつても大丈夫だということになってはいかぬので、活発な集票活動を要求することにならう、こういうようなのが報道されておつたのです。うそのことを言うわけじゃないと思うのですが、こうなることと活発な集票活動を上位にランクされた人もやる、上位にランクされなかつた人はもと一生涯懸命やらなければいけません。この集票活動というものは選挙活動だけのものではなくて、先ほどからお話ししております準備行為、瀬踏み行為、こういうようなこともやって、私が名簿に載ります、だから私の名簿を発表した何々党にぜひとも入れてください、これをやらなければ集票活動にならぬじゃないですか。そういう活動はやはり要請されるのじゃないですか。

○金丸参議院議員 私はそれは今後当然のことになつてまいと思ひます。ただ、それに要する経費を個人が持ちこなさるか党が全部賄つていくかという問題はございまして、私は党が賄つていく方が筋だと思ひますけれども、恐らく候補となつての方は全部党まかせにしないで、自分から進んでそのぐらゐの経費は賄つて党のために活動になるのじゃないかなと、こういうふうな推測をいたしております。

○安藤委員 これは東京タイムズの七月三十日に

載っておったのですが、だから八月三日の研究會
発足をおさせになるもう一つ前の話ですが、これ
によりまして、「自民党の名簿作成基準案が二十
九日、明らかにした。」そして議長をトップに
するとかどうとかいう話が出てくるのですが、支
持団体の支持を失った者も名簿に載せないこと
にしたというようにも載っておるのです。恐ら
くこういうことも出てくるのじゃないかと思つて
います。だから名簿に載せないことにしたというこ
とは、名簿に載せる、まず公示になる前の話です
ね、その準備作業のころの話ですよ。となると、
名簿に載せてもらおうとすれば、その予定の人は
やはり自分の支持団体へ行つて、支持してくれ、
名簿に載せてもらおうようにしてくれ、こういうこ
とを、全国津々浦々かどうかは知りませんが、や
はりいまだと同じような行動をしないと載せて
もらえないことになりかねないということにな
つてしまふのじゃないでしょうか。その辺のと
ころはどうお考えになりますか。

〔塩崎委員長代理退席、委員長着席〕

○金丸参議院議員 そのようなことは今後私は
あると思ひます。あると思ひますが、現在個人
を団体で支援するという形の全国の運動でござ
います。今後はその個人の名前を支持団体を通じ
て有権者に書いてもらふというふうな選挙運動は
必要になつてまいりますから、先ほど申し上げ
ましたように従来の支持団体、支持組織と個人と
の関係が党との関係に変わっていく、私はこうい
うふうに思ひます。そういう面から従来のような
経費を要するということは、私は、全然とまでは
申し切れないうちもわかりませんが、ほとん
どそういうふうなことは必要になつてまいるの
ではなからうかと思ひます。

○安藤委員 どうもその辺が金丸先生お考えが甘
いのか、もう知つておいでの上でなおかつそうい
うことをおっしゃるのかわかりませんが、いま言
いましたように支持団体の支持を失つたら名簿に
載せないことにする、こういうこともあり得ると
おっしゃつたですね。それから三日に発足された

自民党の比例代表制問題研究會、ここで、幾つか
あるのです、五つほどありますが、その中で本人
及び支持組織の党への貢献度を考慮する、こうい
うのもあるのです。となると、本人あるいはそ
れを支持している組織の貢献度というところ、これ
はどういうことが出てくるというふうにいまだお考
えになつておられますか。

○金丸参議院議員 その研究會には私も出席も
いたしておりませんし、案もまだいろいろとわ
ざとして実は党内でも言われておるような状況で
ございます。担当の方はいろいろと案を練つてい
らっしゃるようでございますけれども、その具体
案を見まされれば、私もただいまお答えのしよ
うもございせんのでお許しをいただきたいと思
ひます。

○安藤委員 いや私がお尋ねしておる趣旨は、拘
束名簿式比例代表制案でしよう、だから順位をつ
けなければいかぬ、その前に名簿をつくらなきや
いかぬというときにやはりいろいろなお考えになつ
てこられたと思うのです、金がかからない公明正
大な選挙が行われるように。じゃその拘束名簿式
名簿をつくるにどういふようなことが考えられ
るだらうかということとは当然お考えになつたと
思ふのです。その一つの具体的な事例がこうい
うふうになつてあらわれてきているのじゃないか
と私は思ふのです。だから、こうなるとやはりそ
の人の集票能力、得票能力あるいは支持団体から
の力の入れ力、いろいろあると思うのです。行動
力、識見、そういうものを勘案するのですが、やは
り党への貢献度、これは当然出てくる話だと思
うのです。そうすると、得票能力というののも一つあ
らうかと思ひますが、自分を支持してくださつて
いるその組織に対して、ネジをわが党に巻いても
らいたくないことになつてくるのは、これは
当然の行きつくところだらうと思ふのです。ネジ
を巻いてくれ、よしネジを巻こう、何でネジを巻
くのですか。結局どうしてもこれは、先ほどから
お話を伺つておりますように党としての活動費は

ふえるだらうということになると、そのふえるだ
らうという活動費を賄うためにより多く献金とい
う形にならうかと思ふのですが、あるいは寄付と
か、そういうのを出した方が貢献度が高い、こ
ういふことになつてくるんじゃないのですか、そ
ういふようなことはお考えになつたことはないの
でしょうか。

○金丸参議院議員 そういう点については考え
方はございせん。やはり百万内外の得票を得て当
選させるような支持団体もございますから、そ
ういふ支持団体が従来と同じようにフルに支援して
いただくというふうな方法をいろいろ考える、そ
ういふ意味が支持基盤との関係というふうな考慮
になつてくるのではなからうかと思ひますが、こ
れは各党でいろいろお考えになつていらつしやる
と思ひますけれども、新聞の御指摘のものは自民
党内の問題でございまして、自民党内の問題で
ございまして、それを中心に論議していこうとい
う段
階のようであつたので、私はいまこで何とも
申し上げかねます。これは自民党の全く内部の
問題でございまして、名簿の作成について、資金の
多寡によつて、載せるとか順位をつけるとか、私
はそういうことは絶対にないと思ひます。

○安藤委員 全くそういうことがないと確信をな
さつておられるのであれば、名簿に登載する際におけ
る罰則がついていますね。あのようなくとも本
当はなしにした方が、確信をしておられる筋が一
番通るのじゃないかと思ふのです。ところが、あ
いいうような罰則はちゃんとつけておられるとい
うことは、やはりあり得るのではないかと懸念し
ておられる証拠だと思ふのです。だから、私は
何もいま自民党の中でいろいろやっておられるこ
とがどうのこうのといふことを申し上げるつもり
は毛頭ありません。やはりお考えいただいできて
おるうちのこれは一つではないか。また、この法
案をおつくりになる過程で当然お考えになつてし
かるべき問題じゃないか。それがやはり、先ほど
も申し上げましたが、こういう形で一つの例とし

て出てきているのではないか。だから、この辺の
ところはきれいな事を言つていらつしやるけれど
も、それだつたらあんな罰則なんかなしでいいの
ですよ。それを罰則をつけておられるということ
は、やはりその辺のところを懸念しておられるの
じゃないかと思ふのです。

時間が来ましたから、それを最後にお尋ねし
て、私の質問を終わります。

○金丸参議院議員 やはりお互い人間でございま
すので、どういふようなことがあるかも知れま
せん。名簿の作成はこの制度の非常に重要な点で
ございまして、国民の信頼を担保するという意
味で、念のために罰則の規定まで設けて公正に行
われるようにしたい、こういう考えからでござい
ますので、御了承いただきたいと思ひます。

○安藤委員 さっぱりわかりませんが、とにかく
終わります。

○久野委員長 次回は、来る六日午前十時理事
會、午前十三時十分委員會を開会することとし、
本日は、これにて散會いたします。

午後六時五十四分散會